

# 檀原市体育施設 指定管理者 管理運営の基準

(檀原市香久山体育館・香久山公園

・檀原市万葉の丘スポーツ広場、

檀原市ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園、

檀原市曾我川緑地体育館・曾我川緑地、

檀原市中央体育館)

令和3年8月

檀原市

## 目 次

第一章	総則 .....	1
1.	本書の位置づけ .....	1
2.	基本的事項 .....	1
3.	事業方針 .....	2
第二章	事業概要 .....	4
1.	施設概要 .....	4
2.	管理運営の区分 .....	12
3.	利用状況等 .....	12
4.	業務分担 .....	13
5.	リスク分担 .....	15
6.	指定期間 .....	15
第三章	施設運營業務 .....	16
1.	施設共通 .....	16
2.	広場・駐車場等 .....	24
第四章	維持管理業務 .....	26
1.	基本的事項 .....	26
2.	施設・設備維持管理業務 .....	26
3.	備品管理業務 .....	28
4.	植栽管理業務 .....	29
5.	清掃業務 .....	29
6.	環境衛生管理業務 .....	29
7.	保安警備業務 .....	30
8.	関係施設等の連携業務 .....	30
第五章	経営管理業務 .....	32
1.	事業準備 .....	32
2.	許認可等の取得・届出 .....	32
3.	事業計画 .....	32
4.	事業報告 .....	33
5.	年度協定 .....	34
6.	各種規程・マニュアル .....	34
7.	事業評価 .....	34
第六章	自主事業 .....	36
1.	スポーツプログラム提供事業 .....	36

2.	利用促進・サービス向上事業 .....	36
3.	飲食・物販事業 .....	36
4.	自主事業報告 .....	36
5.	原状回復 .....	38
第七章	その他 .....	39
1.	関係機関等との連絡調整 .....	39
2.	市等の要請への協力 .....	39
3.	公園等の利活用に向けた協力 .....	39
4.	施設命名権・広告導入 .....	39
5.	指定期間終了時等の取扱い .....	39
<資料編>	.....	40
別紙 1	本件施設平面図 .....	40
別紙 2	本件施設の利用状況 .....	71
別紙 3	収支の状況 .....	74
別紙 4	リスク分担表 .....	78
別紙 5	本件施設の使用時間及び休場日・種類及び使用料 .....	79
別紙 6	本件施設の設備機器等概要及び管理業務基準 .....	83
別紙 7	修繕等実績一覧 .....	101
別紙 8	貸与備品一覧 .....	110
別紙 9	自主事業概要一覧 .....	123

## 第一章 総則

### 1. 本書の位置づけ

本書は、檀原市（以下「市」という。）が、檀原市香久山体育館・香久山公園・檀原市万葉の丘スポーツ広場、檀原市ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園、檀原市曾我川緑地体育館・曾我川緑地、檀原市中央体育館（以下これらの体育施設及び公園施設を合わせて「本件施設」という。）の管理運営を行う指定管理者を募集するに当たり、本件施設の管理運営に関し、市が指定管理者に要求する管理運営の基準を示すものであり、別に配布する檀原市体育施設指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）と一体のものである。本事業の目的達成のために必要な業務等については、募集要項、管理運営の基準、協定書（以下「募集要項等」という。）に明記されていない事項であっても、本件施設の管理運営を行う指定管理者として選定された法人その他の団体（以下「法人等」という。）の責任において全て完備あるいは遂行する。

なお、本書は、「檀原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例」（平成 16 年条例第 14 号）、「檀原市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」（平成 17 年規則第 15 号）、本件施設に係る条例及び施行規則に規定する市長の定める基準として位置付けるものである。

<本件施設に係る条例及び施行規則>

対象施設	条例及び施行規則
檀原市香久山体育館 檀原市ひがしたけだドーム 檀原市曾我川緑地体育館 檀原市中央体育館	檀原市立体育館条例（平成 17 年条例第 21 号） 檀原市立体育館管理運営に関する規則（平成 24 年規則第 33 号）
檀原市万葉の丘スポーツ広場	檀原市万葉の丘スポーツ広場条例（平成 17 年条例第 22 号） 檀原市万葉の丘スポーツ広場管理運営に関する規則（平成 24 年規則第 34 号）
香久山公園 東竹田近隣公園 曾我川緑地	檀原市公園条例（平成 17 年条例第 28 号） 檀原市公園条例施行規則（平成 17 年規則第 29 号）

### 2. 基本的事項

指定管理者は、指定期間における業務の実施に当たり、本書に示す基準を満たした管理運営を行うとともに、法令、条例、規則、その他市の定めるところに従わなければならない。また、市民の平等な利用を確保するとともに、特定の団体（指定管理者を含む。）や個人に有利又は不利になる管理運営を行わないように特に留意すること。

### 3. 事業方針

指定管理者は、本件施設の設置目的、市の政策、目指す方向性、社会的使命や役割、特徴及び運営理念等の適正な理解に基づき、管理運営を実施すること。

#### (1) 設置目的

本件施設の設置目的を以下に示す。

<本件施設の設置目的>

対象施設	設置目的
檀原市香久山体育館 檀原市ひがしたけだドーム 檀原市曾我川緑地体育館 檀原市中央体育館	市民の体育・レクリエーション活動を促し、健康の増進及び体力維持向上に寄与するとともに、公共の用に供すること。 市民の安全・安心な暮らしをサポートする、災害時の指定避難所として指定されている。
檀原市万葉の丘スポーツ広場	市民のスポーツ及びレクリエーション活動に寄与し、健康の増進及び体育の振興に資すること。
香久山公園 東竹田近隣公園 曾我川緑地	市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供すること。

#### (2) 檀原市総合計画

檀原市第4次総合計画における本事業に関する主な方針を示す。

##### ① 基本計画

##### I-6 スポーツ

- ・目指す姿  
市民がさまざまなかたちでスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らしています。
- ・成果指標  
日常的にスポーツに親しんでいる市民の割合  
実績値：39.2%

##### IV-21 公園・緑地

- ・目指す姿  
市民の参加により公園・緑地などの身近な潤い空間が管理され、誰もが憩いの場として快適に利用できています。
- ・成果指標  
市民に憩いの場として利用できる公園・緑地があると感じる市民の割合  
実績値：49.6%

## ② 実施計画（令和3年度）

<本件施設の数値目標>

成果指標（利用者数）	数値目標	
	令和4年度	令和5年度
橿原市香久山体育館、橿原市万葉の丘スポーツ広場、 橿原市ひがしたけだドーム、橿原市曾我川緑地体育 館、曾我川緑地、橿原市中央体育館	282,200人	292,200人

## （3） 橿原市スポーツ推進計画

橿原市スポーツ推進計画（平成27～36年度）における基本理念及び基本方針を示す。

基本理念	市民のだれもがスポーツに親しみ、健康で豊かに暮らせる まち「かしはら」
基本方針	基本方針1：スポーツを「する」活動の推進 基本方針2：スポーツを「支える」活動の推進 基本方針3：スポーツを「応援する」環境整備 基本方針4：スポーツ活動の礎となる基盤整備

## （4） 運営理念

本件施設の管理運営においては、コスト削減はもとより、スポーツ関係団体や関係者との連携強化によるスポーツイベントの積極的な誘致、魅力的なスポーツ教室等の開催、工夫あるイベント情報の提供等によるサービスの向上など、幅広い利用者へのサービス提供・利用促進に努め、もって「橿原市スポーツ推進計画」等の趣旨に則り、スポーツ振興に資する施設運営や事業を展開することを基本的な運営方針とする。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本件施設においても、臨時休館（休場）を行い、現在も、利用制限を講じた運営を余儀なくされている。感染症対策を講じた新しい生活様式の実践が求められるなか、市民の価値観やライフスタイルにも様々な影響や変化が生じている。

本件施設の管理運営においては、従来どおりの施設運営だけでなく、感染症対策を見据えた新たな運営方法や事業展開が求められるところである。

以上のことを踏まえ、指定管理者の自主的な経営努力による効率的な運営と創意工夫に基づいた新たな取組みが図られることを期待する。

## 第二章 事業概要

### 1. 施設概要

#### (1) 対象施設

指定管理者が管理運営を行う対象施設の概要を以下に示す。(別紙 1「本件施設平面図」を参照のこと)

##### ① 橿原市香久山体育館・香久山公園

名称	橿原市香久山体育館		
所在地	橿原市南山町 624 番地		
敷地面積	30,705 m <sup>2</sup> (香久山公園を含む)		
建築面積	1,242.22 m <sup>2</sup>		
延床面積	2,024.63 m <sup>2</sup> +地下階 2,745.37 m <sup>2</sup>		
構造	鉄筋コンクリート造 (一部木造) 地上 2 階・地下 1 階		
開館年月	平成 5 年 7 月		
施設概要	1 階	事務室	1 室
		湯沸室	1 室
		更衣室有	1 室
		救護室	1 箇所
		ロビー・エントランスホール	1 室
		会議室	1 室
		倉庫 (トレーニングルーム内、スタジオ、事務所前、テラス横)	4 室
		機械室	1 室
		エレベーター・エレベーター室	1 基 (室)
		エレベーター機械室	1 室
		トレーニングルーム	1 室
		リラクゼーションルーム	1 室
		スタジオ	1 室
		テラス	1 箇所
		更衣室 (男女ロッカー室 (洗面所有))	2 室
		シャワー室 (男女)	2 室
		トイレ (男女 (洗面所有))	2 室
多目的トイレ	1 室		
2 階	アリーナ (体育室) 31m×31m	1 室	
	アリーナ器具庫	1 室	
	アリーナデッキ	2 箇所	

施設概要	2階	アリーナバルコニー 待合ホール 清掃員控室 テラス トイレ（男女（洗面所有）） 多目的トイレ	3箇所 1箇所 1室 1箇所 2室 1室
	地下階	書庫 倉庫 アーチェリー練習場	1室 1室 1室
	駐車場	体育館駐車場 駐輪置場 香久山公園駐車場	36台 1箇所 60台
	公園	木製ステージ 複合遊具 健康遊具 他附属施設	1式



## ② 檀原市万葉の丘スポーツ広場

名称	檀原市万葉の丘スポーツ広場	
所在地	檀原市戒外町 43 番地の 1	
敷地面積	41,038.47 m <sup>2</sup>	
建築面積	103.7 m <sup>2</sup>	
延床面積	103.7 m <sup>2</sup>	
構造	木造 地上 1 階	
開館年月	平成 8 年 10 月	
施設概要	事務室・倉庫 談話室 休憩室 倉庫 シャワールーム（男女） トイレ（男女） 多目的トイレ パターゴルフ場	1 室 1 室 1 室 1 室 2 室 2 室 1 室 9 ホール
施設概要	テニスコート（透水性砂入り人工芝） 屋外トイレ・倉庫 アーチェリー・弓道（遠的）場 ちびっこ広場 洛陽牡丹園 駐車場	6 面 1 室 6 レーン 1 箇所 1 箇所 57 台

### ③ 橿原市ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園

名称	橿原市ひがしたけだドーム		
所在地	橿原市東竹田町 124 番地の 1		
敷地面積	19,858.62 m <sup>2</sup> (東竹田近隣公園を含む)		
建築面積	1,588.01 m <sup>2</sup>		
延床面積	1,465.21 m <sup>2</sup>		
構造	(アリーナ部門・健康器具置場) 鉄骨造平屋建 (管理部門) 鉄筋コンクリート平屋建		
開館年月	平成 22 年 5 月		
施設概要	1 階	事務室	1 室
		湯沸室	1 室
		エントランスホール	1 箇所
		ロビー	1 室
		子供の遊びコーナー	1 箇所
ブロー室		1 室	
アリーナ (体育室) 38m×23m 人工芝		1 室	
テラス		1 箇所	
更衣室 (男女)		2 室	
トイレ (男女 (洗面所有))		2 室	
多目的トイレ	1 室		
器具庫	2 室		
PH 階	空調機置場	1 箇所	
屋外	健康器具置場 (腹筋ベンチ、うであげアーチ、ぶらぶらストレッチ、背のばしベンチ)	1 箇所	
駐 車 場	駐車場	27 台	
	駐輪置場	1 箇所	
公園	芝生広場 親水施設 (噴水及びせせらぎ水路) 修景池 多目的広場 複合遊具等 他付属設備	1 式	

④ 檜原市曾我川緑地体育館

名称	檜原市曾我川緑地体育館		
所在地	檜原市曾我町 1212 番地		
敷地面積	74,479 m <sup>2</sup> (曾我川緑地を含む)		
建築面積	4,715.33 m <sup>2</sup>		
延床面積	3,088.85 m <sup>2</sup>		
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階		
開館年月	平成12年7月		
施設概要	1階	事務室	1室
		更衣室	1室
		救護室	1室
		湯沸室	1室
		エントランスホール	1箇所
		シューズロッカー室	1箇所
		倉庫	7室
		機械室	2室
		電気室	1室
		アリーナ (体育室) 36m×24m	1室
		武道場 29m×15m	1室
		トレーニングルーム	1室
		体力測定室	1室
		物入	1室
		スポーツスタジオ	1室
		湯沸室	1室
ジュニアルーム	1室		
更衣室 (男女 (身障者更衣室有))	2室		
シャワー室 (男女)	2室		
トイレ (男女 (洗面所有))	2室		
多目的トイレ (男女)	2室		
2階	メンテナンススペース	1箇所	
	機械室	1室	
	設備スペース	1箇所	
地下階	ピロティ	1室	
駐車場	駐車場	14台	

⑤ 曾我川緑地

名称	曾我川緑地	
所在地	檀原市曲川町 958 番地の 3	
施設概要	テニスコート（透水性砂入り人工芝） 多目的グラウンド	2 面 1 箇所
	駐車場	120 台
	公園 トイレ（男女・多目的）2 箇所 流水施設 じゃぶじゃぶ池（県所管地） 水路（県所管地） 芝生広場 ちびっこ広場（複合遊具等） 他付属設備	1 式

⑥ 橿原市中央体育館

名称	橿原市中央体育館		
所在地	橿原市小房町 11 番 1 号		
敷地面積	2,400 m <sup>2</sup>		
建築面積	2,085.53 m <sup>2</sup>		
延床面積	3,653.71 m <sup>2</sup> + 事務所棟 368.89 m <sup>2</sup>		
構造	鉄筋コンクリート 3 階建 一部鉄骨造		
竣工年月	昭和 46 年 7 月		
施設概要	1 階	倉庫 (大) ピロティ 楽器器具庫 (シルバー人材センター作業場予定) 階段下倉庫 (シルバー人材センター作業場予定) 機械室 電気室 発電機室 ポンプ室 更衣室兼シャワー室 (シルバー人材センター作業場予定)	1 室 1 室 1 室 1 室 1 室 1 室 1 室 1 室 1 室
	1 階 事務所棟	倉庫及び物入 EV (使用不可) EV 機械室 男子トイレ 女子トイレ 多目的トイレ 給湯室	5 室 1 室 1 室 1 室 1 室 1 室 1 室
	2 階	アリーナ 35m×23.2m ステージ 競技場より H=1.2m 男子更衣室 (トイレ付) 男子シャワー室 女子更衣室 (トイレ付) 女子シャワー室 器具庫	1 室 1 室 1 室 1 室 1 室 1 室 2 室

	2階 事務 所棟	事務室	1室
		給湯室	1室
		館長室	1室
		玄関ホール	1室
		玄関ポーチ	1箇所
		EV（使用不可）	1室
		男子トイレ	1室
		女子トイレ	1室
	多目的トイレ	1室	
	3階	観客席	444脚（固定）
休憩ホール		1室	
映写室		1室	
放送室		1室	
照明室		2室	
男子トイレ		1室	
女子トイレ	1室		
3階 事務 所棟	EV（使用不可）	1室	
	多目的トイレ	1室	
	給湯室	1室	
屋外	設備スペース	1箇所	

※ 市が橿原市中央体育館1階に保管する備品・用具等の物品（第四章 維持管理業務 3. 備品管理業務（1）本市が保有する備品（貸与備品）以外のもの）については、市が管理を行うものとする。

## 2. 管理運営の区分

指定管理者は、本件施設を下記の管理区分に従い管理運営を行うものとする。

管理区分	施設名	所在地	開設年
A	橿原市香久山体育館	橿原市南山町 624 番地	平成 5 年 7 月
	香久山公園		昭和 63 年 9 月
	橿原市万葉の丘スポーツ広場	橿原市戒外町 43 番地の 1	平成 8 年 10 月
B	橿原市ひがしたけだドーム	橿原市東竹田町 124 番地の 1	平成 22 年 5 月
	東竹田近隣公園		平成 22 年 3 月
C	橿原市曾我川緑地体育館	橿原市曾我町 1212 番地	平成 12 年 7 月
	曾我川緑地	橿原市曲川町 958 番地の 3	
D	橿原市中央体育館	橿原市小房町 11 番 1 号	昭和 46 年 7 月

## 3. 利用状況等

本件施設の利用状況及び収支の状況については、別紙 2「本件施設の利用状況」、別紙 3「収支の状況」を参照のこと。

#### 4. 業務分担

##### (1) 本件施設（橿原市中央体育館を除く。）の業務分担

本件施設（橿原市中央体育館を除く。）の管理運営に係る市と指定管理者の主な業務分担を以下に示す。

項目		内容	市	指定 管理者
施設 運営 業務	管理運営体制の構築	有資格者の配置、管理運営体制の構築		○
	受付業務	施設利用に係る受付・案内・調整		○
	利用料金の設定・徴収	利用者に対する利用料金の設定・徴収・管理		○
	情報管理	管理運営に伴う情報管理		○
	防火管理	施設の防火管理体制の整備※1		○
	巡回警備	施設・駐車場等の保安警備		○
維持 管理 業務	運転管理	施設・設備の運転		○
		用役調達・管理※1		○
	保守・点検	施設・設備の保守点検※1		○
	修繕※2	所定要件※2の施設・設備の修繕		○
		上記以外の修繕	○	○
		施設・設備等の保全計画の策定		○
	備品管理	貸与備品・所有備品・物品等の管理		○
	植栽管理	植栽の剪定・除草等の維持管理		○
	清掃	施設の清掃、美観の維持		○
環境衛生管理	施設の安全衛生・環境保全		○	
経営 管理 業務	許認可等	管理運営に伴う許認可等の取得・届出	○	○
	事業計画	管理運営に係る事業計画・各種計画の作成		○
		管理運営に係る各種規程・要領の作成		○
	事業報告	管理運営に係る事業報告・業務報告の作成		○
		管理運営に係る事業評価	○	○
年度協定	各年度の指定管理料の算定	○	○	

※1 橿原市香久山体育館地下階を含む。

※2 第四章維持管理業務2.(3)修繕業務 参照



## (2) 橿原市中央体育館の業務分担

橿原市中央体育館の管理運営に係る市と指定管理者の主な業務分担を以下に示す。

施設名	管理区分	部屋名
橿原市中央体育館	(ア)	2階～3階
		1階電気室、機械室、発電機室、ポンプ室
		事務所棟1階～3階（1階倉庫を除く）
	(イ)	1階倉庫（大）、ピロティ、事務所棟1階倉庫
(ウ)	1階更衣室兼シャワー室、楽器器具庫、階段下倉庫（シルバー人材センター作業場）	
旧橿原市中央公民館	(エ)	

項目		管理区分	内容	市	指定 管理者
施設 運営 業務	管理運営体制の構築	(ア)	有資格者の配置、管理運営体制の構築		○
	受付業務	(ア)	施設利用に係る受付・案内・調整		○
	利用料金の設定・徴収	(ア)	利用者に対する利用料金の設定・徴収・管理		○
	情報管理	(ア)	管理運営に伴う情報管理		○
	防火管理	(ア)～(エ)	施設の防火管理体制の整備		○
	巡回警備	(ア)(エ)	施設の巡回・警備※2		○
維持 管理 業務	運転管理	(ア)(イ)(エ)	施設・設備の運転・管理		○
		(ア)(イ)(エ)	用役調達※3		
	保守・点検	(ア)(イ)	施設・設備の保守点検		○
		(ア)(エ)	機械警備の保守点検		
		(ア)～(エ)	消防設備の保守点検		
	修繕※1	(ア)(イ)	所定要件の施設・設備の修繕		○
		(ア)～(エ)	上記以外の修繕	○	
		(ア)(イ)	施設・設備等の保全計画の策定		
	備品管理	(ア)	貸与備品・所有備品・物品等の管理		○
清掃	(ア)	施設の清掃、美観の維持		○	
環境衛生管理	(ア)	施設の安全衛生・環境保全		○	

経営管理業務	許認可等	(ア)	管理運営に伴う許認可等の取得・届出	○	○
	事業計画	(ア)	管理運営に係る事業計画・各種計画の作成		○
		(ア)	管理運営に係る各種規程・要領の作成		○
	事業報告	(ア)	管理運営に係る事業報告・業務報告の作成		○
		(ア)	管理運営に係る事業評価	○	○
	年度協定	(ア)	各年度の指定管理料の算定	○	○

※1 第四章維持管理業務2.(3)修繕業務 参照

※2 駐車場及び駐輪場は、万葉ホールと共用し、市(万葉ホール所管課)にて管理

※3 第四章維持管理業務8.関係施設等の連携業務 参照

## 5. リスク分担

本件施設の管理運営における主要なリスク分担は、別紙4「リスク分担表」を参照のこと。

## 6. 指定期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

(会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。)

## 第三章 施設運營業務

### 1. 施設共通

#### (1) 基本的事項

指定管理者は、関係法令、募集要項等並びに協定書締結後に指定管理者が自ら作成する事業計画書及び規程等に従い、本件施設の管理運営を行うものとする。

指定管理者は、自らのノウハウを積極的に活用し、創意工夫することにより、合理的かつ効率的に業務を実施し、利用者満足度の向上、スポーツ・レクリエーションの振興、利用者の健康増進に努めること。また、利用者の安全及び快適性の確保に努めること。

#### (2) 使用時間及び休場日

使用時間及び休場日は、本件施設に係る条例及び施行規則の規定による（別紙5「本件施設の使用時間及び休場日・種類及び使用料」参照）。ただし、指定管理者は市の承認を得てこれを変更することができる。

また、市が、本件施設の管理運営上必要があると認めるときは、臨時に使用時間を変更し、又は使用時間以外の時間に施設を開場させ、あるいは臨時に休場日を変更し、又は上記休場日以外の日を休場日とすることができる。この場合、指定管理者は利用者への周知について必要な措置を講じること。

#### (3) 施設の使用に係る料金

##### ① 本件施設の使用に係る料金の設定

指定管理者は、本件施設に係る条例及び施行規則の規定による使用料（別紙5「本件施設の使用時間及び休場日・種類及び使用料」参照）の金額の範囲内で、本件施設の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）をあらかじめ市の承認を得て定めることができる。ただし、利用料金の変更が必要な場合には市と協議を行うものとする。

##### ② 利用料金等の取扱い

###### ア. 利用料金の徴収・管理

指定管理者は、自らが定めた利用料金の徴収を行う。利用料金の徴収は、原則として前納とする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合はこの限りではない。また、徴収したすべての利用料金について、必要な帳簿を作成すること。

###### イ. 収入の帰属

指定管理者は、利用料金を自らの収入とすることができる。なお、指定管理者が自らの収入とすることができる利用料金は、当該指定期間における利用料金に限る。

#### ウ. 利用料金の還付

指定管理者は、市が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

### (4) 受付業務

#### ① 利用受付

指定管理者は、本件施設の使用に係る受付業務として次のことを行うこと。また、適正かつ円滑な受付業務を実現するために必要な人員・設備等を確保するとともに、利用者の利便性を重視し、円滑に受付業務を継続できるように努めること。本件施設の使用に際し、早期に使用日を決定することを要するものに係る日程調整については、申請の内容を精査したうえで、調整会議を開催し、年間の大会等開催日程を定めること。なお、現在行っている利用受付状況を以下に示す。

- ・利用予約等の受付、案内、管理
- ・利用料金の徴収
- ・施設の案内（来館（場）者及び見学者等への応接等を含む）
- ・電話対応
- ・館内放送
- ・各種スポーツ情報の案内
- ・その他受付業務に必要な事項

#### ア. 橿原市香久山体育館（アリーナ）、橿原市曾我川緑地体育館（アリーナ・武道場・スポーツスタジオ）、橿原市中央体育館（アリーナ）の一般利用の受付

利用調整会議（スケジュール会議）に先立って施設の空き状況を公開し、会議の出席申込の受付を行っている。

利用調整会議（スケジュール会議）を実施し、3ヶ月単位での利用調整を行っている。

会議実施月	スケジュール調整月
2月	4～6月分の調整
5月	7～9月分の調整
8月	10～12月分の調整
11月	1～3月分の調整

利用調整会議（スケジュール会議）後に電話・窓口にて受け付けている。

#### イ. 橿原市万葉の丘スポーツ広場（テニスコート・アーチェリー場・パターゴルフ場）の一般利用の受付

利用日の3ヶ月前から窓口及び電話にて利用予約が無い場合に順次申請を受け

付けている。

#### **ウ. 曾我川緑地（テニスコート・多目的広場等）の一般利用の受付**

利用日の 1 ヶ月前から窓口並びに電話にて利用予約が無い場合に順次申請を受け付けている。

#### **エ. 橿原市ひがしたけだドーム（アリーナ）の一般利用の受付**

利用調整会議（スケジュール会議）に先立って施設の空き状況を公開し、会議の出席申込の受付を行っている。

利用調整会議（スケジュール会議）を毎月実施し、翌々月の調整を行っている。

利用調整会議（スケジュール会議）後に電話・窓口にて受け付けている。

#### **オ. ふるさと納税に関する受付**

「曾我川緑地体育館・香久山体育館共通トレーニングルーム定期券」をふるさと納税の返礼品として取り扱っており、返礼品の受付及び返送をしているため、指定管理者は必要な協力を行うこと。

## **② 使用許可**

指定管理者は、有料施設等を使用しようとする者からの申請を受け、申請の内容が適切であると認められる場合は、許可を行うことができる。本件施設の使用許可、使用許可の取消し及び使用の制限に当たっては、本件施設に係る条例、施行規則、「橿原市行政手続条例」（平成 8 年条例第 28 号）及び「橿原市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」（平成 9 年規則第 3 号）を遵守して行わなければならない。

指定管理者は、申請の内容が適切でないとして認められる場合、申請を不許可とすることができる。ただし、不許可の理由に関して、申請者に十分な説明を行うこと。なお、指定管理者が行った使用許可・不許可に対する不服申立ては、地方自治法第 244 条の 4 第 3 項に基づき市が対応するものとする。

## **③ 行為許可**

指定管理者は、「橿原市公園条例」第 28 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、本件施設のうち公園区域内における次の行為について、本件施設の利用に支障のない範囲で、市の承認を得て、許可を行うことができる。

- ・物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- ・指定された場所以外へ車両等を乗り入れること。
- ・競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- ・花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。

## **④ 案内支援**

#### **ア. 接客案内**

指定管理者は、本件施設の利用者の利便性及び安全性に十分に配慮するとともに、利用者に対し平等かつ丁寧に対応すること。また、本件施設の利用に際し、利用方法、注意事項及び禁止事項等を適切に周知・案内すること。

#### **イ. 要望・苦情対応**

指定管理者は、本件施設に関する要望及び苦情に対して誠意をもって対応するとともに、市へ内容を報告すること。また、要望・苦情を分析し、市と協議の上、改善に努めること。

#### **ウ. 迷子・拾得物・不法投棄等**

指定管理者は、迷子の捜索・保護及び放送、拾得物の保管及び遺失物の捜索、不法投棄等の対応を行うこと。状況に応じて警察等の協力を要請する等、適切な対応に努めること。

#### **エ. 施設利用に係る指導**

施設利用者に喫煙など条例・規則・内規に基づく制限などを注意し、指導すること。また、防災上不適切な場合など、各種法令に従い是正要請を行い、指導すること。

### **⑤ 用具等貸出業務**

指定管理者は、利用者の活動等の便宜を図るために、本件施設の備え付けの備品、用具等を必要に応じて貸し出すこと。用具等を貸し出す際には、利用者の利便性を重視し、用具等の取扱い説明を行うとともに器具庫から用具等を搬出するなどの支援を行うこと。

### **⑥ 優先利用（公的行事）受付**

市から事前に申し出のあった公的行事等については、一般利用に優先するものとする。また公共的団体から直接申し出のあった場合は、市と協議を行うこと。

### **⑦ 奈良電子自治体共同運営システム（施設予約サービス）「e古都なら」の活用**

利用者登録カードの発行を行うとともに、利用調整会議（スケジュール会議）終了後、システムを用いて施設の空き状況の照会と予約受付を行うこと。

### **⑧ 利用後の確認**

指定管理者は、適時に施設内を巡回し、施設利用者の状況把握、利用を終了した施設の片付け等の復旧を行うとともに、冷暖房、照明機器の電源は、利用終了後速やかに切り、節電に努めること。指定管理者は使用後の施設及び設備の点検を行い、利用者による故障・破損等があれば、利用者と協議の上、正常復旧させること。また、指定管理者

は故障・破損等があれば市へ速やかに報告を行うこと。

## (5) 広報・プロモーション業務

指定管理者は、市民等の利用促進を図るため、必要な情報媒体の作成、配布等、積極的かつ効果的に広報・宣伝を行うこと。

- ・市広報の原稿作成・市への広報掲載の依頼
- ・ホームページの作成、更新等
- ・施設案内リーフレットの作成・配布
- ・必要に応じて、情報紙、各事業のチラシ等の作成・配布

なお、市広報への掲載を依頼する場合は、市と事前に協議し、指示に従うこと。

## (6) 情報管理

### ① 個人情報保護

指定管理者は、「樫原市個人情報保護条例」（平成11年条例第17号）の趣旨に従い、公の施設の管理運営を通じて取得した氏名、住所、生年月日、その他個人に関する情報の適切な管理のために必要な措置等を講じること。また、管理運営に従事している者又は従事していた者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### ② 情報公開

指定管理者は、「樫原市情報公開条例」（平成10年条例第15号）を遵守するとともに、自ら情報公開規程を策定し、本件施設の管理運営に当たり作成又は取得した文書等のうち、公開の必要な情報に関する開示請求に対して、適切に対応するとともに、必要な措置等を講じること。

### ③ 監視カメラの運用

指定管理者は、「樫原市監視カメラ等管理運用要綱」（平成30年告示第188号）の趣旨に従い、監視カメラの運用及び個人情報の保護に関して十分な措置を講じること。

市は必要に応じて本件施設の監視カメラの運用状況に関し、指定管理者から報告を求め、必要な指示を行うことができる。

### ④ 秘密の保持

指定管理者は、業務の実施において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。なお、指定期間終了後も同様とする。

## (7) 職員の配置

### ① 基本姿勢

本件施設に配置される職員は、公の施設の管理者としての自覚を持ち、自らのスキルアップを図り、業務の遂行及び利用者への対応を行うとともに、本件施設の設置目的を理解し、それにふさわしい態度で業務に当たること。

### ② 管理運営体制の構築

指定管理者は、労働関係法令を遵守するとともに、自らの職員又は本書に定める再委託先の職員のうちから本事業を遂行するために必要な有資格者及び人員を確保し、本件施設を適切に管理運営するための体制を構築すること。なお、人員の確保に当たっては、市内での雇用促進に配慮すること。

### ③ 責任者等の配置基準

指定管理者は、公共の福祉と健康づくりに関して十分な見識を有するとともに、施設全体の経営能力を備え、スポーツ施設の管理運営の実績を1年以上有する統括責任者及びこれを補佐する統括副責任者を本件施設の管理区分ごとに配置すること。

統括責任者は、本件施設の管理区分に定める施設の専任とする。ただし、管理区分B「橿原市ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園」及び管理区分D「橿原市中央体育館」については、他の管理区分と兼務することができる。

統括副責任者は、本件施設の管理区分に定める施設の専任とする。

本件施設の管理運営を総括監理する総括監理責任者を定めること。なお、総括監理責任者は、施設全体の管理運営及び経営能力に優れた者とし、統括責任者を兼務することができる。

指定管理者は、施設の運営・サービスの提供に当たって、高い専門性が求められる場合は、専門知識、経験、資格等を有する専門員を配置すること。受付には、利用者への対応等に支障が生じないよう、業務に必要な人員を配置すること。競技大会等の開催及びその準備・撤去の際には、大会主催者等と連携し、必要な人員を確保すること。

総括監理責任者、統括責任者、統括副責任者（以下「総括責任者等」という）は、市の業務日において常に業務連絡及び調整が滞りなく行われるよう、本件施設の管理区分ごとに職員を配置すること。

### ④ 教育・研修

指定管理者は、本件施設に配置される職員に対して、本件施設の管理運営に必要な教育・研修を適宜実施し、利用者サービスの向上に努めること。



## ⑤ 従業員の管理

指定管理者は、本件施設に配置される職員に対し指導及び管理を、下記に留意のうえ、適切に行なうこと。

- ・業務従事者はその職務を認識し、利用者には親切丁寧に接し、不快な思いを与えないように、言葉づかい、服装、接遇などに留意すること。
- ・業務従事者は、制服、名札を着用すること。
- ・各業務に必要なとなる事務処理・機器操作等のマニュアルを作成・更新すること。
- ・各業務従事者に研修を行い、マニュアルに沿って業務内容を周知徹底すること。
- ・業務上必要な知識及び技能等を有し、利用者に負傷、事故等が発生することがないよう管理運営をすること。
- ・業務従事者が車にて通勤する場合は、市が指定する場所に駐車すること。
- ・出納管理や事務処理等の不具合については履行期間中、履行期間終了後にかかわらず、指定管理者の責任と費用負担により解決するものとする。

## (8) 防火管理

指定管理者は、本件施設の火気管理を徹底するとともに、防火管理者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期すものとする。

## (9) 緊急時の対応

### ① 急病等への対応

指定管理者は、本件施設の利用者・来場者等の急な病気・怪我・事故等の発生に備え、応急措置・緊急時の連絡体制等に関するマニュアルを整備し、業務に携わる全ての従事者に周知徹底を図ること。また、AEDを設置し、その取扱いを習熟するほか、日頃から救急法、応急処置法等に基づく訓練・準備等を行うとともに、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。

利用者・来場者等に重大な事故及び犯罪等が発生した場合は、直ちに応急措置を行うとともに、医療機関、市及び関係機関等へ連絡のうえ、適切に対処すること。また、市に対して事故等の状況を書面により報告すること。

### ② 災害等への対応

指定管理者は、災害等における利用者・来場者等の避難・誘導・安全確保等及び必要な通報等についてのマニュアルを作成し、訓練等を実施するとともに、災害等の発生時には的確に対応すること。また、警察、消防等に出動を要請するような災害等が発生した場合は、直ちに市及び関係機関等へ連絡・報告を行うこと。注意報・警報等が発令された場合には、直ちに利用者等に状況を伝達すること。

なお、本件施設は、指定避難所に指定されているため、檀原市地域防災計画に則り、災害時には市の指示に従うとともに、適正な体制を整備しその運営に協力すること。

### **③ 臨機の措置**

指定管理者は、天候等の注意情報が発表された時や事故等が発生した時は、速やかに利用者への注意喚起を行うこと。なお、施設内の安全が著しく損なわれる恐れがあるとき、もしくは緊急に閉場する必要性が生じたときなど、市が、本件施設の管理運営上必要があると認めたときは、利用者の退去または臨時休場とすることができる。なお、閉場等に伴う費用負担については、指定管理者に経済的負担が生じても、原則として市からの補償を行わない。

#### **(10) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に関すること**

指定管理者は、国、県及び市の方針に則り、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る利用制限や緩和等の適切な対応を行うこと。施設利用者が安全・安心に施設を利用できるよう、国、県及び各業種別団体等が策定しているガイドライン、市の方針等を遵守し、感染症拡大防止対策を適切に講じること。

#### **(11) 保険等**

指定管理者は、指定期間の開始までに施設賠償責任保険等の本件施設の管理運営に際して必要となる保険に加入すること。

#### **(12) 再委託**

指定管理者は、本書で規定する業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、事実上の行為として、業務の一部を委託しようとする場合は、事前に市に対し書面で申請し、承諾を得ること。

## 2. 広場・駐車場等

### (1) 基本的事項

広場・駐車場等の運営・維持管理に当たっては、利用者の利便を第一として運営することとし、障がい者、高齢者及び車いす使用者等の車両を優先的に駐車できるよう配慮すること。また、駐車場内の事故、車両の盗難、車上荒らし等の発生の未然防止に努めること。

競技大会時等、駐車場等の混雑が予想される場合は、近隣に支障が生じないように利用状況に応じた駐車場等の開錠・施錠を行うこと。また、大会等の主催者に対し、駐車場内、車両出入口等の要所に車両を誘導する整理員を配置するなど、混雑の緩和、安全の確保について適切な対応を行うよう助言・指導を行うこと。

### (2) 巡回・警備等

指定管理者は、広場・駐車場等の適正な管理のため巡回・監視を行い、損壊箇所の確認、不審物件・不審者等の発見及び対処を行うこと。利用者に対して、禁止事項に関する注意喚起を行うこと。

また、広場・駐車場等の出入口、シャッター、バリカー等の開錠・施錠を行うこと。

本件施設内に放置された自動車を発見した場合は、「橿原市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」(平成6年条例第23号)に基づき措置し、自転車の放置については、所有者照会等を行い、判明しない場合は、周知期間後に撤去等を行うこと。

### (3) 誘導・交通整理業務

指定管理者は、駐車場入口付近や駐車場で交通渋滞等が発生しないよう、車両の監視及び誘導等を適切に行うこと。また、自動車・自転車等の利用者及び歩行者が、安全かつ円滑に通行できるように、適切な誘導・交通整理を行うこと。

警備業務を外部委託する場合は警備業法第2条第1項第1号又は第2号に該当するため、必ず警備業の認定を受けた業者を選定すること。

### (4) 関係施設等の連携業務

指定管理者は、本件施設に隣接する関係施設等(以下「周辺施設等」という。)に関する、以下の業務及び協力を行うものとする。

橿原市香久山体育館・香久山公園・橿原市万葉の丘スポーツ広場(昆虫館との連携)
香久山公園団体利用者(遠足等)からの事前問合せ、日程把握。
香久山公園団体利用及び公園利用者混雑時(行楽期の土日祝日等)の体育館2階トイレ(香久山公園屋外用に兼用)の開放。
雨天時における香久山公園団体利用者(遠足等)への昼食休憩場所(体育館1階テラス)の提供。

奈良県オリエンテーリングパーマネントコース「香久山コース」利用者への対応（スタート起点として、利用者へのコースマップ配布※コースマップは複写も含む）。

橿原市ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園（浄化センターとの連携）

東竹田近隣公園利用者の用に供するため、土日祝祭日において浄化センター駐車場を開放している。

橿原市ひがしたけだドーム及び浄化センターの駐車場等の管理を浄化センター施設管理者と協力して適切かつ円滑に行うこと。（土日祝祭日における公園利用者のため公園通用門及び浄化センター駐車場の出入り口の開閉等。）

年末年始の休館日においても、橿原市ひがしたけだドーム及び浄化センターの駐車場等の管理を浄化センター施設管理者と分担協議し行うこと。

橿原市ひがしたけだドーム利用者及び東竹田近隣公園利用者のバス予約受付及び駐車スペース調整。

橿原市曾我川緑地体育館・曾我川緑地（との連携）

休館日における緑地公園、緑地公園内トイレの出入り口（シャッター）の開閉。

大和川流域治水環境整備の一環として、集中豪雨などの河川の増水時に下流の洪水を防ぐための遊水池機能を備えてるに留意し、災害等の際に利用者の安全を図るための措置（駐車車両及び利用者等の避難誘導等）。

橿原市中央体育館（万葉ホール等との連携）

駐車場を万葉ホールと共用しているため、橿原市中央体育館の予約状況等を万葉ホール所管課に適宜報告し、円滑な施設運営に協力すること。

## 第四章 維持管理業務

### 1. 基本的事項

指定管理者は、本件施設を適切に管理運営するとともに、施設・設備の機能を維持するために、日常点検、法定点検を含む定期点検を実施し、常に施設利用者が快適に利用できる環境を提供すること。

維持管理業務に当たっては、本書のほか「建築保全業務共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）を準用し、安全性・経済性に配慮するとともに、施設・設備が正常に機能しないことが明らかになった場合は、適切な方法により対応のうえ市へ報告すること。ただし、特段の事情がある場合は、指定管理者は市と協議できるものとする。

なお、本件施設の主な管理業務基準を別紙6「本件施設の設備機器等概要及び管理業務基準」（1）「本件施設の設備機器等管理基準」に示す。

### 2. 施設・設備維持管理業務

#### （1） 運転管理業務

指定管理者は、本件施設の適正な運用を図るために行う運転管理並びにこれに関する電力・用水・燃料等の用役調達及び管理を実施するものとする。また、設備に応じて適切な運転記録を作成・管理すること。

#### （2） 保守点検業務

指定管理者は、本件施設の維持管理に必要な保守・点検業務を実施するものとする。

##### ① 日常点検及び保守業務

日常の施設・設備機器の点検、保守を行うこと。また、点検及び対処等の結果について、適切に点検記録を作成・管理すること。

##### ② 定期点検（法定点検を含む）及び保守業務

各法令の定めにより、施設・設備機器の点検を実施し、法令に規定のない場合でも、施設・設備機器の性能・機能保持のため、定期的に運転中の機器を停止し、外観点検、機能点検、機器動作特性試験及び保守業務を実施すること。なお、点検に際し、必要に応じて消耗品等の取替を行うこと。また、点検及び対処等の結果について、適切に点検記録を作成・管理すること。

なお、点検に係る関係機関への各種届出等については、原則として指定管理者が資料等を作成のうえ、これに係る一切の費用を負担するものとする。

##### ③ その他

各種点検の結果、修繕が必要とされる不具合については、指定管理者が劣化等の判定及び修繕方法の検討を行うとともに市に報告を行い、指定管理者は、市と協議の上対応方法を決定するものとする。

### (3) 修繕業務

#### ① 業務範囲

指定管理者は、本件施設の維持管理に必要な修繕1件当たり1,000千円(消費税込)を上限として、実施するものとする。

「修繕」とは、本件施設の経常的な維持管理に必要な建築物の床面・壁面・天井、構築物・その他附属物、電気設備・機械設備・給排水衛生設備・空調設備・消防設備・放送設備・その他の設備等に係る修繕をいう。

大規模修繕(建築基準法第2条第1項第14号及び第15号の規定に基づく工事、耐震補強工事、設備、配線、配管等の全面的な更新並びに設備単位で行う全面的な更新等、本件施設の根幹に係る修繕)や法令などにより施設設置者に施工義務が課された工事は市が実施することとし、修繕に含まない。

指定管理者は、修繕業務に際し、計画、起工、積算、施工監理等を適正に実施すること。修繕費用については、事業計画において管理運営費のうち修繕経費枠として、本件施設における各年度の総計額が8,880,000円/年(税込)以上として、指定管理料に含めて計上すること。この場合、修繕業務の執行額が計画額に満たなかったときは、年度ごとに計画額から執行額を差し引いた額を精算する。ただし、市と協議のうえ承認を得たときは、当該差額を翌事業年度の修繕費に充当することができる。

各年度の修繕実施後の執行額が、上記に定める事業計画の「修繕経費枠」を超過した場合においても、市は指定管理料を変更しない。ただし、特段の事情がある場合は、指定管理者は市と協議できるものとする。

なお、本件施設の主な設備機器等概要を別紙6「本件施設の設備機器等概要及び管理業務基準」(2)「本件施設の設備機器等概要」に示し、過去3ヵ年における修繕の実施状況を別紙7「修繕等実績一覧」に示す。

ただし、別紙1「本件施設平面図」【曾我川緑地修繕業務管理区分】に示す県管理区分については、本業務範囲から除く。

市及び指定管理者の実施する修繕業務の区分は、原則として下記によるものとする。

<修繕業務の区分>

区分		実施者	費用負担	帰属
経常的な維持管理	1,000千円未満/件	指定管理者	指定管理者	市
	上記以外	協議	協議	市
自主事業に伴うもの		指定管理者	指定管理者	指定管理者 (協議)
大規模修繕		市	市	市

## ② 修繕計画

指定管理者は、本件施設の状態を適宜適切に把握した上で、指定期間における保全計画を作成のうえ、上記①に定める経費により、当該年度に実施する修繕の時期、内容等を明らかにした修繕計画を事業計画（第五章 経営管理業務 3. 事業計画 参照）に定め、市の承認を得ること。

また、指定管理者は、各年度の修繕実績に基づき、適宜保全計画の見直しを行うこと。

## ③ 業務実績報告

指定管理者は、各年度終了後速やかに当該年度の修繕の実績を明らかにした報告書を市に提出すること。

## ④ その他

指定管理者が市の所有物を修繕した場合、その修繕方法及び修繕費用に関わらず、所有権は市に継続して帰属する。ただし、自主事業に伴う修繕の場合は、各年度の開始前に修繕内容を記載した計画書を市に提出し、市と指定管理者で協議の上決定するものとする。

### 3. 備品管理業務

#### (1) 市が貸与する備品

指定管理者は、本件施設における市所有の備品等（以下「貸与備品」という。）を無償で使用できるものとする。指定管理者は、貸与備品について善良なる管理を行うものとし、貸与備品の保守点検・修理等に要する費用は、原則として指定管理者の負担とする。また、備品の更新についても、同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達することとし、それに要する費用についても原則として指定管理者の負担とするが、大規模な備品の更新等については、その内容、必要性等について市と協議し、費用負担についてもその都度協議により決定することとする。

貸与備品の修理等が困難となり指定管理者が購入又は調達した備品の帰属は、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

なお、指定期間終了後、指定管理者は貸与備品を市に返却すること。

#### (2) 指定管理者が用意する備品

指定管理者は、本件施設の管理運営に必要となる備品等を自らの責任と費用において購入又は調達し、管理運営の用に供すること。（以下「所有備品」という。）

所有備品が経年劣化等により管理運営の用に供することができなくなった場合には、必要に応じて所有備品を更新し、または調達すること。

所有備品は、指定管理者に帰属することとする。

指定管理者は、指定期間の終了等に伴い指定管理者が変更となる場合、自らの責任と費用により所有備品を撤去又は撤収するものとする。ただし、市と協議のうえ、市または市

が指定するものに対し、所有備品を引き継ぐことができる。

### **(3) 備品台帳の整備**

指定管理者は、備品の管理に当たり、備品台帳を整備すること。備品台帳は、貸与備品と所有備品を区別し管理すること。備品台帳には、整理番号、区分、品名、規格、設置場所、金額（単価）、数量、取得等の区分、取得等年月日を記載すること。なお、備品とは、比較的長期に亘って、その性質、形状等を変えなく使用に耐えるものとし、別紙8「貸与備品一覧」のほか、新たに購入または調達する場合は、購入金額が単価 20,000 円以上の物品をいう。

## **4. 植栽管理業務**

指定管理者は、本件施設の美観維持、利用者及び通行者等の安全確保のため、本件施設内の除草、樹木等の剪定、害虫駆除、施肥、散水等の維持管理を計画的に行うこと。強風や強雨後は公園内や周辺道路の巡回を行い、枯枝の散乱等があった場合は、速やかに適切な措置を講じること。また、公園周辺の住民から公園内の植栽管理に関する苦情等があった場合は、速やかに対応すること。指定管理者は、植栽が枯損した場合は、速やかにその復元等を行うこと。

なお、指定管理者は、樫原市万葉の丘スポーツ広場における洛陽牡丹園の管理を行うにあたり、市の許可を得ることなく牡丹を園外に持ち出し又は営利を目的として事業に使用してはならない。

## **5. 清掃業務**

指定管理者は、本件施設及び敷地内等を常に清潔かつ美観の維持に努め、安全かつ快適な空間として保つため、適切な清掃業務を実施すること。清掃を実施する際は、競技大会等の利用状況の把握に努め、できる限り利用者の妨げにならないよう配慮するとともに、常時清潔な状態を保つように努めること。なお、指定管理者は、予め日常清掃、定期清掃、臨時清掃の計画を立案し、必要な作業員の配置を行うこと。

指定管理者は、本件施設から生じる廃棄物の排出抑制及び資源化に努め、関係法令等に従い適正に処理すること。

## **6. 環境衛生管理業務**

指定管理者は、利用者が常に本件施設を快適に利用できる良質な環境を提供するため、関係法令等を遵守し、飲料水や散水等の定期的な水質検査、浄化槽管理等の沈殿物・異物の除去、害虫除去等、施設の適切な環境衛生の維持に努めること。



## 7. 保安警備業務

指定管理者は、本件施設内及び敷地内等の防犯、防火及び防災に万全を期し、休館日や夜間等は機械警備により安全管理を保ち、利用者が安心して利用できる環境の確保のために保安警備業務を行うこと。当該業務遂行に当たっては、警備責任者として必要な知識・経験・技能を有する者を選任し、建物の利用目的・利用内容等を十分に把握するとともに、必要な巡回・監視等を行うこと。指定管理者は、本件施設の出入口の施錠・開場やその鍵の保管を行うとともに、業務遂行の際に、損壊箇所の確認、不審物件及び不審侵入者等を発見した場合は、必要な措置を講じること。火災・盗難等の事故の発生またはそのおそれがある場合は、警察・消防に通報連絡を行うとともに被害を最小限に食い止め、非常事態に適合した迅速かつ正確な緊急措置を講じること。また、競技大会の来場者誘導等についても、主催者等に対し、適切な助言・指導を行うこと。大会利用など特殊な事情がある場合には、利用者のニーズに合わせて、開錠、施錠を行うこと。

## 8. 関係施設等の連携業務

指定管理者は、周辺施設等に関する、以下の業務及び協力を行うものとする。

周辺施設等共通
周辺施設等の美観を保つため、本件施設開館日におけるごみ拾い等。 本件施設開館日における周辺施設等の損壊、不審物件・不審者等を発見した際の初期対応。
本件施設開館日における周辺施設等での急病人やけが人等への初期対応（関係機関への通報や応急処置）。
橿原市曾我川緑地体育館・曾我川緑地（周辺との連携）
緑地周囲のさざんか等の生垣に発生する害虫に対し、事前に近隣住民に周知の上、消毒を施すなど、適切に対処すること。
香久山公園（周辺との連携）
香久山公園内の管理運営対象外施設の南山町共同墓地に係る用役の代金を支払うものとする。
橿原市中央体育館（万葉ホール等との連携）

橿原市中央体育館及び旧橿原市中央公民館の電力は市が調達し、万葉ホールの受変電設備経由で、高圧電力（6.6kV）を供給する。責任分界点である万葉ホール受変電設備配電盤の主幹遮断器以降は、指定管理者の保守点検、修繕業務の対象とする。また、指定管理者は市側の電気設備保守点検等に必要な協力を行うこと。

指定管理者は、橿原市中央体育館（第二章事業概要4.（2）橿原市中央体育館管理区分（ウ）を除く。）及び旧橿原市中央公民館の電力使用量に応じた電気料金を市に支払うこと。

橿原市中央体育館管理区分（ウ）の更衣室兼シャワー室、楽器器具庫及び階段下倉庫は、改修を経て、令和4年度以降に公益社団法人橿原市シルバー人材センターが作業場として使用する予定である。

当該作業場は、市が（公社）橿原市シルバー人材センターに行政財産目的外使用許可を行う。

橿原市中央体育館管理区分（ウ）のうち更衣室兼シャワー室の電気、水道及びガスについては、メーターが設置されないことから、面積按分等に基づく推計使用量に応じた各使用料金額を算出するものとする。

バス車庫（別紙1 本件施設平面図【橿原市中央体育館】位置図参照）は、改修を経て、令和4年度以降に（公社）橿原市シルバー人材センター事務所として使用予定である。バス車庫の電気及び水道は橿原市中央体育館から引き込みを行い、メーターを設置する予定であるため、メーター使用量の按分等に基づく推計使用量に応じた各使用料金額を算出するものとする。

橿原市中央体育館管理区分（ウ）のうち更衣室兼シャワー室並びにバス車庫の用役使用料については、（公社）橿原市シルバー人材センターの負担とし、当該用役使用料は市が収納事務を行う。

このため、橿原市中央体育館及び旧橿原市中央公民館の用役については、橿原市中央体育館管理区分（ウ）のうち更衣室兼シャワー室並びにバス車庫の用役使用料を除いた用役使用料を指定管理者の負担とする。

## 第五章 経営管理業務

### 1. 事業準備

指定管理者は、本件施設の管理運営に向けた事業の準備を行うこと。なお、市は指定管理者の指定に関する市議会の議決が得られないことにより、本件施設の指定管理者の候補者として選定された法人その他の団体に生じた損害は一切負担しない。

- ・基本協定項目について、市との協議及び基本協定の締結
- ・配置する職員等の確保、職員研修
- ・業務等に関する事業計画書、各種規程等の作成
- ・現指定管理者からの業務引継ぎ
- ・本件施設の管理運営に必要な協議、届出、許認可等の取得
- ・その他、本件施設の管理運営を実施するために必要な準備

### 2. 許認可等の取得・届出

指定管理者は、関係法令等に基づき、本事業に必要な許認可、報告及び届出を自らの責任において行うこと。なお、事実上の行為として各業務について本書の規定により再委託を行う場合には、当該業務について当該再委託先がそれぞれ上記の免許、許可及び認定等を受けていること。

また、市が事業を実施する上で必要となる許認可等を取得するにあたり、協力を行うこと。

### 3. 事業計画

指定管理者は、募集要項等及び指定管理者の指定の申請に際して提案した内容をもとに、次に掲げる事項についての「事業計画書」を当該事業年度の開始10日前までに市へ提出し、その承認を得ること。初年度以降については、「事業計画書」の提出に先立ち「次年度事業計画書案」を、原則として毎年度9月末日までに市へ提出すること。

- ・基本情報（施設概要、開館時間及び利用料金等）
- ・運営計画（各施設方針、スケジュール会議、利用受付方法、広報活動、人員配置計画及び緊急時対応計画等）
- ・本件施設の利用見込み
- ・本件施設の管理運営の収支見込み
- ・本件施設の維持管理計画（保全計画、修繕計画を含む）
- ・自主事業の実施計画及び収支見込
- ・その他市が必要と認める事項

また、市は適宜、本件施設の管理運営の基準を維持するための説明を求め、必要に応じ事業計画書の改訂を求めることができる。

#### 4. 事業報告

指定管理者は、本件施設の管理運営に係る報告書を作成すること。なお、各種報告書の基礎資料として必要な項目について、利用状況、管理運営の実施状況等を記載した業務日誌を記録し、市が指定する期間保管すること。いずれの書式についても、市と指定管理者で協議の上、定めることとする。なお、各種報告内容について、指定管理者は市の求めに応じ随時、説明・閲覧等を可能とすること。

##### (1) 定例または随時の業務報告

指定管理者は、次に掲げる事項についての「業務報告書」を次のとおり作成のうえ市が指定する内容・期間ごとに市へ提出すること。

###### ① 月次報告書

- ・ 本件施設の管理運営に係る業務の状況、総括
- ・ 本件施設の利用実績  
※利用人数及び使用料は、平日・休日、市内・市外の区分に分けて集計し、稼働率を算出すること。
- ・ 施設維持管理・修繕業務の実施状況（課題・対応策等を記載すること）
- ・ 事故、苦情及び要望の件数、内容とその対応
- ・ 自主事業の実施状況
- ・ 利用者の満足度やニーズの状況

###### ② 収支状況報告書（四半期）

- ・ 経費の収支状況（各施設、四半期、累計を記載すること）

###### ③ 随時

- ・ 本件施設での事件・事故及び法令違反となる行為等の状況
- ・ その他、管理運営の状況を把握するために必要な事項

##### (2) 事業報告（年度）

指定管理者は、事業年度終了後速やかに本件施設の管理運営の収支決算を確定し、次に掲げる事項についての「事業報告書」を、市が指定する期日までに市へ提出すること。

- ・ 本件施設の利用実績  
※利用人数及び使用料は、平日・休日、市内・市外の区分に分けて集計し、稼働率を算出すること。
- ・ 本件施設の管理運営に係る業務の結果
- ・ 本件施設の管理運営の収支決算
- ・ 本件施設の管理運営の目標の達成状況及び事業評価並びに管理業務の総括
- ・ 維持管理業務の実施状況（課題・対応策等を記載すること）
- ・ 備品台帳

- ・事故、苦情及び改善要望の件数、内容とその対応
- ・自主事業の実施結果
- ・自主事業の収支決算
- ・利用者の満足度やニーズの状況
- ・その他市が必要と認める事項

## 5. 年度協定

指定管理者は、基本協定及び次年度の事業計画等に基づき、市と次年度の各年度協定を締結する。各年度協定の協議内容、協議期間及び協定締結日等は、基本協定もしくは市との協議の上、決定するものとする。なお、各年度の協定項目は以下のとおりとする。

- ・経理に関する事項（指定管理料等）
- ・その他業務実施上に必要とされる項目等

## 6. 各種規程・マニュアル

指定管理者は、本件施設の管理運営を行う上で必要となる各種規程、要項、マニュアル等を作成すること。作成に当たっては、内容について市と協議を行うこと。

## 7. 事業評価

指定管理者は、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるよう努めるとともに、管理運営に対する自己評価を実施し、その結果について市に報告すること。

市は事業報告書、事業評価等の結果を考慮したうえで、指定管理者の業務が管理運営の基準を満たしていないと判断した場合、是正勧告を行い、改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

### (1) 利用者の意見聴取

本件施設の利用者を対象に提供するサービスの評価を適宜実施し、その結果を市に報告すること。

### (2) 管理運営に対する自己評価

指定管理者は本件施設の管理運営に関して自己評価を行い、その結果を事業報告書にまとめ市へ報告すること。市が必要と認めた場合は、指定管理者へ自己評価の実施を指示できるものとする。

### (3) 実地調査

市は各種報告書の確認のほか、指定管理者による管理運営の状況を確認するため、随時施設へ立ち入ることができる。市は、管理運営の実施状況や経費の収支状況等について、説明を求めることができ、指定管理者は市が実施するモニタリングに関し、必要な

データ等の開示及び説明に協力するものとする。

## 第六章 自主事業

### 1. スポーツプログラム提供事業

指定管理者は、本件施設の設置目的に適う範囲において、自らの企画によるスポーツプログラムを提供することができる。ただし、当該事業に係る費用は、すべて指定管理者の負担とする。これらの事業を行う場合、指定管理者は予めその内容を市に通知し、協議のうえ市の承認を得ること。

また、本件施設が現在行っている主な自主事業を別紙9「自主事業概要一覧」に示す。指定管理者は、利用者に配慮し事業を継続実施すること。

### 2. 利用促進・サービス向上事業

指定管理者は、本件施設の設置目的に適う範囲において、施設の利用促進、利便性向上等を考慮した事業を実施することができる。ただし、当該事業に係る費用は、すべて指定管理者の負担とする。これらの事業を行う場合、指定管理者は予めその内容を市に通知し、協議のうえ市の承認を得ること。

また、本件施設が現在行っている主な自主事業を別紙9「自主事業概要一覧」に示す。指定管理者は、利用者に配慮し事業を継続実施すること。

### 3. 飲食・物販事業

指定管理者は、本件施設内において、市の目的外使用等の許可を受けることにより飲食・物販事業を行うことができる。ただし、市はその申請内容について審査のうえ、許可を決定するものとし、当該事業に係る費用は、すべて指定管理者の負担とする。

なお、飲食事業の実施に関しては、食品衛生法等の関係法令を遵守し、利用者に安全な飲食物を提供すること。提供・販売するサービス等の内容、方法、及び料金等は指定管理者が設定する。これらの業務を行う場合、指定管理者は予めその内容を市に通知し、協議のうえ市の承認を得ること。

### 4. 自主事業の実施計画

指定管理者は、「管理運営の基準」第五章「3. 事業計画」に基づき市に提出する「事業計画書」において、自主事業の実施計画を示すこと。自主事業の実施計画には以下の事項を含むものとする。また、年度途中で自主事業を実施する場合は市が指定する期日までに自主事業の実施計画を提出し、市の承認を得ること。

#### ① 自主事業の考え方

- ・ 自主事業の実施方針
- ・ 自主事業の達成目標

(利便性向上、賑わい創出、本件施設の魅力向上等に関するものを具体的に記載)

- ・自主事業の収支の考え方

## ② 自主事業の実施内容

※実施予定の業務別に以下を整理

- ・業務名
- ・実施目標
- ・実施内容（予定）
- ・実施回数（予定）
- ・収支見込み

## ③ 自主事業の実施体制

※実施予定の業務別に以下を整理

- ・業務名
- ・配置数

## 5. 自主事業報告

指定管理者は、「管理運営の基準」第五章「4. 事業報告」に基づき、自主事業の終了後、速やかに市に対して報告を行うこと。なお、継続的に行われる自主事業（飲食・物販業務等）については、各年度末から60日以内に収支報告を行うこと。

また、市は、指定管理者からの収支報告が規定どおり行われなかった場合、当該事業の許可を取り消し、原状回復を求めることができるものとし、指定管理者は、これを履行しなければならない。

## 6. 自主事業の事業評価

指定管理者は、自主事業についての事業評価を行う。

本市は、指定管理者が提出する事業報告書、事業評価等の結果を考慮したうえで、指定管理者による自主事業が、あらかじめ実施計画のなかで市と指定管理者が合意した基準を満たしていないと判断した場合、必要な指示を行い、改善が見られない場合、当該事業の許可を取り消し、原状回復を求めることができるものとし、指定管理者はこれを履行しなければならない。

### (1) 利用者の意見聴取

「管理運営の基準」第五章「7. 事業評価」の定めを準用する。

### (2) 自主事業に対する自己評価

「管理運営の基準」第五章「7. 事業評価」の定めを準用する。なお、自己評価においては、指定管理者が自主事業の実施計画における以下の事項を含むものとし、それをふまえた具体的な改善策を提案するものとする。



- ① 自主事業全体の達成目標
- ② 事業別の実施目標

### **(3) 実地調査**

「管理運営の基準」第五章「7. 事業評価」の定めを準用する。

## **7. 原状回復**

指定管理者は、指定期間の終了に伴い、指定管理者が変更となる場合は、自主事業を終了させ、原状回復を行わなければならない。

なお、現指定管理者以外の者が次期指定管理者となった場合であっても、現指定管理者が行った自主事業のうち、第三者との契約によるものについては、次期指定管理者はその内容を引き継ぐことができるものとする。ただし、次期指定管理者が第三者との契約内容を引き継ぐ意思を表明した場合に限る。

## 第七章 その他

### 1. 関係機関等との連絡調整

本件施設においては、市主催の各種スポーツ教室、体育大会、各種団体等による行事及び事業の実施が予定されている。指定管理者は、市及び関係機関等との協議を行うとともに、各種事業の実施に積極的に協力すること。なお、指定管理者は、市が出席を要請した会議等に出席するとともに、本業務を円滑に実施するため、情報交換、業務の調整等を図る定期の連絡調整会議を開催すること。

市及び全スポーツ施設の指定管理者が一同に集い、定期的に情報交換を行い、施設間の相互連携によるサービス品質向上と均質化を図ること等を目的に、スポーツ施設指定管理者運営協議会（以下「運営協議会」）を設置する。指定管理者は、運営協議会に参加し、運営協議会の目的達成のために必要な業務及び協力を行うこと。

### 2. 市等の要請への協力

指定管理者は、市及び関係団体が行う事業・照会等に対し、市の要請に基づき協力するものとする。

### 3. 公園等の利活用に向けた協力

本件施設において、民間事業者の能力を活用した公園等の利活用に関する事業が検討された場合、指定管理者は、当該事業に協力するものとする。

### 4. 施設命名権・広告導入

本件施設において、施設命名権（ネーミングライツ）及び広告の導入の検討に際して、指定管理者は必要な協力を行うこと。なお、命名権等が決定した場合は、施設名の表示または掲示及び広告、その他市の要請に基づく協力を行うこととする。

### 5. 指定期間終了時等の取扱い

指定管理者は、指定期間が終了するとき、または指定が取り消されたときは、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本件施設の管理運営を遂行できるよう、必要な引継ぎを行うこと。

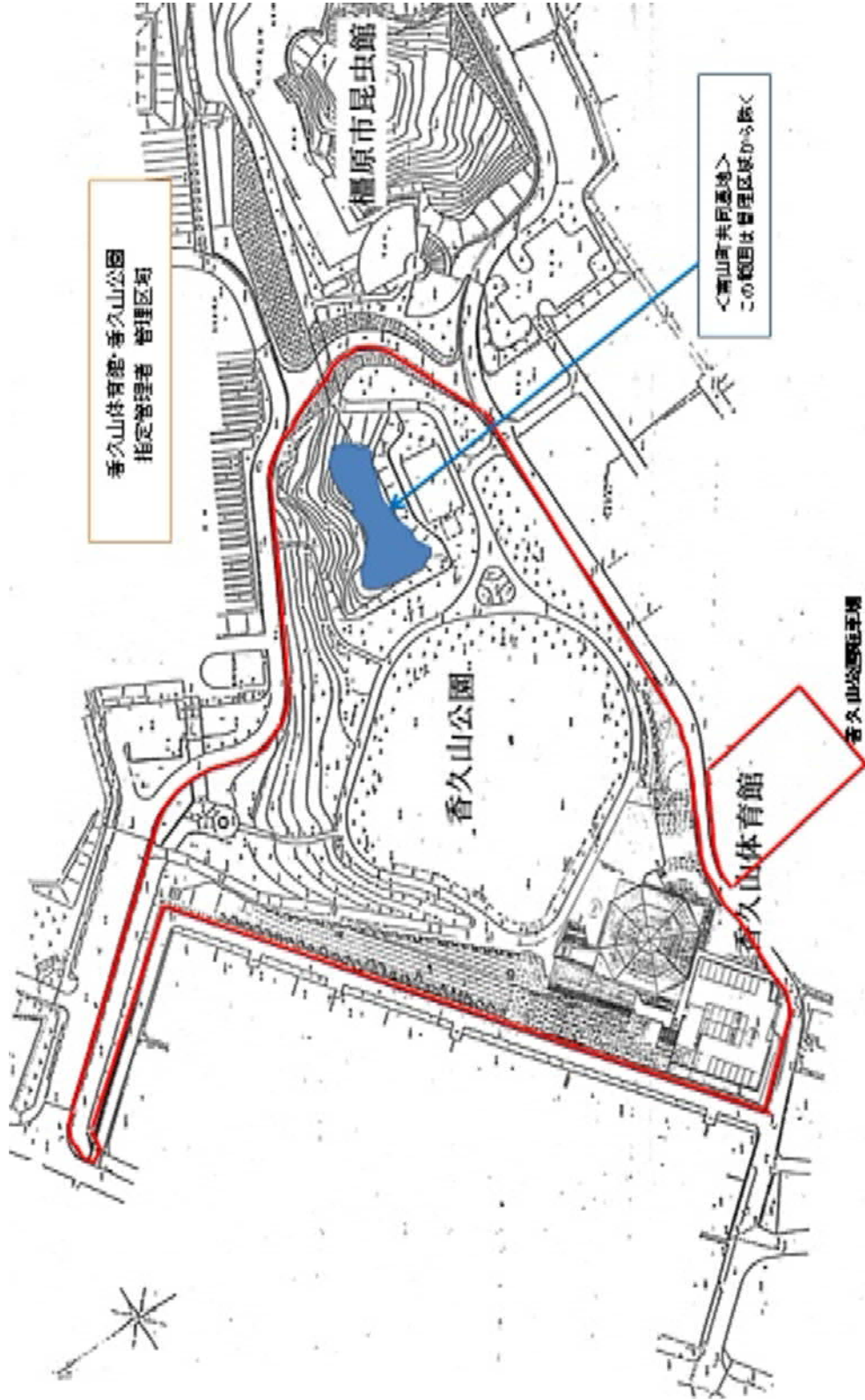
この場合、指定管理者は、速やかに本件施設における建築物、設備機器、市所有の備品等を自らの費用負担により原状に回復すること。なお、原状回復が困難又は不適当な箇所については、市の承諾を得た上で、現状で引き継ぎすることができる。

なお、引継業務に関する費用は、指定管理者及び指定管理予定候補者の負担とする。

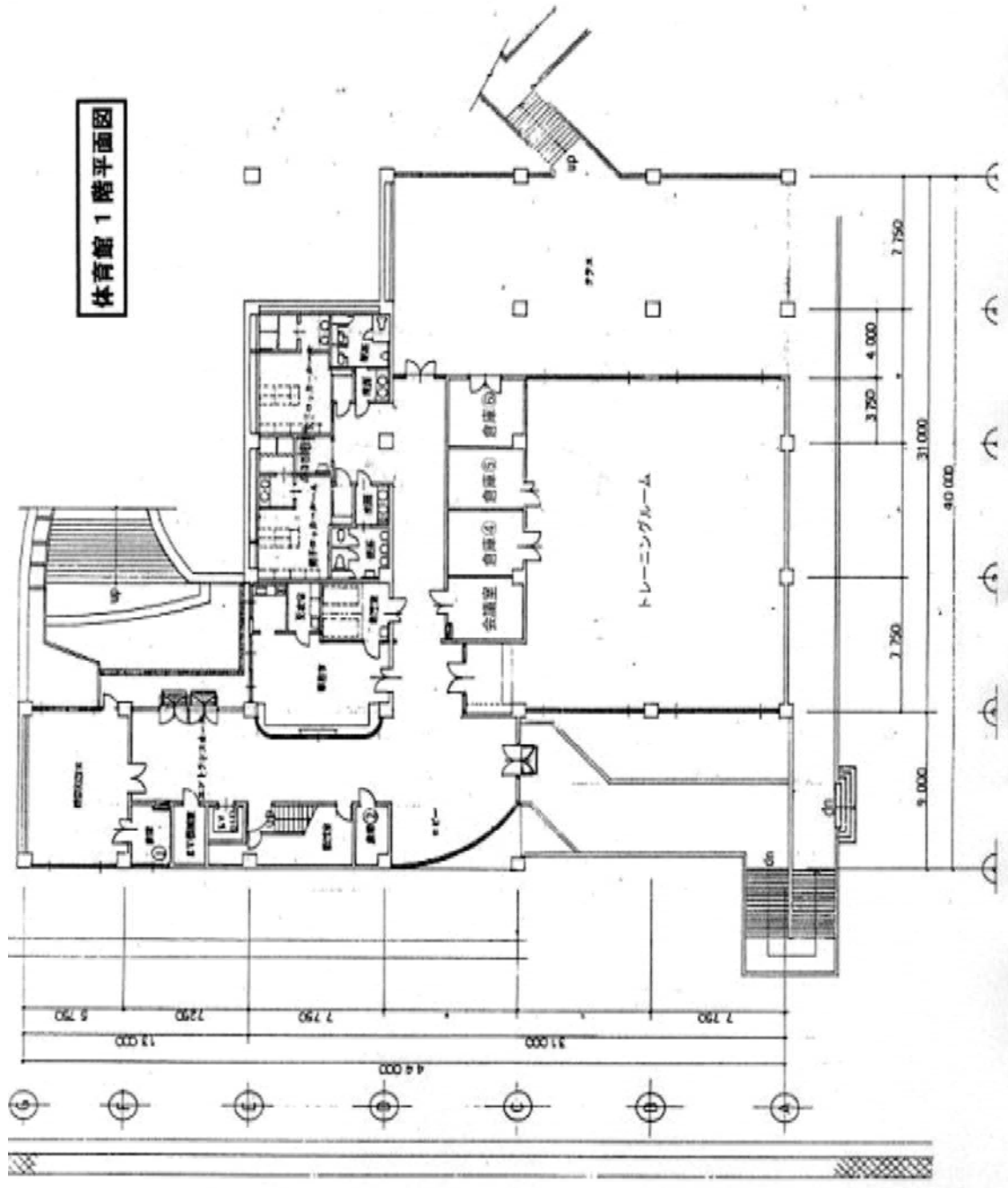
<資料編>

別紙1 本件施設平面図

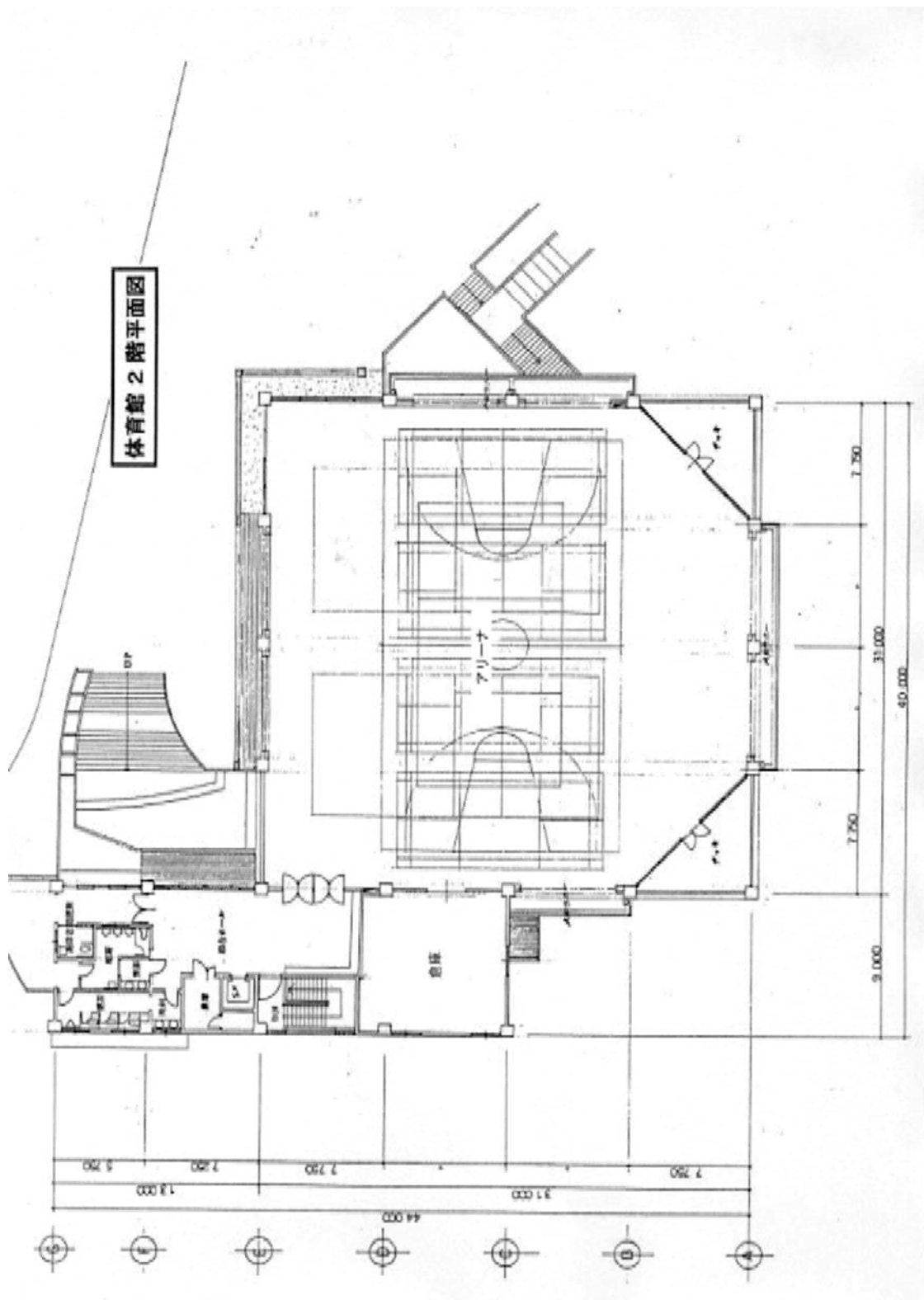
【榿原市香久山体育館・香久山公園】



# 【榎原市香久山体育館】

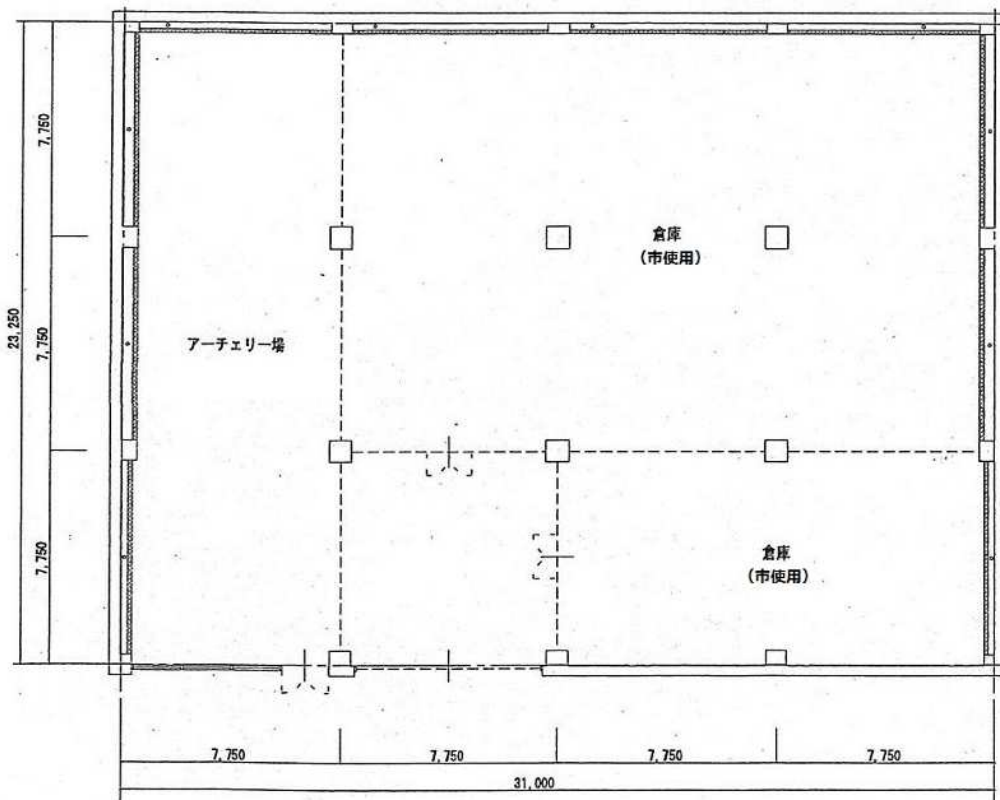


【檀原市香久山体育館】



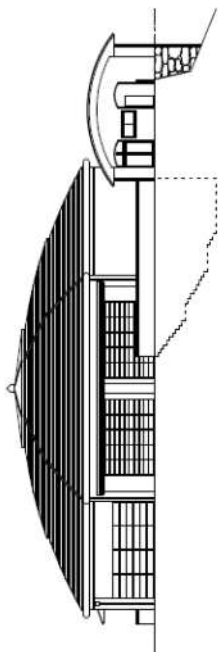
【檀原市香久山体育館】

B1 階平面図

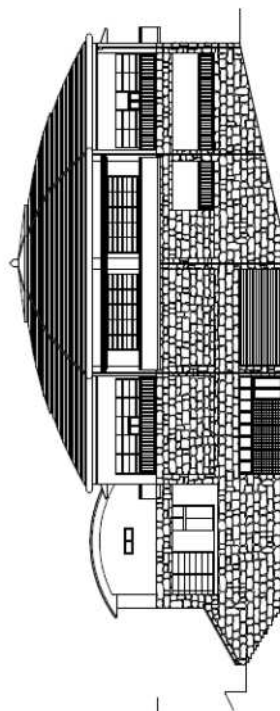


【檜原市香久山体育館】

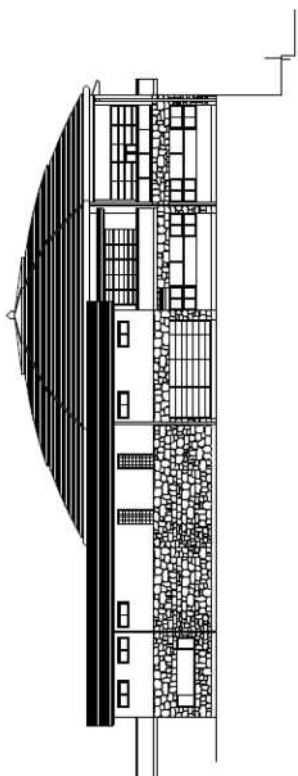
立面図



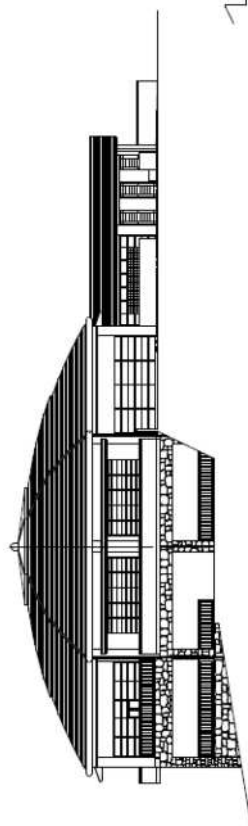
東面立面図 S=1/200



西面立面図 S=1/200



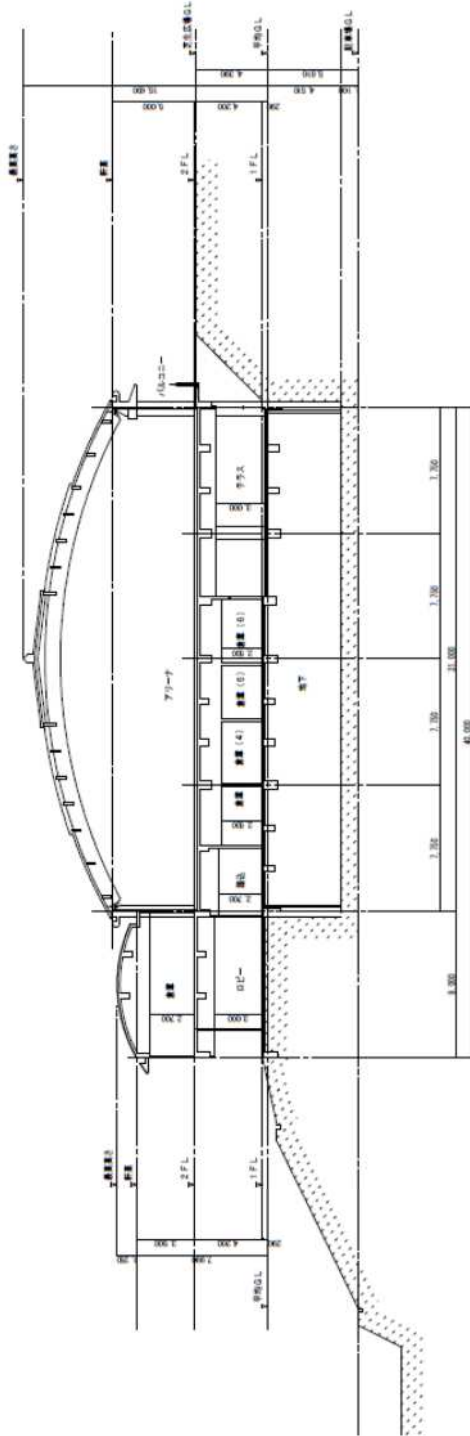
北面立面図 S=1/200



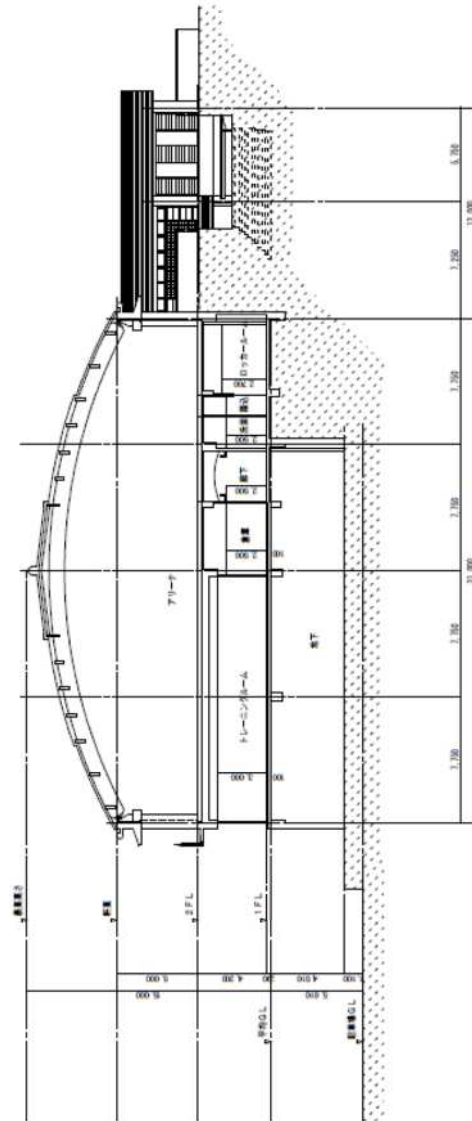
南面立面図 S=1/200

【檀原市香久山体育館】

断面図



断面図 S-1:200



断面図 S-2:200

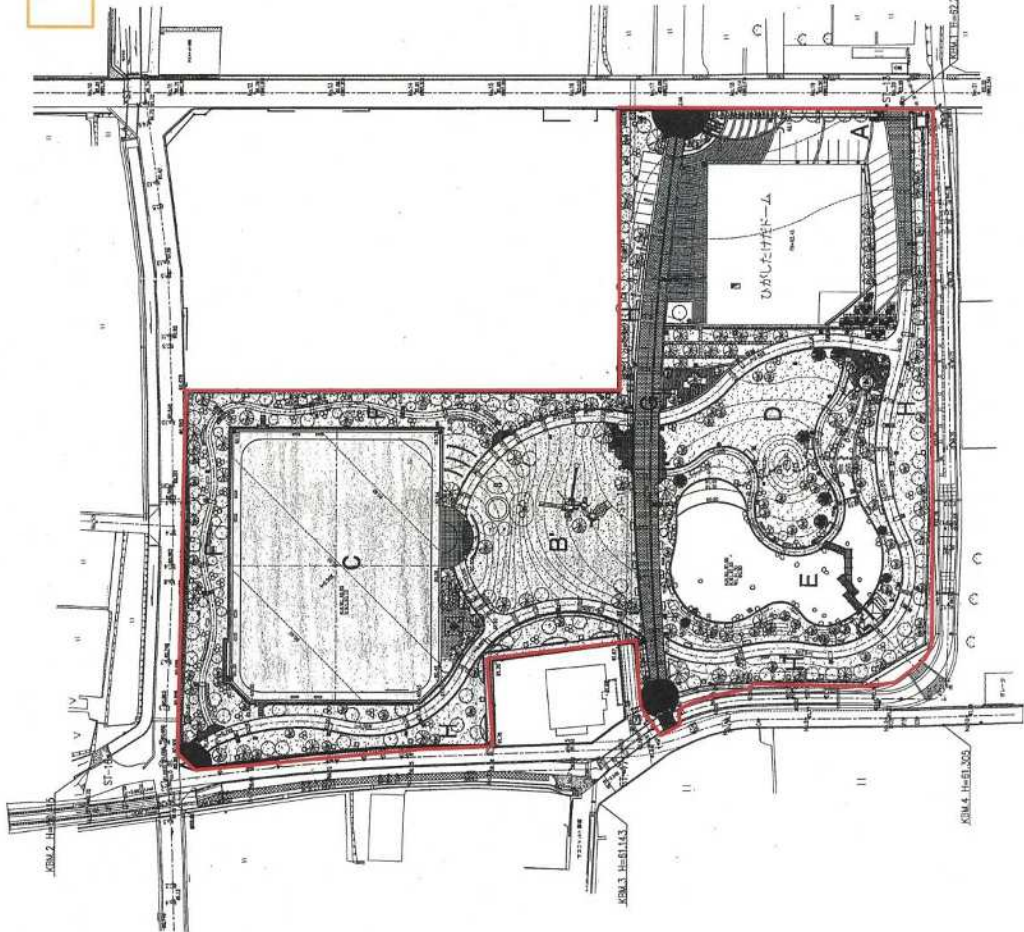


【檀原市万葉の丘スポーツ広場】



【檀原市ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園】

ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園  
指定管理者 管理区域



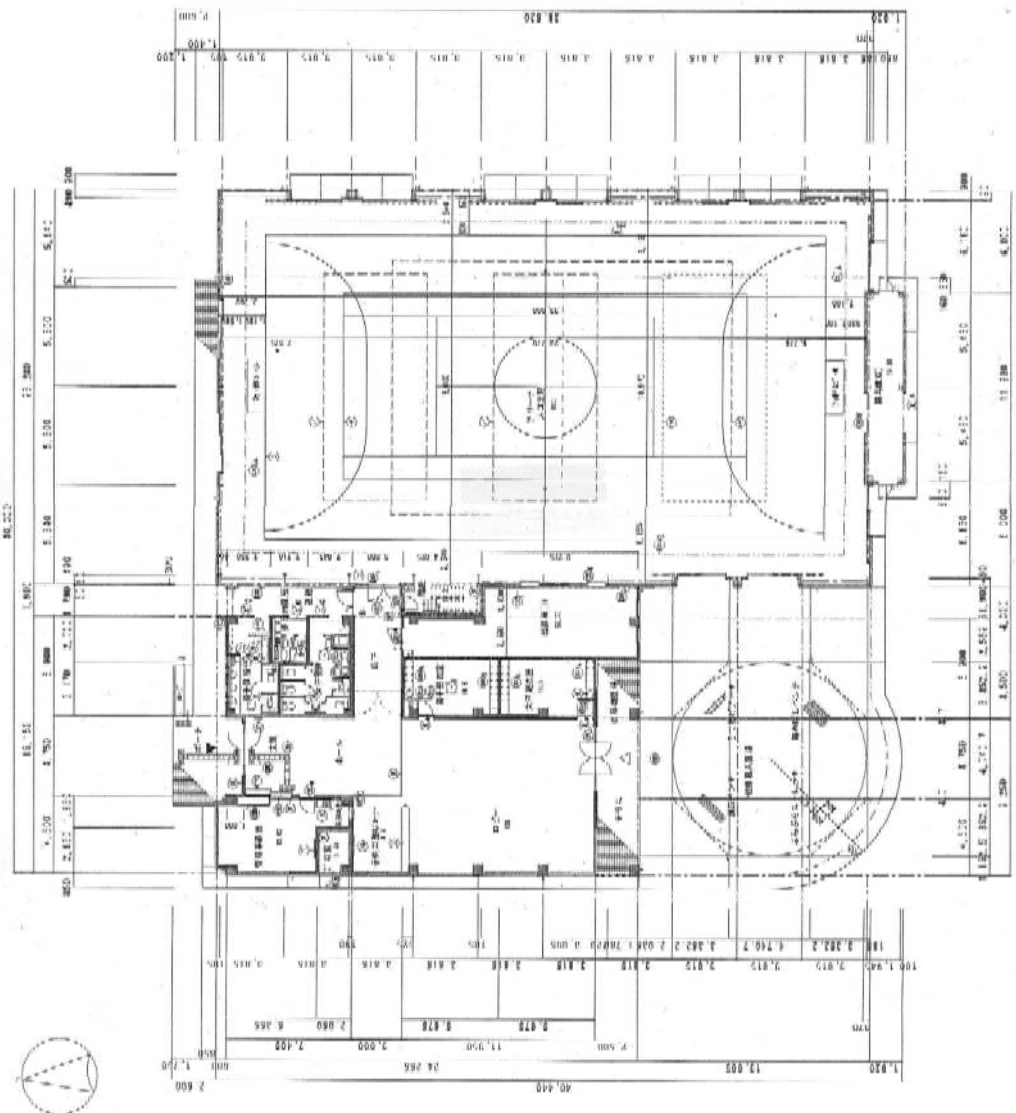
計画ゾーニング

計画ゾーン	名称	施設内容
A	であいゾーン	エンタランス広場 御同花壇 (レイズドベッド等) 駐車場 観望付フィールド (予定)
B	ふれあいゾーン	柳原田遊具広場 大型複合遊具広場 健康広場 おひるね広場 ステージ広場 ニュースポーツフィールド
C	ひろっぱゾーン	多目的広場 ニュースポーツフィールド
D	ごらっぱゾーン	森山 (展望台) 梅園 (花見、花の名所) デイキャンプ場 ニュースポーツフィールド
E	みずべゾーン	修景池 新水広場 (湖浜、遊水、水盤)
F	さんさくゾーン	花のトレイル (花の名所)
G	うつろいの緑ゾーン	中央広場 桜並木 (花見、花の名所) 花枝敷 臨時駐車場
H	たいけんの絆ゾーン	野遊び 市民活動 (里山体験)

【榎原市ひがしたけだドーム】

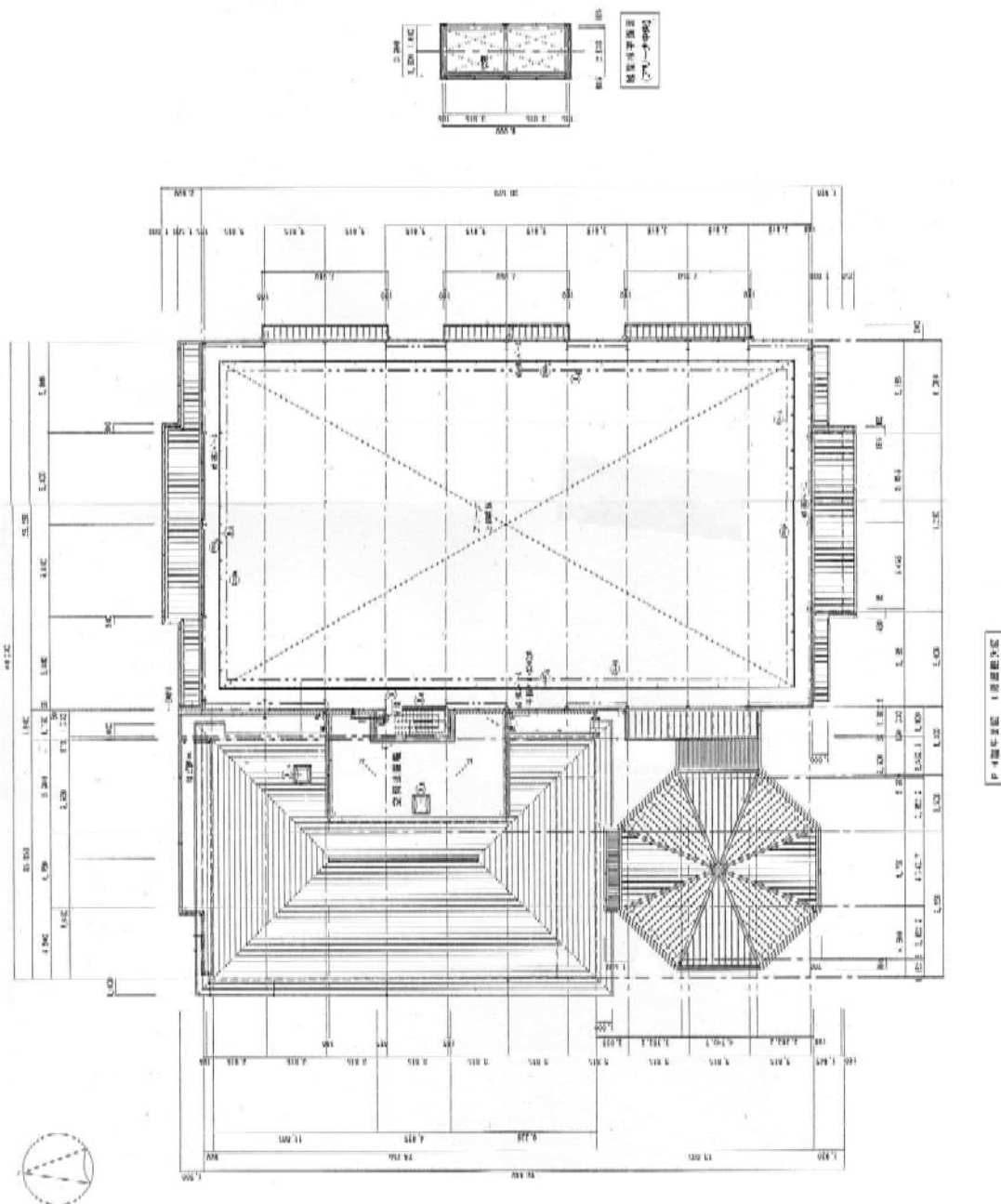
1階平面図

①	階段
②	エレベーター
③	エレベーター
④	エレベーター
⑤	エレベーター
⑥	エレベーター
⑦	エレベーター
⑧	エレベーター
⑨	エレベーター
⑩	エレベーター
⑪	エレベーター
⑫	エレベーター
⑬	エレベーター
⑭	エレベーター
⑮	エレベーター
⑯	エレベーター
⑰	エレベーター
⑱	エレベーター
⑲	エレベーター
⑳	エレベーター
㉑	エレベーター
㉒	エレベーター
㉓	エレベーター
㉔	エレベーター
㉕	エレベーター
㉖	エレベーター
㉗	エレベーター
㉘	エレベーター
㉙	エレベーター
㉚	エレベーター
㉛	エレベーター
㉜	エレベーター
㉝	エレベーター
㉞	エレベーター
㉟	エレベーター
㊱	エレベーター
㊲	エレベーター
㊳	エレベーター
㊴	エレベーター
㊵	エレベーター
㊶	エレベーター
㊷	エレベーター
㊸	エレベーター
㊹	エレベーター
㊺	エレベーター
㊻	エレベーター
㊼	エレベーター
㊽	エレベーター
㊾	エレベーター
㊿	エレベーター



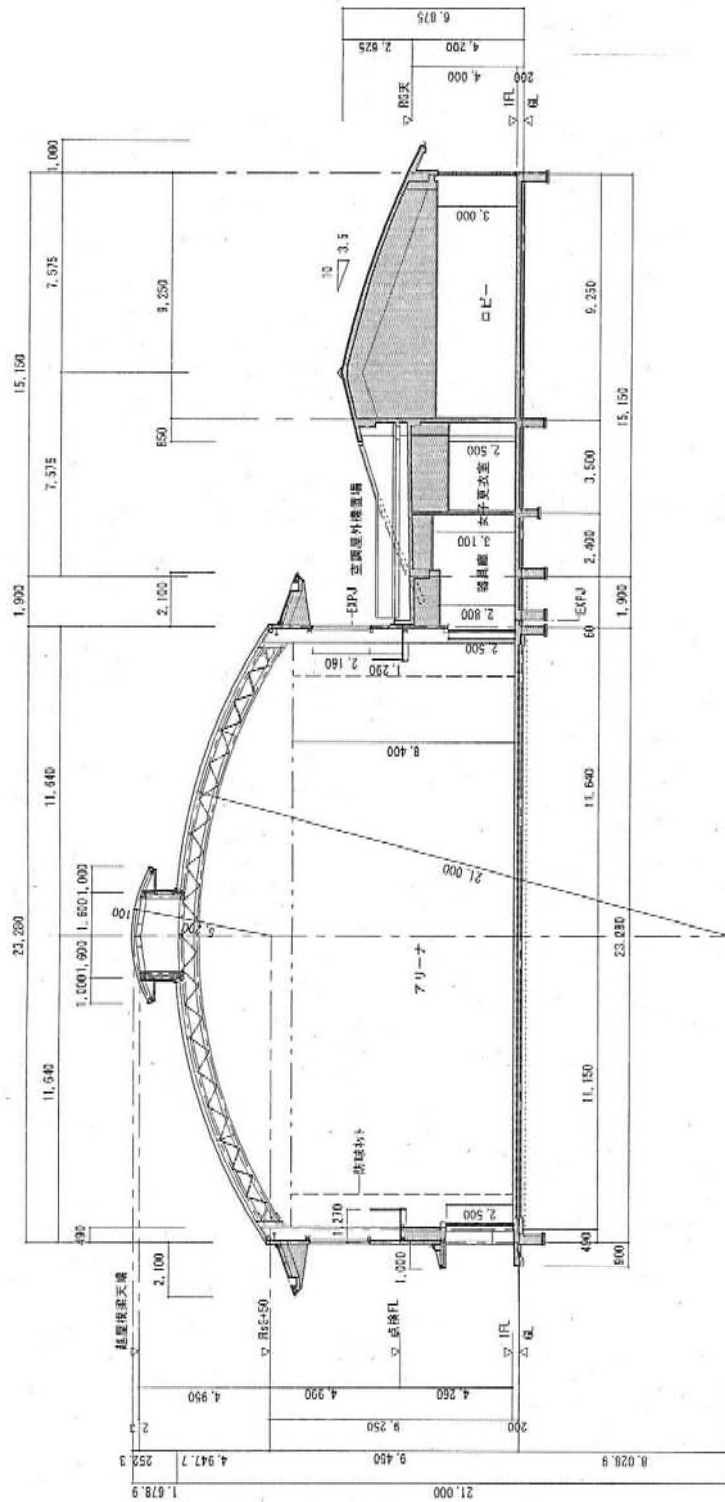
【榎原市ひがしたけだドーム】

PH 階平面図



【橿原市ひがしたけだドーム】

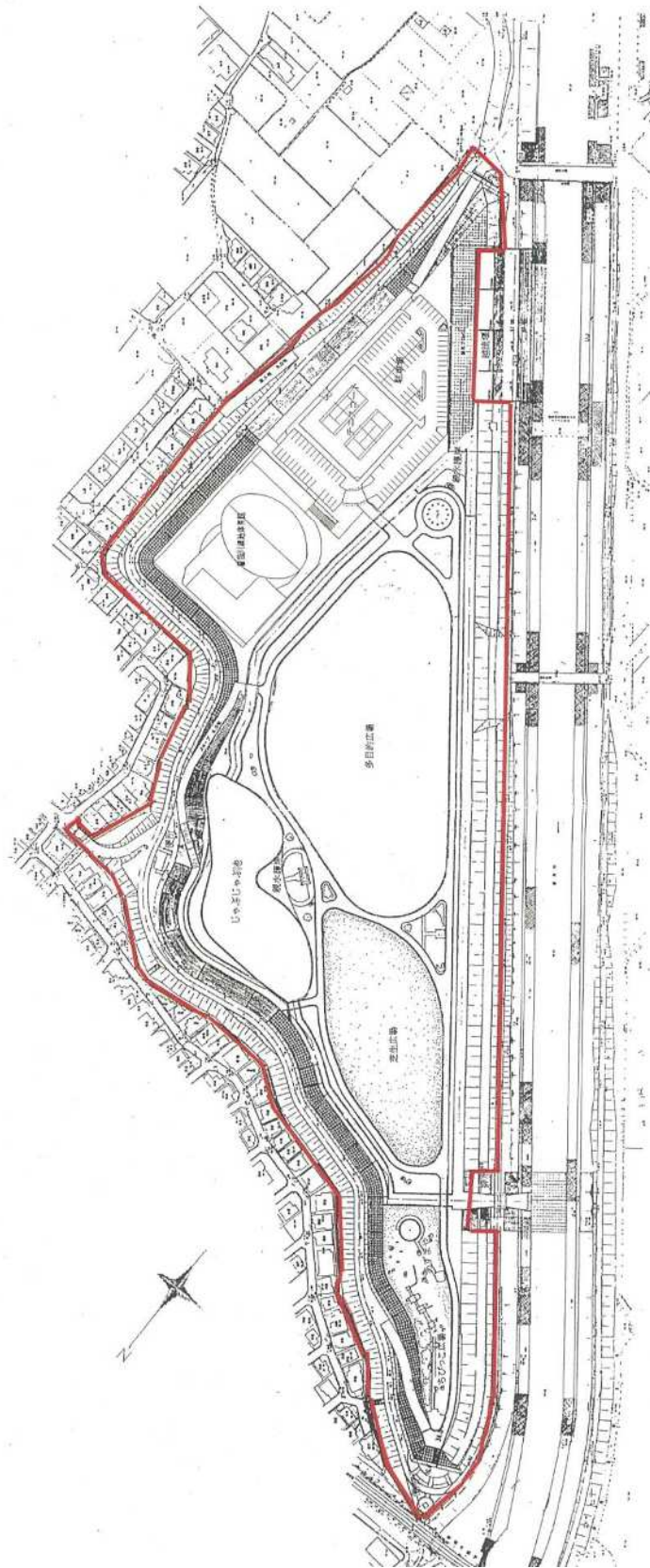
断面図



【檀原市曾我川緑地体育館・曾我川緑地】

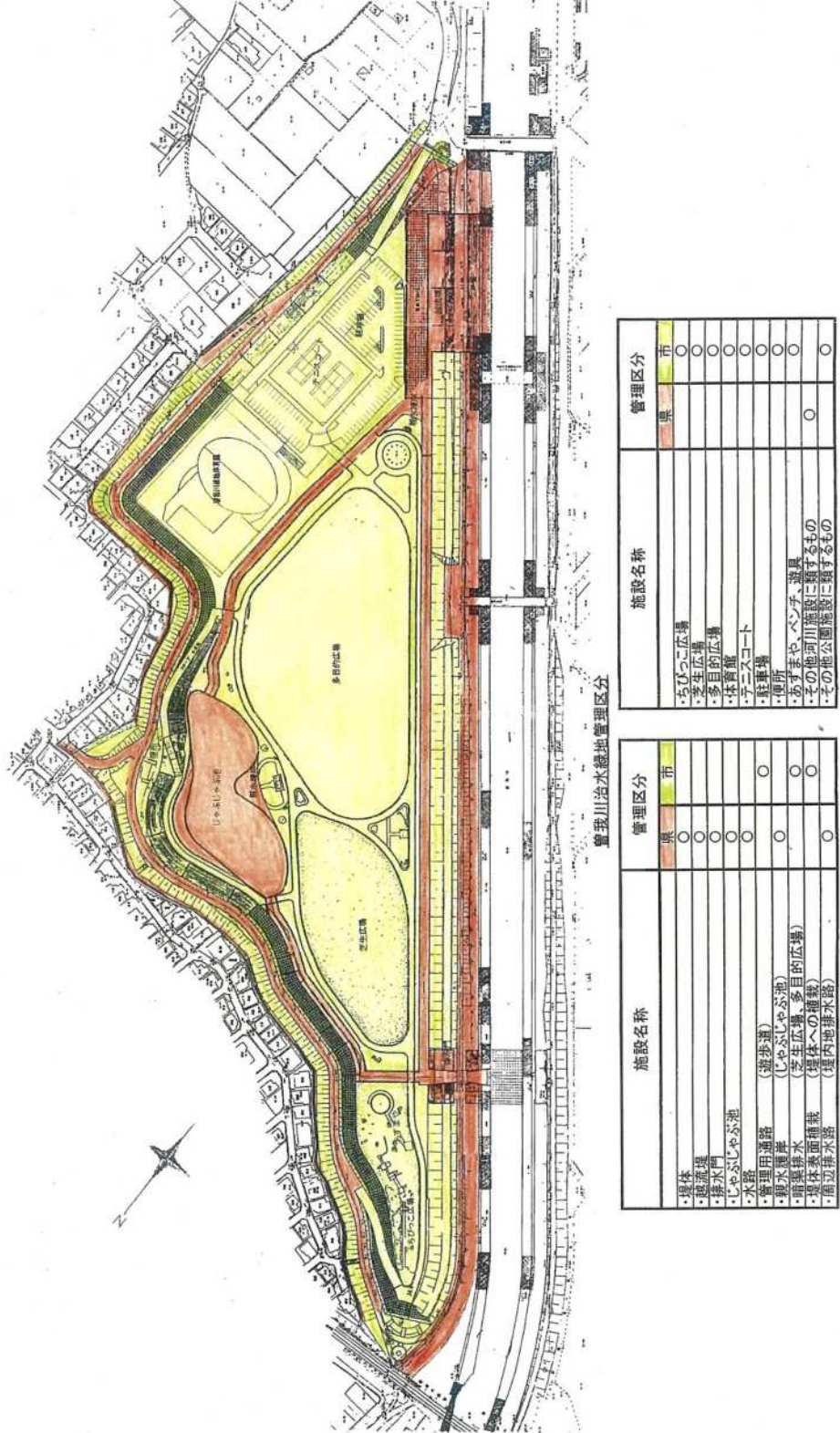
曾我川緑地体育館・曾我川緑地  
指定管理者 管理区域

平面図

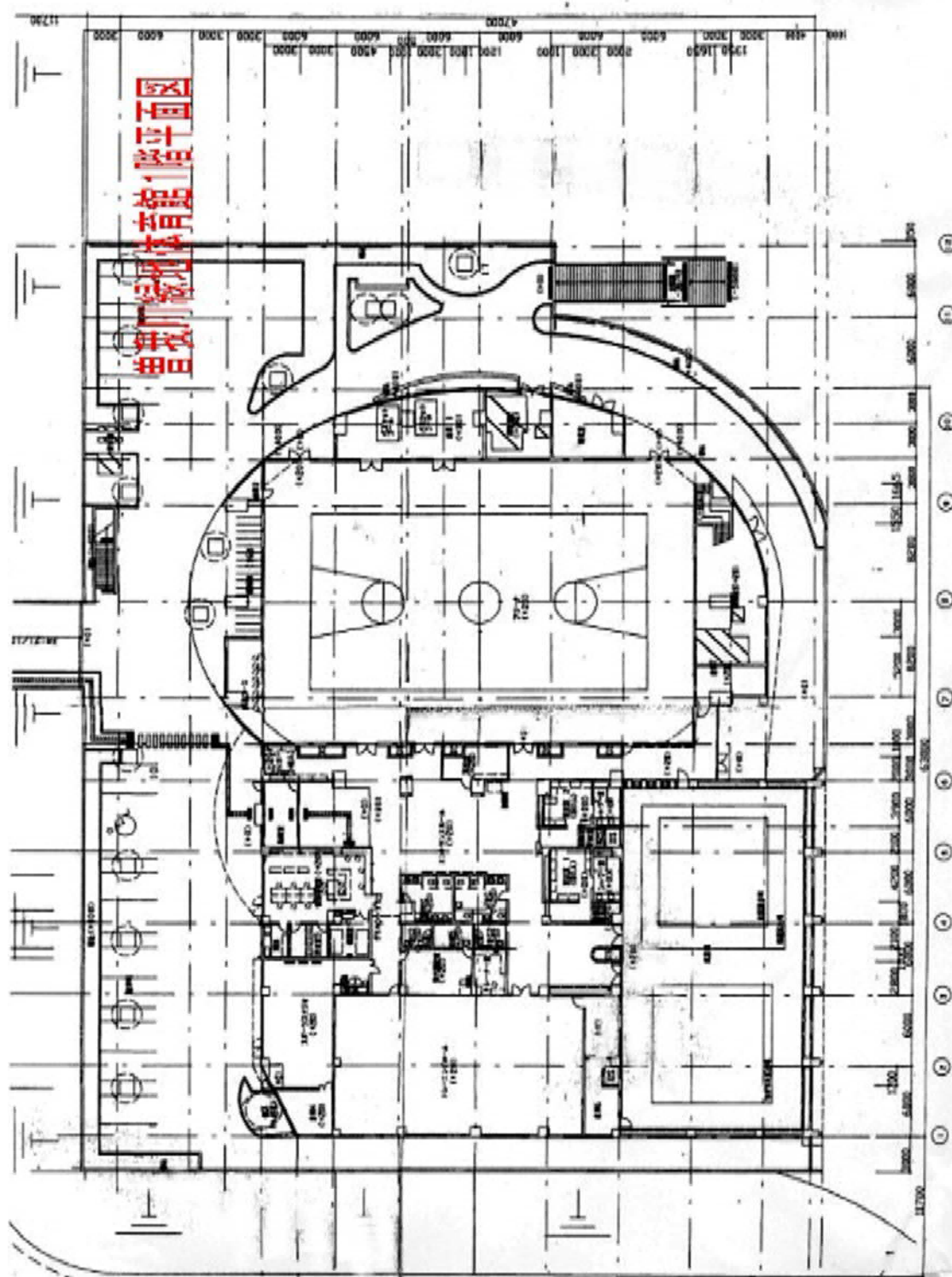


**【曾我川緑地修繕業務管理区分】**

管理運営の基準第四章「維持管理業務」2.「施設・設備維持管理業務」(3)「修繕業務」①「業務範囲」における、修繕業務範囲から除く県管理区分を下図に示す。



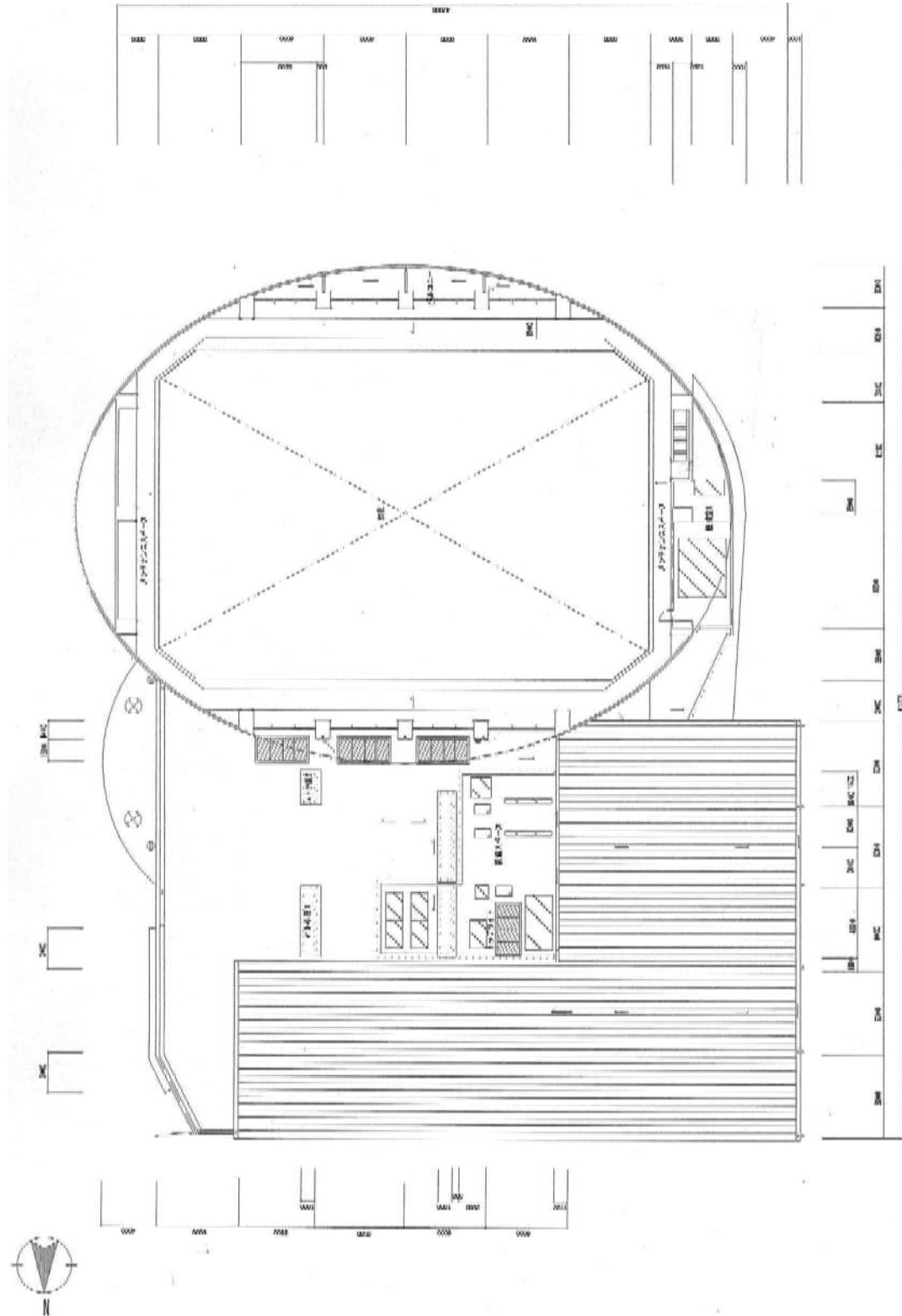
【橿原市曾我川緑地体育館】





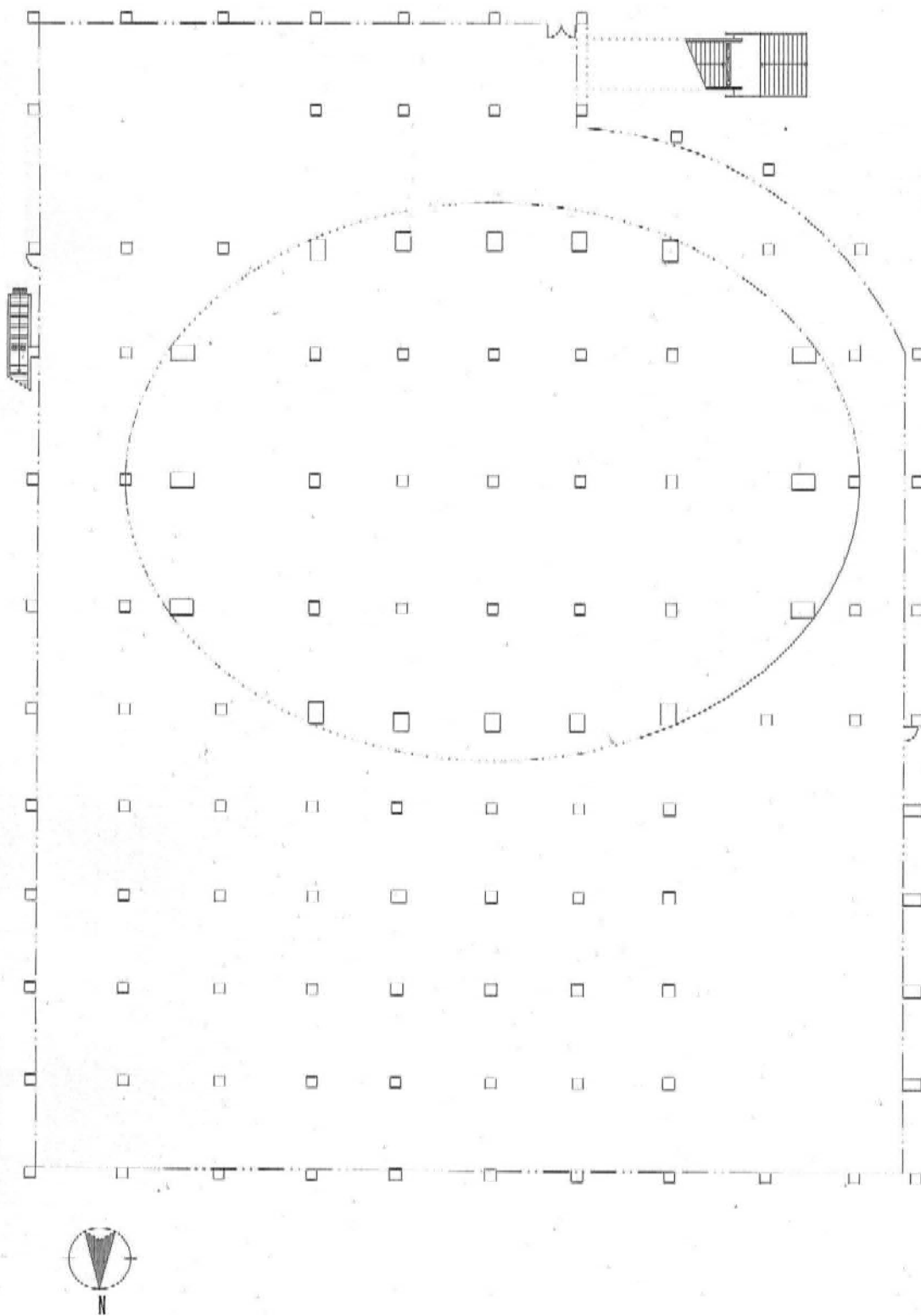
【檀原市曾我川緑地体育館】

2階平面図



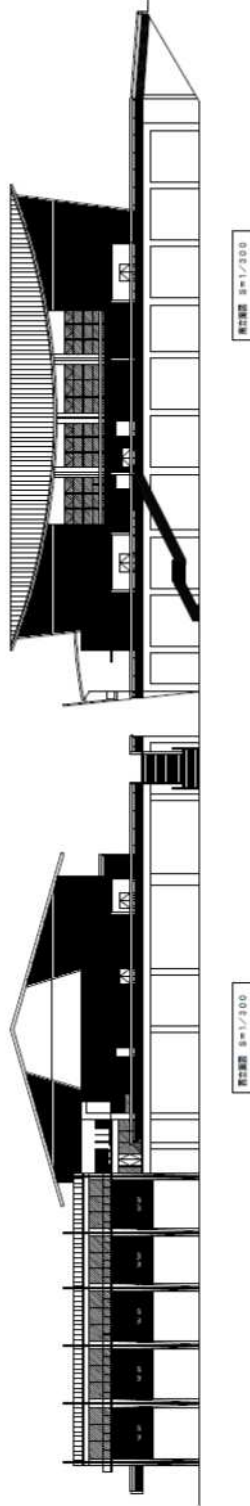
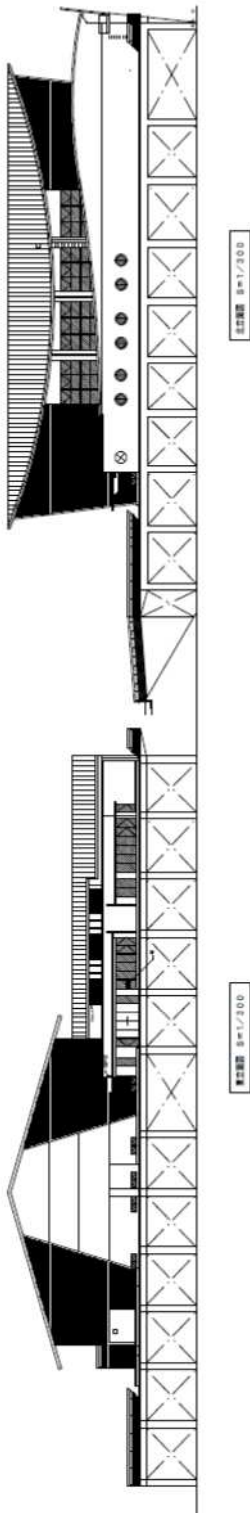
【檀原市曾我川緑地体育館】

PH 階平面図



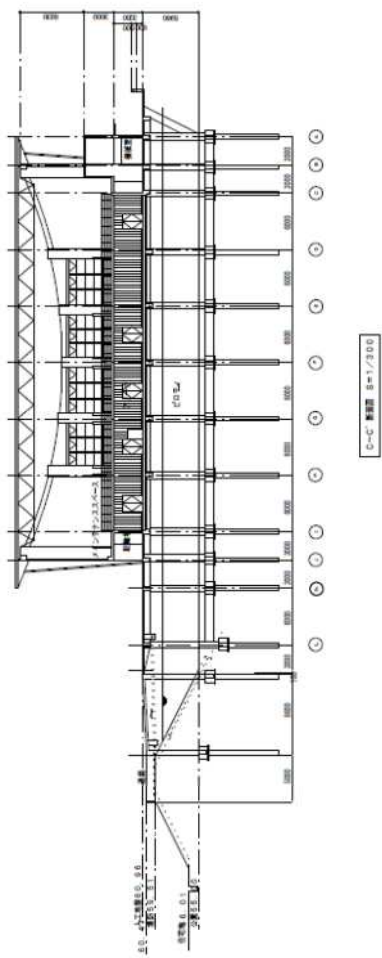
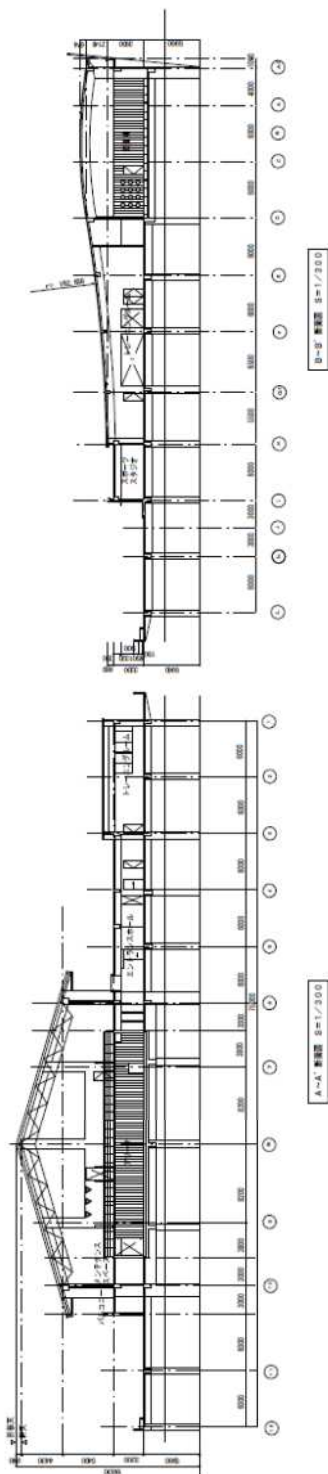
【檀原市曾我川緑地体育館】

立面図



【檜原市曾我川緑地体育館】

断面図

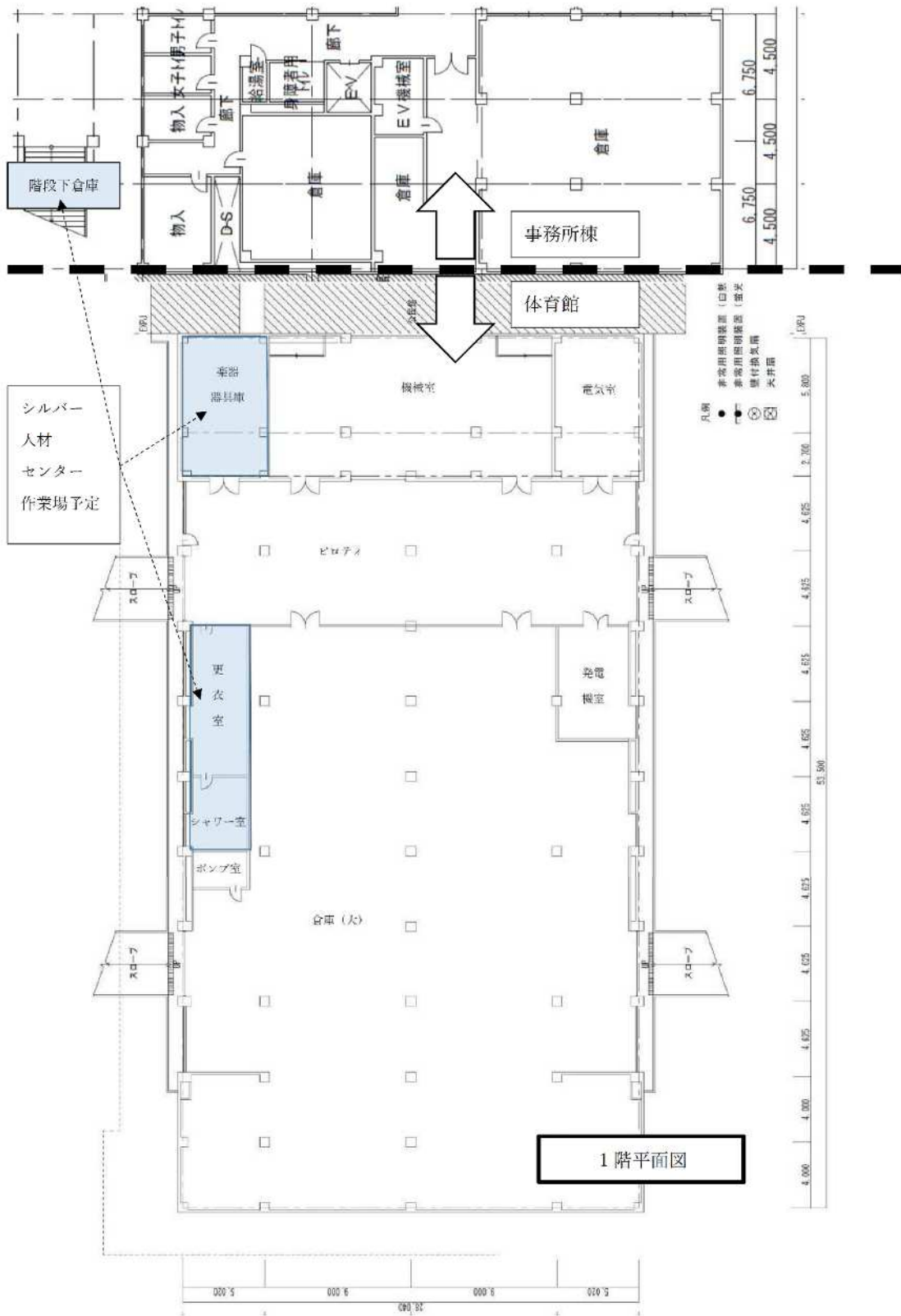


【橿原市中央体育館】

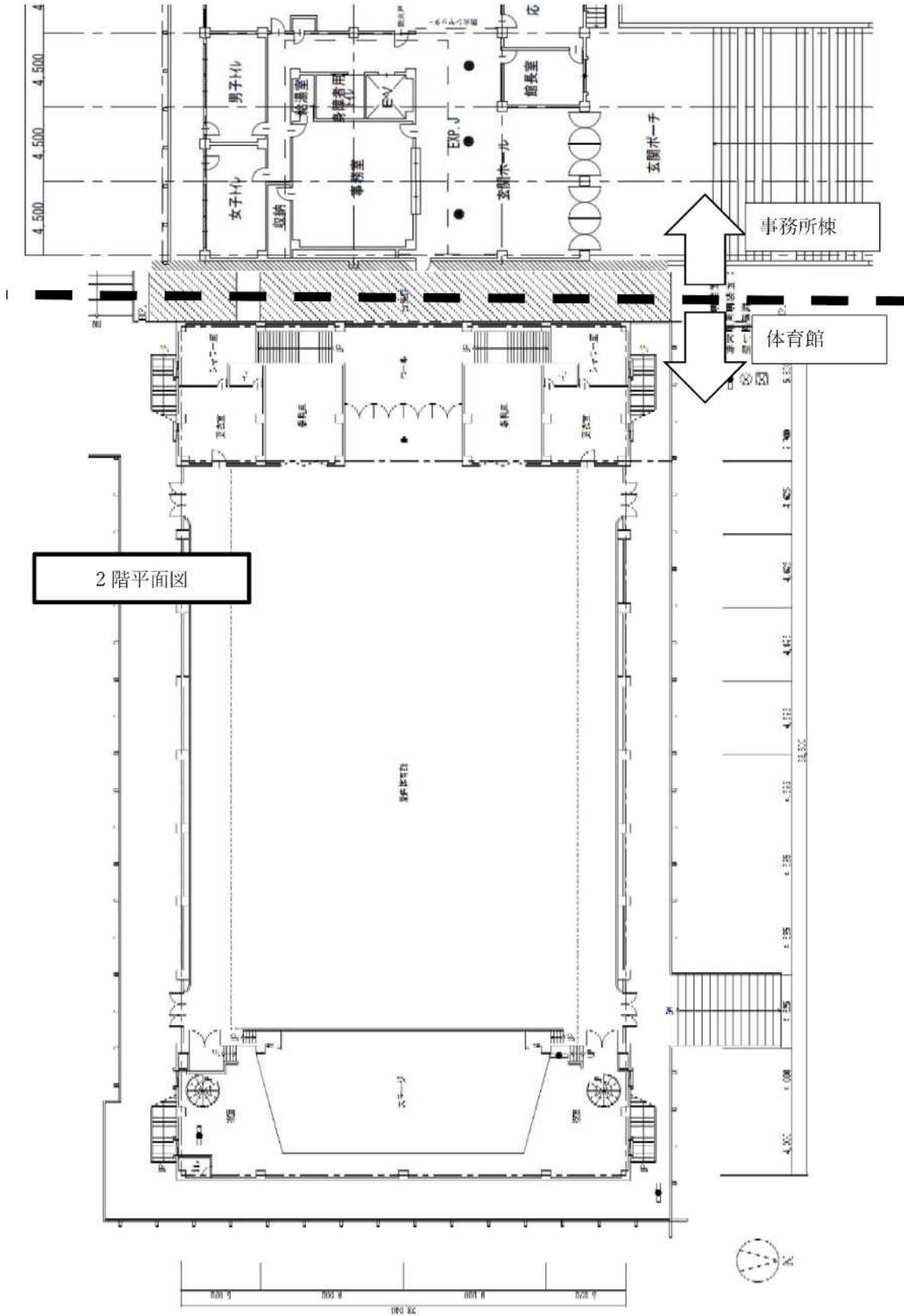
位置図



【檀原市中央体育館】

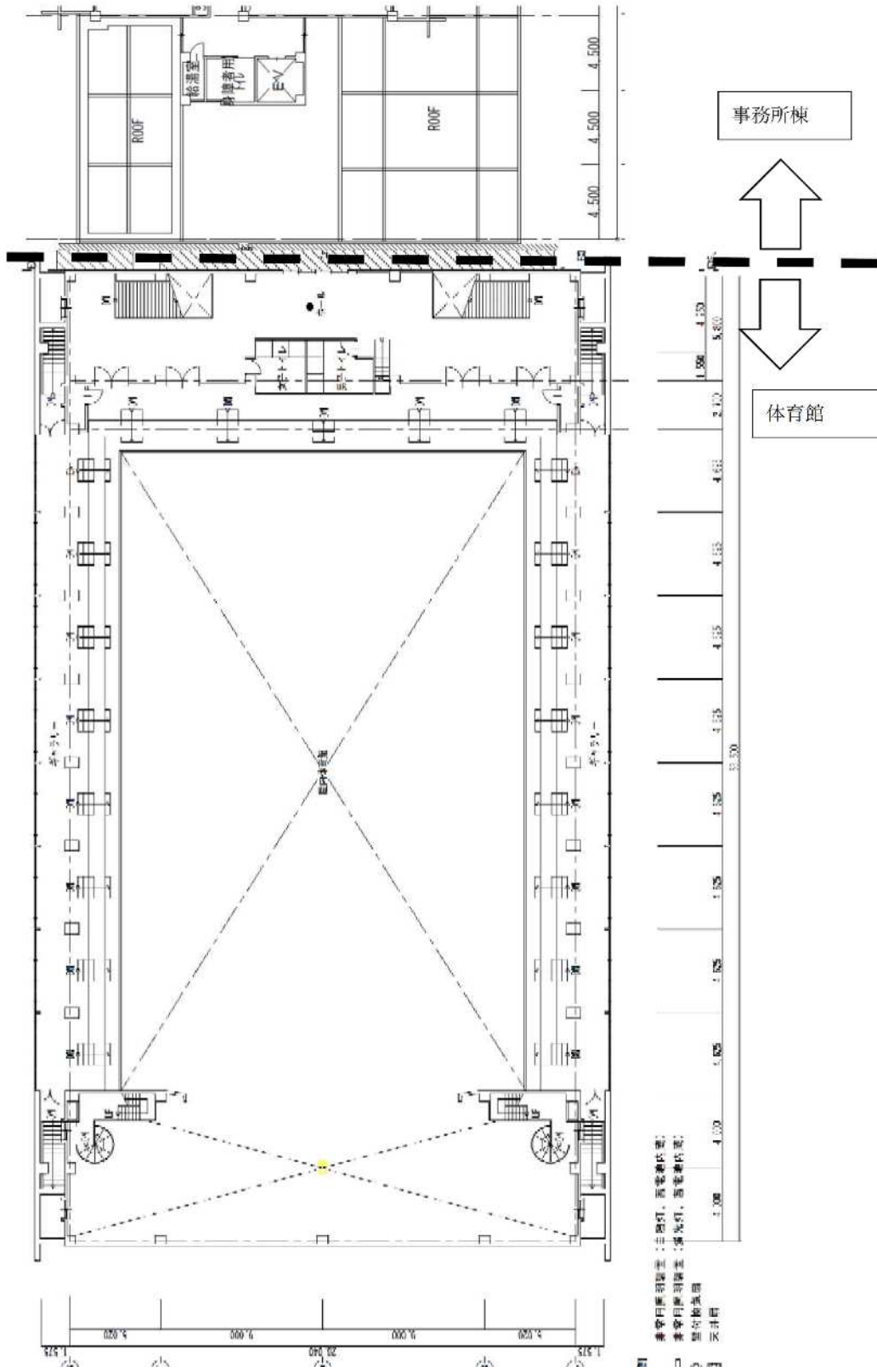


【榎原市中央体育館】



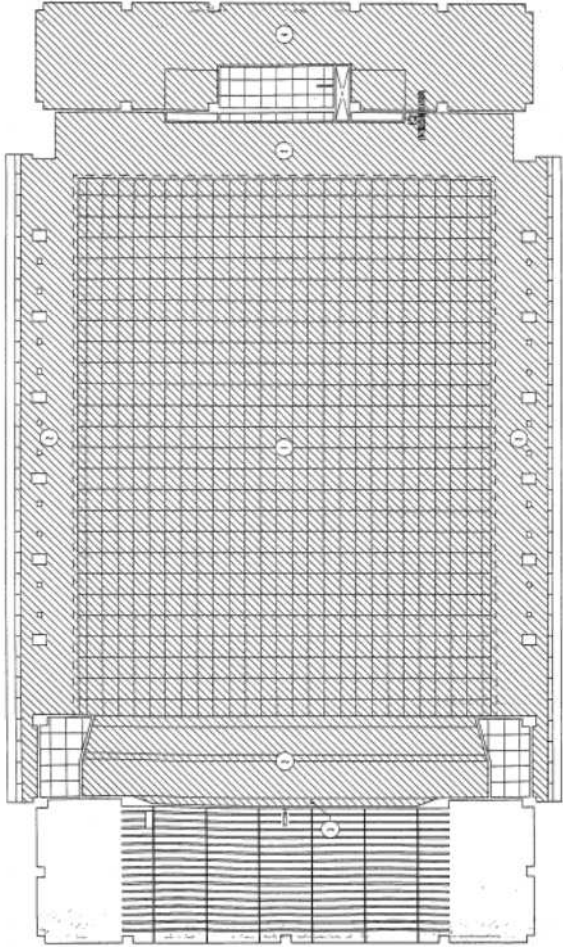
2階平面図

**【檀原市中央体育館】**

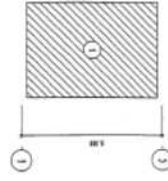




# 【橿原市中央体育館】



改修前体育館伏図



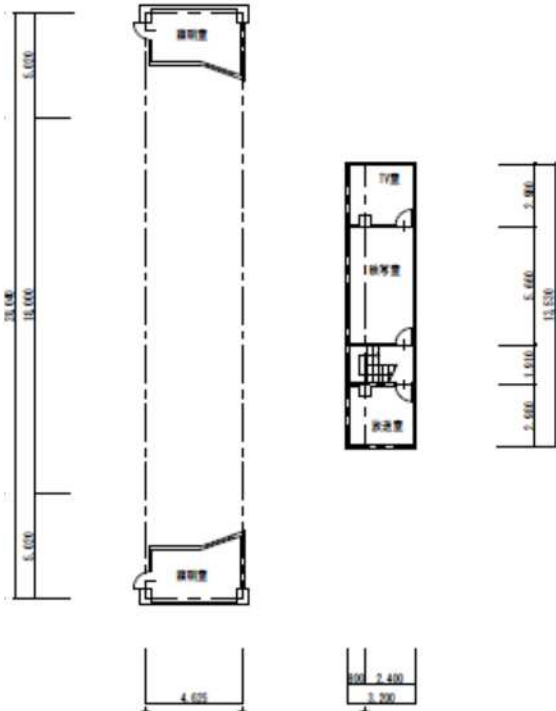
橿原市中央体育館伏図

凡 例	
	改修前体育館構造部分を示す。改修部分を斜線に示す。
①	改修部分を示す。改修部分を示す。
②	改修部分を示す。改修部分を示す。
③	改修部分を示す。改修部分を示す。
④	改修部分を示す。改修部分を示す。
⑤	改修部分を示す。改修部分を示す。
⑥	改修部分を示す。改修部分を示す。
⑦	改修部分を示す。改修部分を示す。
⑧	改修部分を示す。改修部分を示す。
⑨	改修部分を示す。改修部分を示す。
⑩	改修部分を示す。改修部分を示す。

注：1. 本図は、概略図であり、詳細図とは異なる。

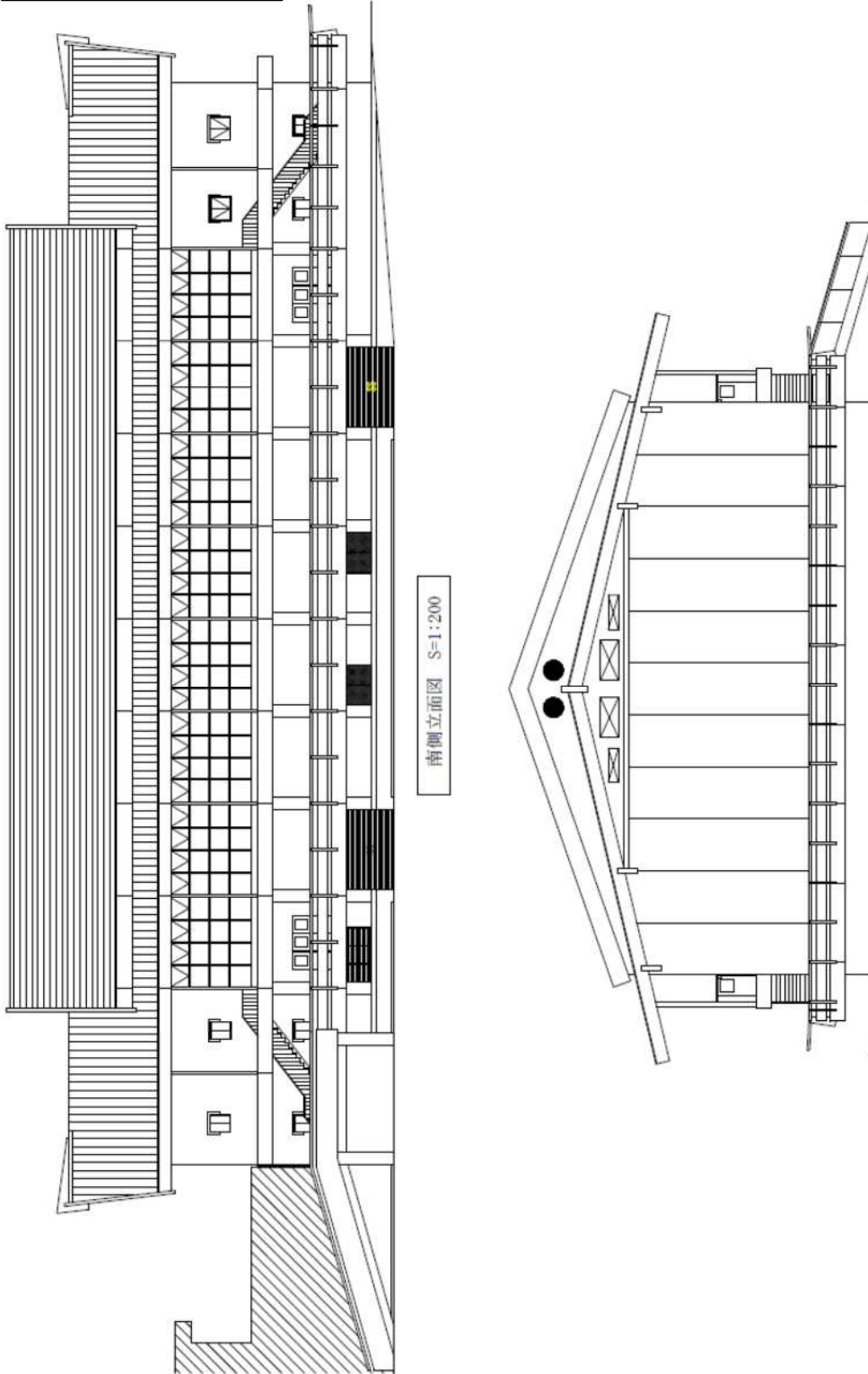
天井伏図

M3階平面図



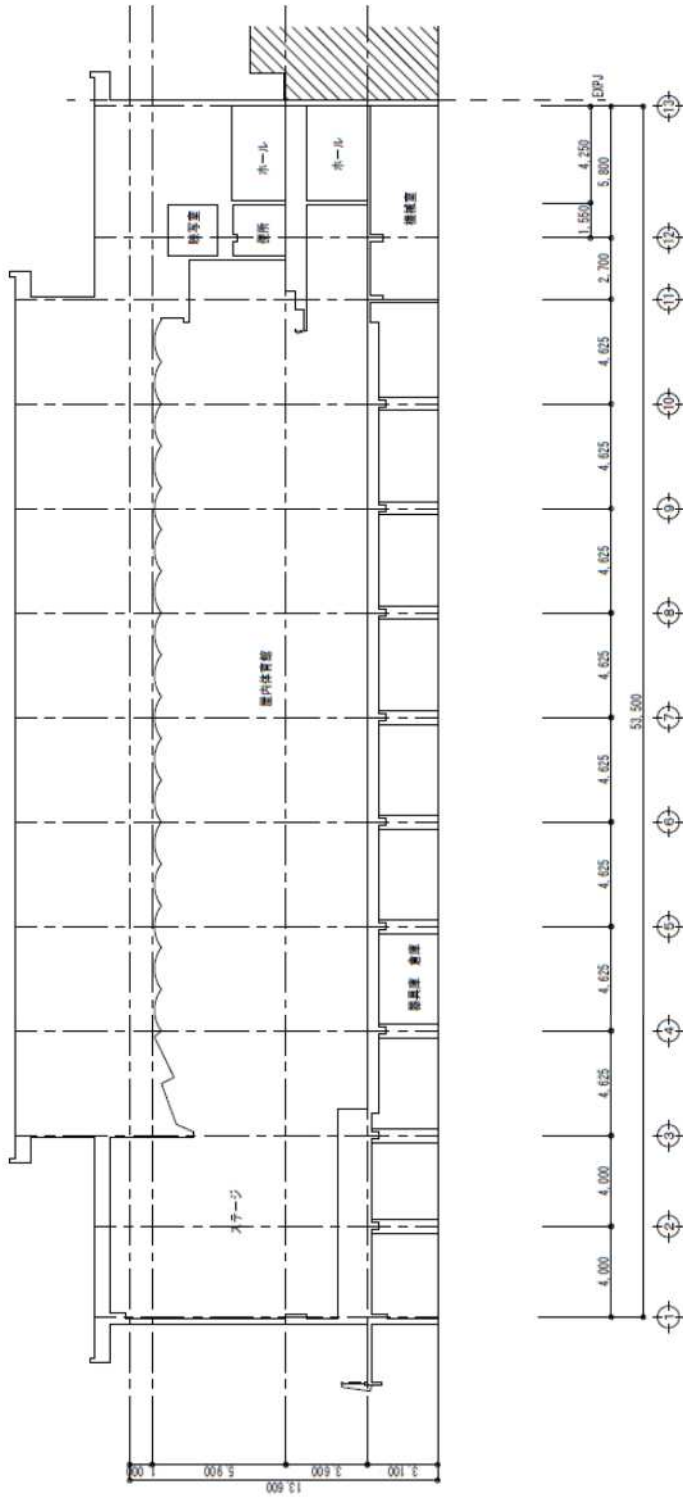
【櫃原市中央体育館】

立面図



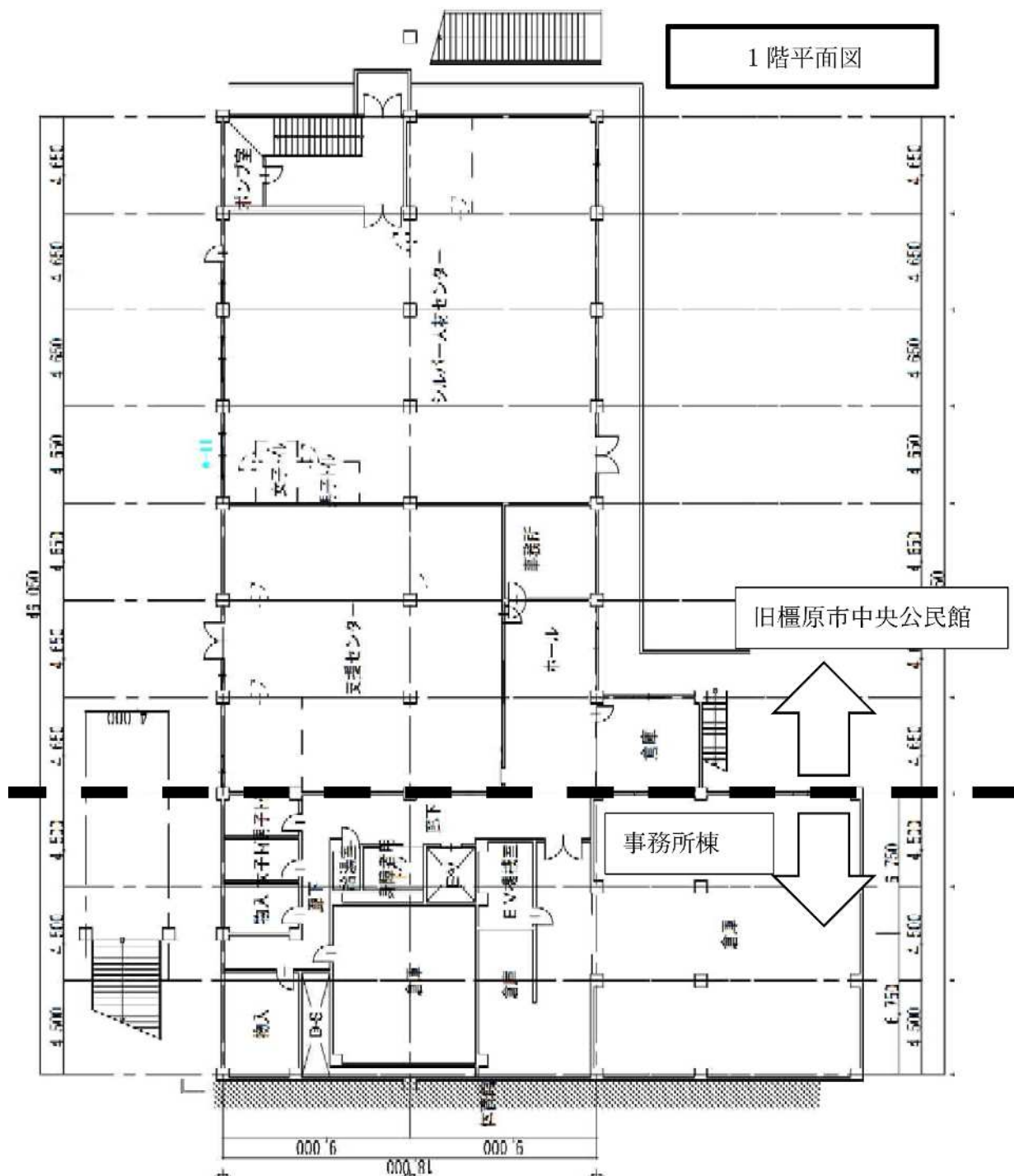
【橿原市中央体育館】

断面図



断面図 S=1:200

【旧櫃原市中央公民館】



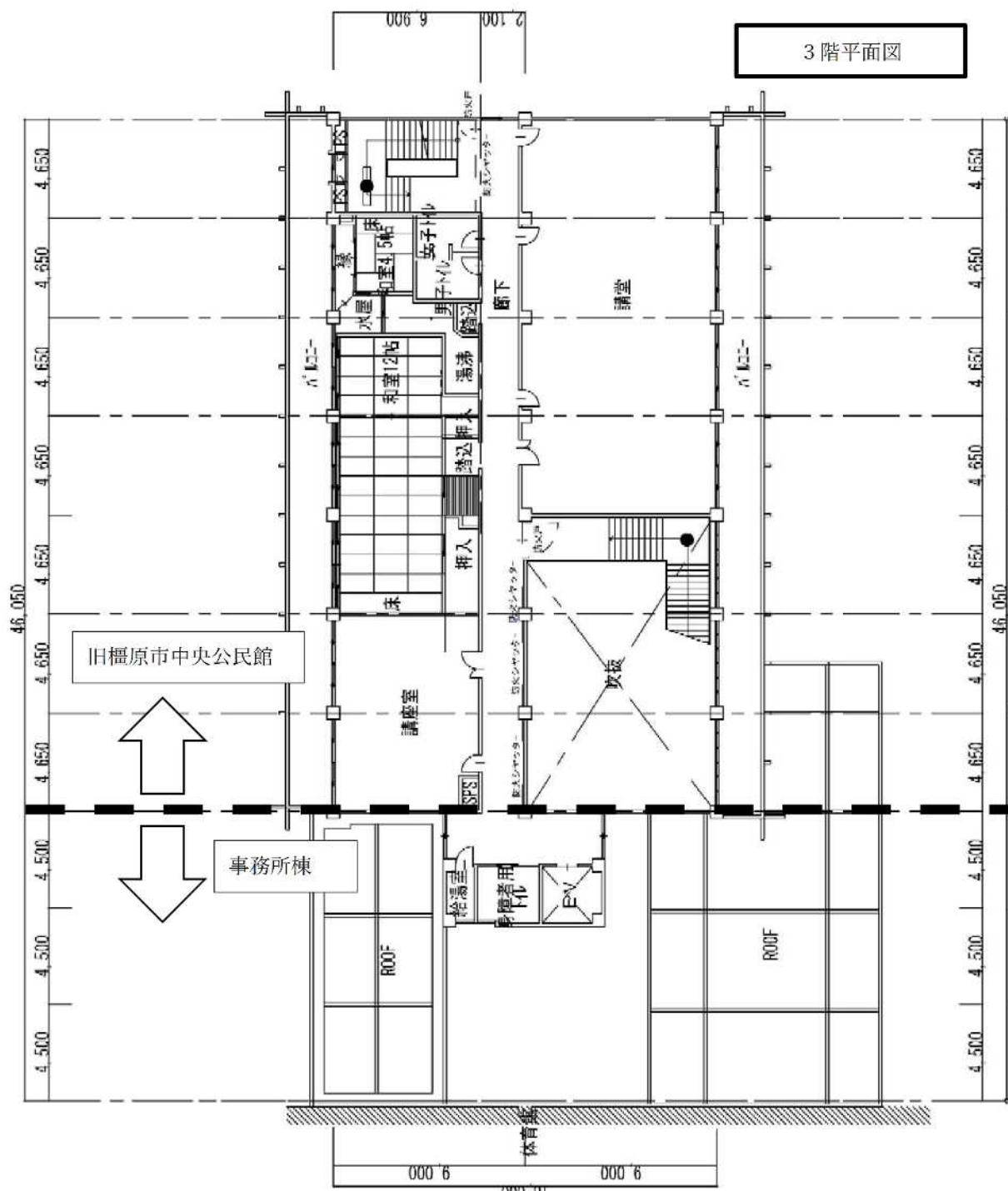
※対象施設外ではあるが、第二章 事業概要 4 業務分担及び別表6 (1) 本件施設の設備機器等管理業務基準の該当事項については対象とする。

【旧櫃原市中央公民館】



※対象施設外ではあるが、第二章 事業概要 4 業務分担及び別表6 (1) 本件施設の設備機器等管理業務基準の該当事項については対象とする。

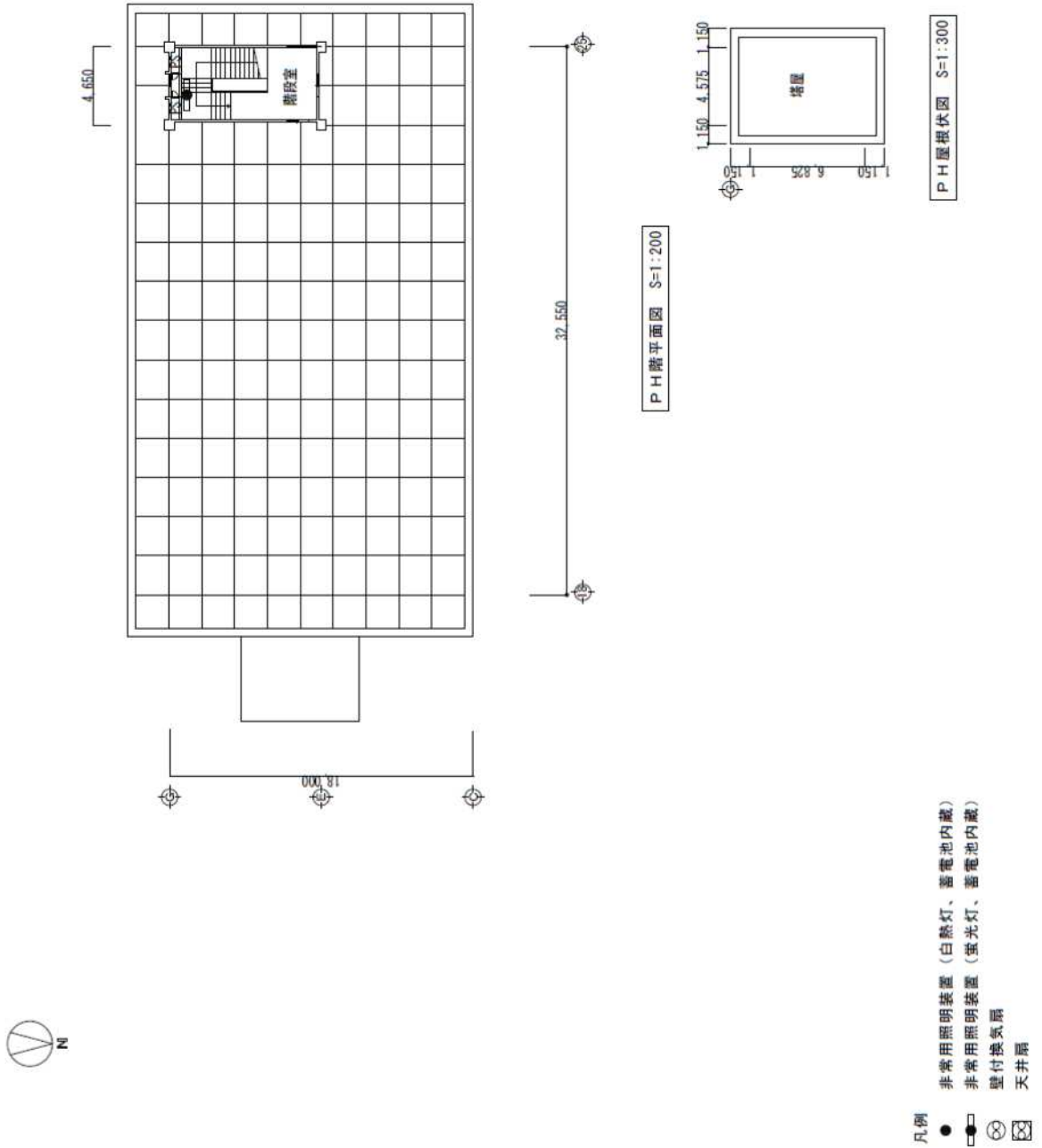
【旧橿原市中央公民館】



※対象施設外ではあるが、第二章 事業概要 4 業務分担及び別表6 (1) 本件施設の設備機器等管理業務基準の該当事項については対象とする。

【旧櫃原市中央公民館】

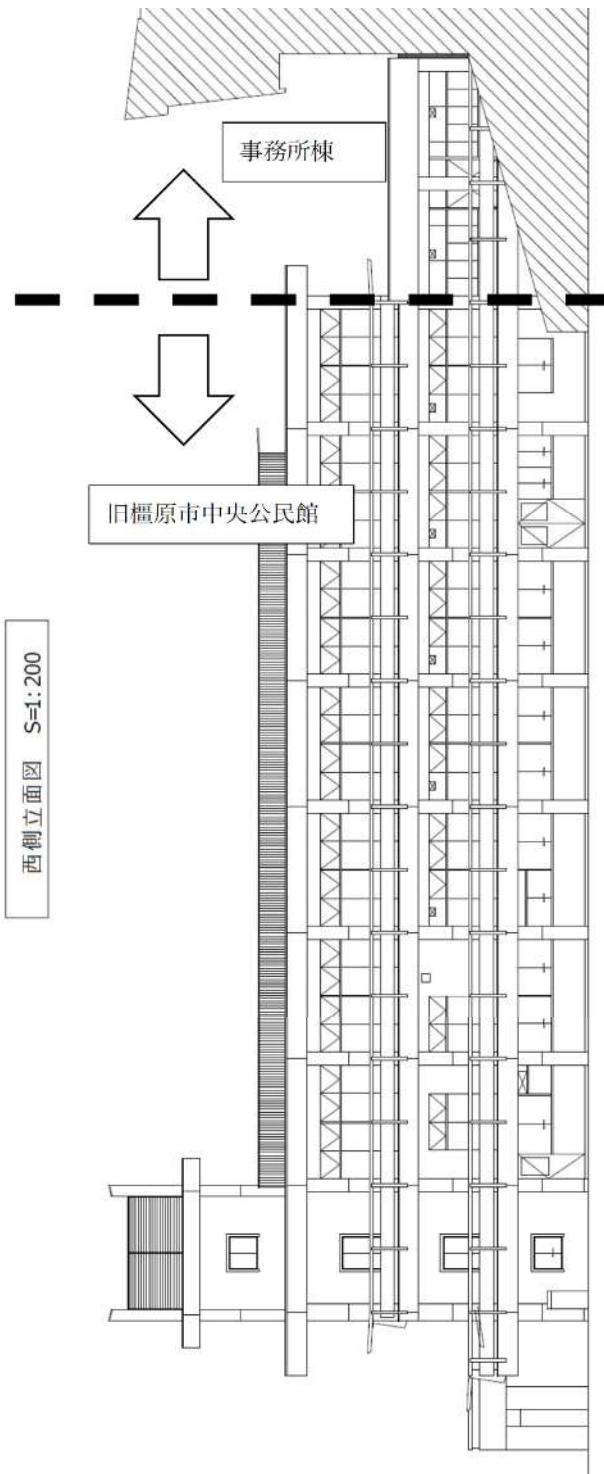
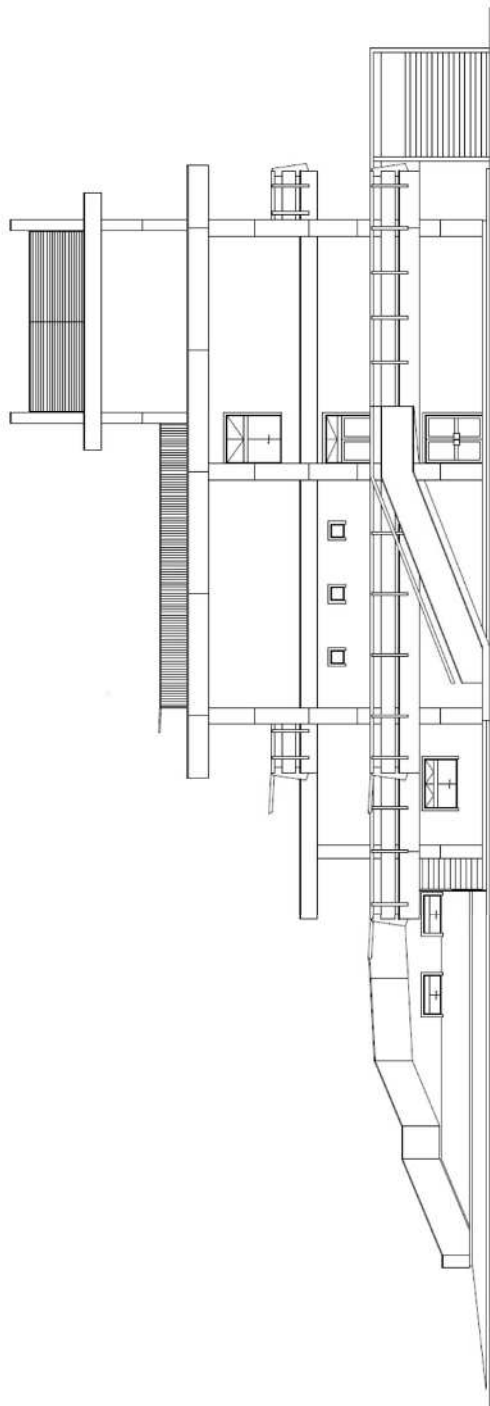
PH 階・PH 屋根伏図



※対象施設外ではあるが、第二章 事業概要 4 業務分担及び別表6 (1) 本件施設の設備機器等管理業務基準の該当事項については対象とする。

# 【旧橿原市中央公民館】

立面図

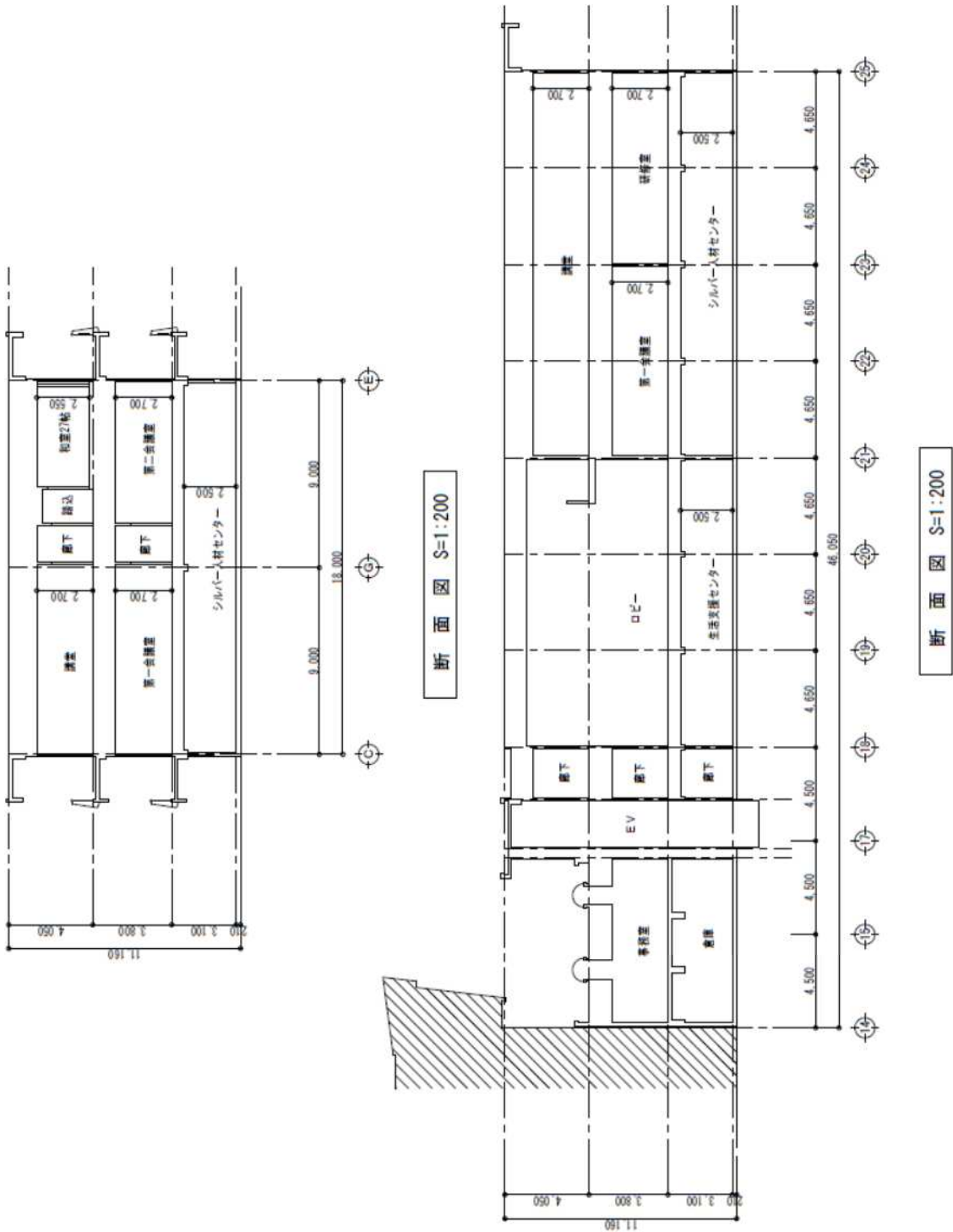


※対象施設外ではあるが、第二章 事業概要 4 業務分担及び別表6 (1) 本件施設の設備機器等管理業務基準の該当事項については対象とする。



【旧橿原市中央公民館】

断面図



※対象施設外ではあるが、第二章 事業概要 4 業務分担及び別表6 (1) 本件施設の設備機器等管理業務基準の該当事項については対象とする。

## 別紙2 本件施設の利用状況

### 【榎原市香久山体育館】(税込8%)(令和元年10月1日より税込10%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
	売上額	売上額	売上額	売上額
トレーニング ルーム	69,290人 27,352,330円	65,509人 25,153,180円	54,891人 20,952,168円	27,133人 8,699,720円
アリーナ	23,205人 1,713,070円	23,460人 1,779,750円	18,992人 1,554,450円	15,979人 1,425,250円
合計	92,495人 29,065,400円	88,969人 26,932,930円	73,883人 22,506,618円	43,112人 10,124,970円

※ 新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月4日から5月31日(トレーニングルームは6月15日)まで臨時休館。

トレーニングルームは、令和2年6月16日より人数制限、利用時間制限、利用予約受付制限を設け再開し、11月18日より利用時間制限、利用予約受付制限を廃止し、施設同時利用人数の緩和。

アリーナは、令和2年6月2日より人数制限を設け再開し、10月15日より段階的に施設同時利用人数の緩和。

### 【榎原市万葉の丘スポーツ広場】(税込8%)(令和元年10月1日より税込10%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
	売上額	売上額	売上額	売上額
パターゴルフ場	1,428人 493,960円	1,362人 430,800円	1,078人 390,640円	824人 340,170円
テニスコート	7,234人 3,059,280円	7,545人 2,856,240円	6,976人 2,651,290円	6,860人 2,562,210円
アーチェリー 弓道(遠的)場	277人 123,030円	237人 136,680円	270人 117,700円	156人 63,220円
温水シャワー	- 4,100円	- 4,700円	- 5,900円	- 2,500円
コインロッカー	- 5,800円	- 3,400円	- 2,900円	- 1,500円
合計	8,939人 3,686,170円	9,144人 3,431,820円	8,324人 3,168,430円	7,840人 2,969,600円

※ 新型コロナウイルス対策として、令和2年4月21日から5月25日まで臨時休場とし、5月26日より人数制限を設け再開。10月15日より段階的に施設同時利用人数の緩和。

**【榎原市ひがしたけだドーム】**（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
	売上額	売上額	売上額	売上額
アリーナ	19,681 人	18,271 人	16,880 人	13,492 人
	2,856,000 円	2,908,530 円	2,255,660 円	2,161,640 円
照明設備	-	-	-	-
	225,090 円	223,450 円	220,170 円	236,980 円
合計	19,681 人	18,271 人	16,880 人	13,492 人
	3,081,090 円	3,131,980 円	2,475,830 円	2,398,620 円

※ 新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月4日から5月31日まで臨時休館。

アリーナは、令和2年6月2日より人数制限を設け再開し、10月15日より段階的に施設同時利用人数の緩和。

**【榎原市曾我川緑地体育館】**（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
	売上額	売上額	売上額	売上額
トレーニング ルーム	53,500 人	54,227 人	46,463 人	20,047 人
	17,725,530 円	18,173,130 円	15,044,167 円	5,624,255 円
アリーナ	42,306 人	47,857 人	42,133 人	33,364 人
	2,386,160 円	2,860,320 円	2,337,040 円	2,276,820 円
武道場	27,366 人	25,849 人	23,443 人	18,537 人
	1,614,320 円	1,676,870 円	1,426,930 円	1,372,650 円
スポーツ スタジオ	5,188 人	5,591 人	5,345 人	1,332 人
	455,290 円	408,940 円	397,670 円	270,840 円
合計	128,360 人	133,524 人	117,384 人	73,280 人
	22,181,300 円	23,119,260 円	19,205,807 円	9,544,565 円

※ 新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月4日から5月31日（トレーニングルーム及びスポーツスタジオは6月15日）まで臨時休館。

トレーニングルームは、令和2年6月16日より人数制限、利用時間制限、利用予約受付制限を設け再開し、11月18日より利用時間制限、利用予約受付制限を廃止し、施設同時利用人数の緩和。

アリーナは、令和2年6月2日より人数制限を設け再開し、10月15日より段階的に施設同時利用人数の緩和。

**【曾我川緑地】**（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
	売上額	売上額	売上額	売上額
テニスコート	5,267 人	5,828 人	5,982 人	5,564 人
	1,498,300 円	1,700,110 円	1,702,810 円	1,644,150 円
多目的 グラウンド	9,481 人	12,753 人	8,663 人	5,654 人
	-	-	-	-
ピロティ	1,160 人	128 人	0 人	0 人
	-	-	-	-
合計	15,908 人	18,709 人	14,645 人	11,218 人
	1,498,300 円	1,700,110 円	1,702,810 円	1,644,150 円

※新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年4月21日から5月25日まで臨時休場とし、5月26日より人数制限を設け再開。10月15日より段階的に施設同時利用人数の緩和。

**【檀原市中央体育館】**（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年	令和 2 年度
	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
	売上額	売上額	売上額	売上額
アリーナ	41,152 人	42,326 人	40,185 人	26,934 人
	2,262,510 円	2,175,940 円	1,908,720 円	1,993,980 円

※ 新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年3月4日から5月31日まで臨時休館。

アリーナは、令和2年6月2日より人数制限を設け再開し、10月15日より段階的に施設同時利用人数の緩和。

### 別紙3 収支の状況

#### 【檀原市香久山体育館・檀原市万葉の丘スポーツ広場（令和元年度より香久山公園を追加）】

＜収入＞（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
使用料収入	32,751,570 円	30,364,750 円	25,675,048 円	13,094,570 円
自主事業	3,036,720 円	3,345,275 円	2,330,340 円	1,723,950 円
利用者サービス 促進事業	2,661,355 円	1,552,198 円	1,845,824 円	1,390,204 円
指定管理料	38,828,983 円	38,828,984 円	37,906,000 円	38,280,000 円
合計	77,278,628 円	74,091,207 円	67,757,212 円	54,488,724 円

＜支出＞（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人件費	37,875,932 円	42,949,025 円	37,386,040 円	34,140,167 円
諸経費	1,593,175 円	2,057,065 円	1,352,459 円	1,931,110 円
設備関連費	16,751,744 円	16,867,135 円	19,199,960 円	19,529,569 円
光熱水費	6,064,638 円	5,687,846 円	5,810,470 円	5,628,295 円
その他費用	1,663,306 円	634,557 円	5,796,126 円	3,748,776 円
自主事業費	0 円	0 円	1,276,324 円	622,777 円
消費税増額分	3,712,551 円	3,357,231 円	—	—
合計	67,661,346 円	71,552,859 円	70,821,379 円	65,600,694 円

#### 【香久山公園】

＜支出＞（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人件費	1,240,000 円	1,221,000 円	/	/
諸経費	-	-		
設備関連費	2,409,893 円	2,300,887 円		
光熱水費	144,235 円	118,740 円		
その他費用	-	-		
合計	3,794,128 円	3,640,627 円		

**【榎原市ひがしたけだドーム（令和元年度より東竹田近隣公園を追加）】**

＜収入＞（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
体育館使用料	3,102,410 円	3,151,360 円	2,475,830 円	2,398,620 円
行政財産使用料	36,000 円	45,500 円	-	-
自主事業	-	-	494,743 円	1,015,423 円
指定管理料	-	-	22,999,000 円	23,205,600 円
合計	3,138,410 円	3,196,860 円	25,969,573 円	26,619,643 円

＜支出＞（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人件費	11,226,562 円	16,655,413 円	9,861,223 円	13,926,070 円
諸経費	198,471 円	132,959 円	790,375 円	648,165 円
設備関連費	4,861,902 円	5,357,980 円	6,795,068 円	5,692,044 円
光熱水費	1,170,890 円	1,264,142 円	1,314,675 円	1,316,042 円
その他費用	15,120 円	0 円	1,642,493 円	2,742,433 円
合計	17,472,945 円	23,410,494 円	20,403,834 円	24,324,754 円

**【東竹田近隣公園】**

＜支出＞（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人件費	※ひがしたけだドームに含む。		/	/
諸経費	43,740 円	57,672 円		
設備関連費	2,436,782 円	2,341,182 円		
光熱水費	516,451 円	459,459 円		
その他費用	-	-		
合計	2,996,973 円	2,858,313 円	/	/

**【檀原市曾我川緑地体育館・曾我川緑地（令和元年度より曾我川緑地（公園）を追加）】**

＜収入＞（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
使用料収入	23,679,600 円	24,819,370 円	20,908,617 円	11,188,715 円
自主事業	8,201,529 円	8,562,640 円	8,198,190 円	7,573,106 円
利用者サービス 促進事業	1,906,701 円	2,207,306 円	2,225,639 円	2,953,974 円
指定管理料	40,500,000 円	40,500,000 円	48,588,000 円	49,064,400 円
合計	74,287,830 円	76,089,316 円	79,920,446 円	70,780,195 円

＜支出＞（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人件費	44,261,136 円	44,780,800 円	47,376,290 円	42,743,715 円
諸経費	1,521,655 円	1,784,504 円	1,751,708 円	1,532,610 円
設備関連費	12,465,673 円	12,478,545 円	16,357,241 円	16,736,411 円
光熱水費	11,898,045 円	10,547,667 円	10,616,268 円	10,094,055 円
その他費用	1,024,192 円	825,684 円	7,994,051 円	8,590,534 円
消費税増額分	2,452,659 円	3,051,245 円	—	—
合計	73,623,360 円	73,468,445 円	84,095,558 円	79,697,325 円

**【曾我川緑地（公園）】**

＜支出＞（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人件費	2,094,000 円	2,063,000 円		
諸経費	28,436 円	24,250 円		
設備関連費	5,873,044 円	5,266,457 円		
光熱水費	496,442 円	457,120 円		
その他費用	-	-		
合計	8,491,922 円	7,810,827 円		

### 【榎原市中央体育館】

＜収入＞（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
体育館使用料	2,262,510 円	2,175,940 円	1,908,720 円	1,993,980 円
合計	2,262,510 円	2,175,940 円	1,908,720 円	1,993,980 円

＜支出＞（税込 8%）（令和元年 10 月 1 日より税込 10%）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
人件費	19,137,770 円	18,546,315 円	22,464,238 円	22,103,401 円
諸経費	292,456 円	293,287 円	263,738 円	161,226 円
設備関連費	7,940,254 円	8,837,870 円	8,212,327 円	7,835,952 円
光熱水費	7,539,092 円	7,102,498 円	6,280,730 円	6,415,874 円
その他費用	451,114 円	446,388 円	407,559 円	196,733 円
合計	35,360,686 円	35,226,358 円	37,628,592 円	36,713,186 円

### 【指定管理料の上限】

本件施設の管理運営に係る費用は、利用者が支払う利用料金の収入と市が支払う指定管理料を以って充てるものとする。指定管理者が行う自主事業の収入についても、その費用に充てるものとするが、自主事業の実施に係る費用は、指定管理者の負担とする。

指定管理料の金額及び支払い方法については、本件施設の指定管理者の候補者として選定された法人その他の団体の提案をもとに市と協議のうえ、協定書において定める。

会計年度毎の上限金額（消費税及び地方消費税を含む）

年度	①管理運営費	②修繕費（基準額）	指定管理料（①+②）
令和 4 年度	127,460,000 円	8,880,000 円	136,340,000 円
令和 5 年度	127,460,000 円	8,880,000 円	136,340,000 円
合計	254,920,000 円	17,760,000 円	272,680,000 円

※各年度の指定管理料は上限金額とする。

ただし、修繕費については、各年度の金額が基準額以上となるよう計上すること。



#### 別紙4 リスク分担表

種類	リスクの内容	負担者			
		市	指定 管理者	分担 (協 議)	指定管理者 (負担限度付)
法令変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○	
	施設等の新設または改築を要するものなどの法令等の変更	○			
税制変更	管理運営に直接影響を与える税制変更（消費税等）	○			
	上記以外の税制度の変更（法人税等）		○		
物価変動	管理運営経費に影響する物価変動		○		
金利変動	金利変動等による収支の影響		○		
需要変動	競合施設、天候、当初需要見込みの乖離等の影響による利用者の増減		○		
管理運営の 内容変更	市の政策による指定期間中の変更	○			
	指定管理者の発案による指定期間中の変更		○		
管理運営の 中断・中止	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	上記以外のもの			○	
施設・設備 等の修繕	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	指定管理者が設置したもの		○		
	上記以外のもの				○※1
損害賠償	市に帰責事由があるもの	○			
	指定管理者に帰責事由があるもの		○		
	市と指定管理者の両者、第三者等に帰責事由があるもの			○	
不可抗力※2	不可抗力による施設・設備の復旧			○※3	
	不可抗力による管理運営の休業			○※4	

- ※1 1件あたり100万円未満の修繕は指定管理者の負担とし、それ以外は協議とする。
- ※2 不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、広域に発生した感染症などをいう。
- ※3 建物・設備が復旧困難な被害を受けた場合、指定を取り消す場合がある。
- ※4 暴風、豪雨等を対象とした不可抗力による短期間の休業（避難所として利用される場合も含む）に対し、市は指定管理者に対する休業補償は行わない。

## 別紙5 本件施設の使用時間及び休場日・種類及び使用料

本件施設に係る条例に定める使用時間及び休場日、使用料を以下に示す。

### 【本件施設の使用時間及び休場日】

名称	開館（使用）時間	休館（場）日
檀原市香久山体育館	午前9時から午後9時まで	・月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるとは、その日以後で最も近い休日でない日） ・1月1日から同月4日まで及び12月27日から同月31日まで
檀原市万葉の丘スポーツ広場	午前9時から午後5時まで（6月15日から8月15日までの期間については、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあつては、午前9時から午後7時まで）	
檀原市ひがしたけだドーム	午前9時から午後9時まで	
檀原市曾我川緑地体育館	午前9時から午後9時まで	
曾我川緑地	午前9時から午後5時まで（6月15日から8月15日までの期間（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）については、午前9時から午後7時まで）	
檀原市中央体育館	午前9時から午後9時まで	

**【本件施設の使用料】**

**(1) 檀原市香久山体育館**

区分		午前 9:00～12:00	午後 12:00～17:00	夜間 17:00～21:00
アリーナ		2,360円	3,960円	3,960円
		バドミントンコート 1面590円	バドミントンコート 1面990円	バドミントンコート 1面990円
トレーニング室 (満60歳未満)	一時利用	1人1回(2時間まで) 620円 以降1時間につき310円		
	定期利用 (3月)	1人 11,520円		
トレーニング室 (満60歳以上)	一時利用	1人1回(2時間まで) 410円 以降1時間につき200円		
	定期利用 (3月)	1人 8,380円		

**(2) 檀原市ひがしたけだドーム**

区分	終日 9:00～21:00
アリーナ	1時間につき1,040円

**(3) 檀原市曾我川緑地体育館**

区分		午前 9:00～12:00	午後 12:00～17:00	夜間 17:00～21:00
アリーナ		3,120円	5,280円	5,280円
		バドミントンコート 1面520円	バドミントンコート 1面880円	バドミントンコート 1面880円
武道場	全面	2,070円	3,460円	3,460円
	半面	1,030円	1,730円	1,730円
トレーニング室 (満60歳未満)	一時利用	1人1回(2時間まで) 620円 以降1時間につき310円		
	定期利用 (3月)	1人11,520円		

トレーニング室 (満60歳以上)	一時利用	1人1回(2時間まで) 410円 以降1時間につき200円		
	定期利用 (3月)	1人 8,380円		
スポーツスタジオ		1,350円	2,250円	2,250円

#### (4) 檀原市中央体育館

区分	午前 9:00～12:00	午後 12:00～17:00	夜間 17:00～21:00
アリーナ	2,360円	3,960円	3,960円
	バドミントンコート 1面 590円	バドミントンコート 1面 990円	バドミントンコート 1面 990円

#### <備考(1)～(4)>

- 1 上表において、武道場の半面とは、武道場の床面積の2分の1以下を使用する場合をいい、全面とはそれ以外の場合をいう。
- 2 幼稚園の園児、小学校の児童、中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに準ずる者がアリーナを使用する場合における使用料は、上表に定める額の2分の1に相当する額(10円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。)とする。
- 3 市に住所を有しない者として規則で定める者が使用する場合における使用料は、上表に定める額(前項に規定する使用については同項の規定を適用して得た額)に2(トレーニング室については、1.3)を乗じて得た額(10円未満の端数がある場合については、その端数金額を切り捨てる。)とする。
- 4 開館時間を延長した場合の使用料は、1時間につき、当該施設の使用料の1時間相当額の中の最高額の範囲内において、市長が別に定める額とする。
- 5 ひがしたけだドームの照明設備の使用料は、1時間につき410円とする。
- 6 前項のほか付属設備等の使用料は、市長が規則で定める。

#### (5) 檀原市万葉の丘スポーツ広場

区分	使用料
パターゴルフ場	1人1回(1回18ホールとする。) 620円 シューズ100円、パター100円、スティック 100円
テニスコート	1面1時間につき 730円
アーチェリー・弓道 (遠的)場	個人使用(1人当たり) (9:00～12:00) 310円 (12:00～17:00) 410円

	専用使用	(9:00～12:00) 3,140 円 (12:00～17:00) 4,190 円
温水シャワー		1 人 1 回 100 円
コインロッカー		1 人 1 回 100 円

<備考(5)>

- 1 アーチェリー・弓道（遠的）場の専用使用とは、10名以上の団体で行う競技会又は教室等で使用する場合とする。
- 2 パターゴルフ場、アーチェリー・弓道（遠的）場及びテニスコートの使用料は、市に住所を有しない者が使用する場合は、当該使用料の額の2倍相当額とする。
- 3 6月15日から8月15日までの期間については、土曜日、日曜日及び休日にあつては、表中の「17:00」とあるのは「19:00」とする。
- 4 使用時間を延長した場合（前項の規定による延長を除く。）の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）につき、当該施設の使用料の1時間相当額の中の最高額の範囲内において、市長が別に定める額とする。

#### （6）曾我川緑地

区分	使用料
テニスコート	1 面 1 時間につき 730 円
照明設備	1 時間につき 410 円

<備考(6)>

市に住所を有しない者が使用する場合は、この表に定める使用料の額の2倍に相当する額とする。

別紙6 本件施設の設備機器等概要及び管理業務基準

(1) 本件施設の設備機器等管理業務基準

【檀原市香久山体育館・香久山公園】

項目	必要管理項目	内容	頻度
清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な清掃（屋内・外）</li> <li>・定期的な清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面、窓ガラス、トイレ、洗面等、灰皿・ごみ箱清掃、ごみ拾い</li> <li>・床面（ワックス・洗剤清掃）、窓ガラス</li> </ul> ※窓ガラス清掃対象面積 460 m <sup>2</sup>	毎日 年2回以上
特殊建築物 ・建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定点検</li> </ul>	建築基準法第12条第2項及び同条第4項の規定に基づく定期点検を行い、点検結果を提出すること。 参考：令和2年度実施	特殊建築物 3年1回 建築設備 年1回
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常保守管理</li> <li>・定期点検</li> </ul>	電気事業法に基づく自家用電気工作物の維持管理を行い、点検結果を提出すること。	月1回以上 年1回
消防設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常保守管理</li> <li>・定期点検</li> </ul>	消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に基づく点検を行い、点検結果を提出すること。	法令に基づく義務回数
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常保守管理</li> <li>・定期点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品の交換を行うこと。</li> <li>・冷房及び暖房期間中は定期点検を行い、点検結果を提出すること。</li> </ul>	毎日 月1回以上
機械警備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常保守管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯・火災監視</li> </ul>	毎日
貯水槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常保守管理</li> <li>・定期点検</li> </ul>	水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第1項の厚生省令で定める管理基準に適合するよう、保守点検（水質検査を含む）及び消毒を行うこと。	省令に基づく回数
浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検</li> </ul>	関係諸法規に基づいた保守点検を行い、点検結果を提出すること。	省令に基づく回数
エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検</li> </ul>	関係諸法規に基づいた保守点検を行い、点検結果を提出すること。	月1回以上
給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検</li> </ul>		年2回以上
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に清掃</li> <li>・出入口門の開閉</li> </ul>	開館日8時～21時、休館日8時～17時 ※公園駐車場は、休館日含む	毎日
樹木庭園管理 (体育館)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定、消毒、除草・草刈、施肥</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定：高木・低木、生垣</li> <li>・除草・草刈：</li> <li>・消毒：</li> </ul>	年1回以上 年2回以上 年9回以上 年3回以上

		・施肥：	年1回以上
公園全体植栽管理	・剪定、除草・草刈	・剪定：高木・低木、 寄植 ・除草・草刈（広場）： ・除草・草刈（法面）： ・支障木伐採： *必ず安全対策を行い作業すること	年1回以上 年1回以上 年5回以上 年2回以上 年1回以上
遊具	・日常点検 ・定期点検 ・補修・修繕	国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」に基づき行い、点検結果を提出すること。	随時 年2回以上 随時

### 【檀原市万葉の丘スポーツ広場】

項目	必要管理項目	内容	頻度
清掃	・日常的な清掃（屋内・外）	各施設エリアの清掃、灰皿・ごみ箱清掃	毎日
パターゴルフ場等 芝生地等の管理	・日常的な保守管理 ・定期的な保守管理	・随時の芝刈、芝の手入れ、散水等の植栽管理 ・定期的な芝の育成・肥培・防除等の総合管理	随時
駐車場	・日常的に清掃 ・出入口門の開閉	開館日 8時～17時（夏季期間は19時まで）	毎日
テニスコート	・日常整備 ・定期整備	・定期的な目砂の散布、打ち起こし等の均一化作業 ・コケ除去作業	随時 年1回以上
洛陽牡丹園 （※中国ボタン種）の管理	・定期的専門的総合管理	・施肥作業 ・病虫害防除作業、除草作業 ・剪定作業 ・雑管理作業 異常渇水時の灌水、寒冷紗の設置、敷き藁の更新、補植等	年5回以上 年5回以上 年1回以上 随時
浄化槽	・定期点検	・関係諸法規に基づいた保守点検を行い、点検結果を提出すること。	省令に基づく回数
生垣樹木等の管理	・剪定、消毒、除草・草刈、施肥	・剪定：高木・低木、 ：生垣 ・法面草刈（機械） ・法面草刈（機械）（田との境界） *法面の刈取り草については、収集すること ・支障木伐採 ・桜消毒 ・施肥	年1回以上 年2回以上 年3回以上 年2回以上 年2回以上 年2回以上 年1回以上

【檀原市ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園】

項目	必要管理項目	内容	頻度
清掃	・日常的な清掃 (屋内・外) ・定期的な清掃	・床面、窓ガラス、トイレ、洗面等、灰皿・ ごみ箱清掃、ごみ拾い ・床面(ワックス・洗剤清掃)、窓ガラス ※窓ガラス清掃対象面積 250㎡	毎日 年2回以上
特殊建築物 ・建築設備	・定期点検	建築基準法第12条第2項及び同条第4項の 規定に基づく定期点検を行うこと。 参考：令和元年度実施。	特殊建築物 3年1回 建築設備 年1回
機械警備	・日常保守管理	・防犯・火災監視	毎日
電気設備	・日常保守管理 ・定期点検	電気事業法に基づく自家用電気工作物の維持 管理を行い、点検結果を提出すること。	月1回以上 年1回
消防設備	・日常保守管理 ・定期点検	消防法(昭和23年法律第186号)第17条の 3の3に基づく点検を行い、点検結果を提出 すること。	法令に基づ く義務回数
空調設備	・日常保守管理 ・定期点検	・消耗品の交換を行うこと。 ・冷房及び暖房期間中は定期点検を行い、 点検結果を提出すること。	毎日 月1回以上
浄化槽	・定期点検	関係諸法規に基づいた保守点検を行い、点検 結果を提出すること。	省令に基づ く回数
給湯設備	・定期点検		年2回以上
人工芝	・ライン引き		年1回以上
駐車場	・日常的な清掃 ・東出入口門の 開閉	開館日8時～21時、休館日8時～17時	毎日※休館 日含む
屋外トイレ	・出入口シャッター の開閉	開館日8時～21時、休館日8時～17時	毎日※休館 日含む
公園全体植 栽管理	・剪定、消毒、除草・ 草刈、施肥	・剪定：高木・低木・生垣・寄植 ・除草・草刈 ・消毒： ・施肥： *必ず歩行者対策を行い作業すること	年1回以上 年5回以上 年3回以上 年1回以上
芝生広場の 管理	・日常的な保守管 理 ・定期的な保守管 理	・随時の芝刈、芝の手入れ、散水等の植栽管 理 ・定期的な芝の育成・肥培・防除等の総合管 理	随時



親水施設 (噴水及び せせらぎ水 路)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な清掃</li> <li>・ 定期的な清掃</li> <li>・ 水質保持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ拾い等美観保持</li> <li>・ 床面清掃</li> <li>・ 末端グレーチング内泥上含む清掃</li> <li>・ 残留塩素確認し適時次亜塩素酸ソーダ及び水質管理錠剤投入</li> </ul>	<p>毎日 春夏期 週 2 回以上 秋冬期 月 1 回以上 年 1 回以上 春夏期 週 2 回以上 秋冬期 月 1 回以上</p>
修景池	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な清掃</li> <li>・ 定期的な清掃</li> <li>・ ポンプ点検・補修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ拾い等美観保持</li> <li>・ 水を全て抜いての清掃</li> <li>・ 点検は年 1 回以上、補修は適時</li> </ul>	<p>毎日 年 1 回以上</p>
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な清掃</li> <li>・ 日常的な土均し</li> <li>・ 定期的な土均し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみ拾い等美観保持</li> <li>・ 簡易な補修含む土均し</li> <li>・ 全体的な土均し（土補充含む）</li> <li>* 広場機能を維持するため雑草の除去を細目に行うこと</li> </ul>	<p>毎日 毎日 月 1 回以上</p>
複合遊具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常点検</li> <li>・ 定期点検</li> <li>・ 補修・修繕</li> </ul>	<p>国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」に基づき行い、点検結果を提出すること。</p>	<p>随時 年 2 回以上</p>

【檀原市曾我川緑地体育館】

項目	必要管理項目	内容	頻度
清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常的な清掃 (屋内・外)</li> <li>・ 定期的な清掃</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 床面、窓ガラス、トイレ、洗面等、灰皿・ごみ箱清掃、ごみ拾い</li> <li>・ 床面 (ワックス・洗剤清掃)、窓ガラス</li> </ul> ※窓ガラス清掃対象面積 300 m <sup>2</sup>	毎日 年 2 回以上
特殊建築物 ・ 建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期点検</li> </ul>	建築基準法第 12 条第 2 項及び同条第 4 項の規定に基づく定期点検を行い、点検結果を提出すること。 参考：令和 2 年度実施。	特殊建築物 3 年 1 回 建築設備 年 1 回
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常保守管理</li> <li>・ 定期点検</li> </ul>	電気事業法に基づく自家用電気工作物の維持管理を行い、点検結果を提出すること。	月 1 回以上
機械警備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常保守管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防犯・火災監視</li> </ul>	毎日
消防設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常保守管理</li> <li>・ 定期点検</li> </ul>	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 17 条の 3 の 3 に基づく点検を行い、点検結果を提出すること。	法令に基づく義務回数
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常保守管理</li> <li>・ 定期点検</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品の交換を行うこと。</li> <li>・ 冷房及び暖房期間中は定期点検を行い、点検結果を提出すること。</li> </ul>	毎日 月 1 回以上
貯水槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常保守管理</li> <li>・ 定期点検</li> </ul>	水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 34 条の 2 第 1 項の厚生省令で定める管理基準に適合するよう、保守点検（水質検査を含む）及び消毒を行うこと。	省令に基づく回数
自動ドア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常保守管理</li> <li>・ 定期点検</li> </ul>	点検結果を提出すること。	毎日 年 2 回以上
排水用ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期点検</li> </ul>		年 1 回以上
植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 剪定、消毒、施肥、除草・草刈</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 剪定：</li> <li>・ 消毒：</li> <li>・ 除草・草刈：</li> <li>・ 施肥：</li> </ul> ＊必ず歩行者対策を行い作業すること	年 1 回以上 年 3 回以上 年 9 回以上 年 1 回以上

**【曾我川緑地】**

項目	必要管理項目	内容	頻度
グラウンドの維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に整備</li> <li>・グラウンド及びフェンス周辺の草取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド整備</li> <li>＊広場機能を維持するため雑草の除去を細目に行うこと</li> </ul>	週1回以上 適時
テニスコート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常整備</li> <li>・定期整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な目砂の散布、打ち起こし等の均一化作業</li> <li>・コケ除去作業</li> <li>・照明設備維持管理</li> </ul>	随時 年1回以上 随時
トイレ (2箇所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口シャッターの開閉</li> <li>・清掃</li> </ul>	開館日 8時～21時、 休館日 8時～17時	毎日※休館日含む 週2回以上
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的に清掃</li> <li>・出入口の開閉</li> </ul>	開館日 8時～21時	毎日
植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定、消毒、施肥、草取り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・剪定</li> <li>・消毒</li> <li>・除草・草刈</li> <li>＊必ず歩行者対策を行い作業すること</li> <li>＊住宅地との隣接法面の草については、収集すること</li> </ul>	年2回以上 年3回以上 年4回以上
芝生広場の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な保守管理</li> <li>・定期的な保守管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・芝刈、芝の手入れ、散水等の植栽管理</li> <li>・定期的な芝の育成・肥培・防除等の総合管理</li> </ul>	年20回以上
じゃぶじゃぶ池・水路の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常的な清掃</li> <li>・定期的な清掃</li> <li>・水路の除草</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ拾い等美観保持</li> </ul>	毎日 年3回以上 年3回以上
ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検</li> </ul>		年1回以上
遊具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常点検</li> <li>・定期点検</li> <li>・補修・修繕</li> </ul>	国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂版）」に基づき行い、点検結果を提出すること。	随時 年2回以上

【**橿原市中央体育館（旧橿原市中央公民館の一部を含む。）**】

施設名	中央体育館 管理区分	部屋名
橿原市中央体育館	(ア)	2階～3階
		1階電気室、機械室、発電機室、ポンプ室 事務所棟1階～3階
	(イ)	1階倉庫（大）、ピロティ
旧橿原市中央公民館	(ウ)	1階更衣室兼シャワー室、楽器器具庫、階段下倉庫 （シルバー人材センター作業場）
	(エ)	

項目	管理 区分	必要管理項目	内容	頻度
清掃	(ア)	・日常的な清掃 （屋内・外）	・床面、窓ガラス、トイレ、洗面等、灰皿・ ごみ箱清掃、ごみ拾い	毎日
		・定期的な清掃	・外回り清掃 バルコニー・建物周囲 ・床面（ワックス・洗剤清掃）窓ガラス ※窓ガラス清掃対象面積 210㎡	毎日 年2回以上
		・万葉ホールとの 連携	・ごみ集積所、駐輪場、周辺ごみ収集	2日に1回 以上
建築設備	(ア) ～(エ)	・定期点検	・建築基準法第12条第2項及び同条第4項 の規定に基づく定期点検を行うこと。 ・参考：特殊建築物定期点検令和3年度実施	建築設備 年1回
電気設備	(ア) ～(エ)	・日常保守管理 ・定期点検	電気事業法に基づく自家用電気工作物及び 非常用発電設備の維持管理を行い、点検結果 を提出すること。	月1回以上
機械警備	(ア) (エ)	・日常保守管理	・防犯・火災監視	毎日
消防設備	(ア) ～(エ)	・日常保守管理 ・定期点検	・消防法（昭和23年法律第186号）第17 条の3の3に基づく点検を行い、点検結果 を提出すること。	法令に基づ く義務回数
空調設備	(ア)	・日常保守管理 ・定期点検	・消耗品の交換を行うこと。 ・冷房及び暖房期間中は定期点検を行い、 点検結果を提出すること。	毎日 月1回以上

給湯設備	(ア)	・定期点検		年2回以上
貯水槽 高架水槽	(ア) ~(エ)	・日常保守管理 ・定期点検	・水道法（昭和32年法律第177号）第34条の2第1項及び2項の厚生省令で定める管理基準に適合するよう、保守点検（水質検査を含む）及び消毒を行うこと。	年2回以上

(2) 本件施設の設備機器等概要

【檀原市香久山体育館】

<自家用電気工作物>

受電電圧	6,600V	最大電力	105kW	設備容量	150kVA
------	--------	------	-------	------	--------

設備名	分類	数量
高压配電盤	引込用高压負荷開閉器	1台
高压機器	変圧器 油入 500KVA 以下	2台
	負荷開閉器 開放形気中開閉器	1台
	計器用変成器	4台
	高压縦貫装置	1台
	高压進相コンデンサ	1台
低压配電盤	動力・電灯用	1面
配線	開放形、閉鎖形高压	2系統
	ケーブル配線 高压引込線 CVT	1系統
接地抵抗試験	E1 E2 E3	接地極数

※変圧器 1φ 50 KVA 1台  
3φ 50 KVA 1台

<消防設備>

設備名	分類	数量
消火器	粉末消火器	11本
消火栓設備	消火栓・ノズル・ホース	6組
	加圧送水装置 (水源: 床下貯水槽)	1組
	操作盤	1面
	起動用スイッチ	6個
	表示灯	6灯
	音響装置	1組
	呼水装置	1組
自動火災報知設備	受信機 P型 1級	10回線
	差動式スポット型感知器	7個
	定温式スポット型感知器	3個
	煙感知器	50個
	P型 1級発信機	6個
	音響装置	7個

	常用電源	1組
	予備電源	1組
漏電火災警報装置	電源	1組
	受信機	1面
	音響装置	1組
	変流器	1組
	漏電火災報知機連動電流遮断装置	1組
非常電源装置	キュービクル式自然換気	1式
誘導灯	誘導灯	18灯
排煙設備	排煙口	8個
防火扉	ドア式S型	2個
	光電式煙感知器	4個

<空調設備>

区分	台数
空気熱源ヒートポンプユニット<外機>	8台
(PUHY-ERP224DMG1)	(3台)
(PUHY-ERP280DMG1)	(2台)
(PUHY-RP160DMG1)	(2台)
パッケージ形空気調和機<内機>	23台
(PLFY-P56BMG1)	(7台)
(PLFY-P45KMG1)	(1台)
(PLFY-P80BMG1)	(14台)
(PLFY-P71BMG1)	(1台)

◎メーカー名 三菱電機(株)

<浄化槽>

	人槽	計画流量 量 m3/日	放流水質 ppm	処理方法	点検回数	備考
橿原市香久山体育館	240人	48.0	30	接触ばっ き	2週1回	合併

<貯水槽>

区分	容量及び構造	基数
受水槽 (ポンプ室付)	容量 10 m <sup>3</sup> 槽数 1 構造 FRP 設置方法 地上式	1 基

※ 給水口径・加圧式ポンプ型式  
電磁弁 (F号タップ)・ボールタップ方式 40mm  
製造メーカー 川本製作所  
形 式 50 k N V - 406 P 22

<昇降設備>

メーカー名	形式	積載量	定員
(株) 日立ビルシステム	油圧式エレベーター	750 k g	11 名

※POG メンテナンス

<給湯設備>

区分	種類・構造・伝熱面積	台数
給湯器	給湯出力 87.2kw~4.36kw L P G 消費量 (最大) 108kw 消費電力 0.155kw	1 台

※メーカー名及び型式 (株) ノーリツ ユコアプロ GQ-5021

<窓ガラス清掃対象面積>

対象窓面	開閉式	はめ込み式	計
1 階	35m <sup>2</sup>	145m <sup>2</sup>	180m <sup>2</sup>
2 階	12m <sup>2</sup>	268m <sup>2</sup>	280m <sup>2</sup>
計	47m <sup>2</sup>	413m <sup>2</sup>	460m <sup>2</sup>



**【檀原市万葉の丘スポーツ広場】**

＜電気設備＞

従量電灯 B 8 kVA
--------------

＜浄化槽＞

	人槽	計画流量 m3/日	放流水質 ppm	処理方法	点検回数	備考
管理棟内 トイレ	10 人	—	90	分離接触ばっ き	4 ヶ月毎 1 回	単独
トイレ棟	50 人	—	90	分離接触ばっ き	4 ヶ月毎 1 回	単独

**【檀原市ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園】**

＜電気設備＞

従量電灯 B 15 kVA 低圧電力 20kW
-------------------------

設備名	分類	数量
低圧配電盤	動力・電灯用	1 面

＜消防設備＞

設備名	分類	数量
消火器	粉末消火器	6 本
自動火災報知設備	受信機 P 型 1 級	10 回線
	差動式スポット型感知器	7 個
	光動式スポット感知器	24 個
	P 型 1 級発信機	1 個
	音響装置	1 個
	表示灯	2 個
	常用電源	1 組
	予備電源	1 組
非常警報装置 (放送設備)	増幅器操作部	1 組
	スピーカ回線	1 式
	常用電源	1 台
	予備電源	1 組

誘導灯及び誘導標識	誘導標識	5 枚
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検	1 式

<空調設備>

区分	台数
空気熱源ヒートポンプユニット<外機>	7 台
(MLZ-W40RAS-IN)	(1 台)
(MLZ-GX40RAS-IN)	(1 台)
(MPL-RP50BA3)	(1 台)
(MPL-RP63BA3)	(2 台)
(MPL-RP112B)	(2 台)
パッケージ形空気調和機<内機>	6 台
(MULZ-W40RAS)	(1 台)
(MULZ-GX40RAS)	(1 台)
(MPUZ-RP50HA7)	(1 台)
(MPUZ-RP63HA7)	(2 台)
(MPUZ-RP224HA7)	(1 台)

◎メーカー名 三菱電機 (株)

<浄化槽>

	人槽	処理流量 m3/日	放流水質 ppm	処理方法	点検回数	備考
檜原市ひがしたけ だドーム	200 人	20.0	20	嫌気濾床担体流 動濾過循環式	1 月 1 回	合併

<給湯設備>

区分	種類・構造・伝熱面積	台数
給湯器	給水圧力 0.1~0.5MPa 消費電力 2.0kw	1 台

※メーカー名及び型式 (株) イトミック ES-20DW3BR

<窓ガラス清掃対象面積>

対象窓面	面積計
1階	250m <sup>2</sup>

【檀原市曾我川緑地体育館・曾我川緑地】

<自家用電気工作物>

受電電圧	6,600V	最大電力	195KW
------	--------	------	-------

※動力変圧器 3φ 150 KVA 1 台

電灯変圧器 1φ 75 KVA 2 台

<消防設備>

設備名	分類	数量
消火器	粉末消火器	13 本
消火設備	パッケージ型消火設備	6 箇所
自動火災報知設備	受信機P型1級	10 回線
	差動式スポット型感知器	63 個
	定温式スポット型感知器	6 個
	煙式スポット型光電式非蓄積	12 個
	煙式分離型光電式非蓄積	3 個
	P型1級発信機	6 個
	音響装置	7 個
	常用電源	1 組
非常警報器具	非常電源	1 組
	放送設備	1 式
誘導灯	誘導灯	17 灯
排煙設備	排煙口	8 個
防火扉	防火シャッター	2 個
	手動開閉装置	2 個
	光電式煙感知器	4 個

<空調設備>

区分	台数
大型吸収冷温水機 ◎メーカー名 三洋電機(株) (SUW-J150L) ※附属設備 エアコン 2台	1 台
空気熱源ヒートポンプユニット<外機> ◎メーカー名 三菱電機(株)	5 台

(PUHY-RP560SDMG3)	(2台)
(PUHY-RP450SDMG3)	(2台)
(PUHY-ERP280DMG2)	(1台)
パッケージ形空気調和機<内機>	22台
◎メーカー名 三菱電機(株)	
(PEFY-P140MG3)	(4台)
(PEFY-P112MG2)	(3台)
(PLFY-P71BMG2)	(2台)
(PLFY-P56BMG2)	(2台)
(PLFY-P71BMG3)	(4台)
(PLFY-P56BMG3)	(3台)
(PLFY-P28LMG3)	(1台)
(PEFY-P112MG3)	(3台)

<貯水槽及び付帯設備>

○ 容量	9.6 m <sup>3</sup>
○ 給水口径、加圧ポンプ型式	(電磁弁) F号タップ、ボールタップ方式 40mm
製造メーカー	テラル(株)
型 式	SX-65VF C502-2.2W 1台(2系)

<排水ポンプ>

型 式	水中型(ボルテックス型)
	自動交互非常時同時運転
能 力	520 L/min×16mH×3.7kW×2台
附属品	脱着装置、制御盤、水中ケーブル、フロートスイッチ

<曾我川緑地加圧給水ポンプ>

※曾我川緑地のポンプは、噴水用・散水用ポンプです。	
○ メーカー	クボタ
○ 型 式	水中タービンポンプ STM型 65φ
○ 台 数	1台

<窓ガラス清掃対象面積>

対象窓面	面積計
2階	300m <sup>2</sup>

## 【檀原市中央体育館】

<自家用電気工作物> (万葉ホールより電力供給)

受電電圧	6,600V	最大電力	105kW	設備容量	425 kW
------	--------	------	-------	------	--------

設備名	分類	数量
高圧配電盤	引込用高圧負荷開閉器	1台
高圧機器	電灯トランス 単相 50KVA 油入	1台
	変流器 CT	2台
	変成器 VT	2台
	油入開閉器	1台
	高圧進相コンデンサ	1台
低圧配電盤	動力・電灯用	4面
配線	ケーブル配線 高圧引込線 CVT	1系統
接地抵抗試験	E1 E2 E3	接地極数

※変圧器 1φ 50 KVA 1台

1φ 75 KVA 1台

3φ 100 KVA 3台

<非常電源（自家発電設備）>

屋内消火栓設備 発動機：イスズディゼル PEF-01 (3AB1) 自家用発電装置：60KW 冷却装置（ラジエーター） ポンプ室：キュービクル式 換気（機械） 発電機不可運転 電流値 125A 電圧値 220V 周波数 63HZ	1台 1式
--	----------

<消防設備>

設備名	分類	数量
消火器	粉末消火器	25本
消火栓設備	消火栓・ノズル・ホース	24組
	加圧送水装置（水源：地下貯水槽）	1組
	操作盤	1面
	起動用スイッチ	1式
	表示灯（兼用）	1灯
	音響装置	1組
	呼水装置 呼水槽 100L	1組

自動火災報知設備	分布型空気式感知器	12 個
	差動式スポット型感知器	167 個
	定温式スポット型感知器	7 個
	光電式スポット型感知器	37 個
	発信機 P 型 1 級	12 個
	音響装置	12 個
	表示灯	
	音響装置（一斉鳴動方式）	12 個
	常用電源	1 組
	予備電源	1 組
非常警報装置 (放送設備)	増幅器等	1 組
	スピーカ回線	1 式
	表示灯	1 式
	非常電源	1 組
誘導灯及び誘導標識	誘導標識	45 枚
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検	1 式
防排煙設備	ダンパー	8 個
	シャッター	7 個
	防火扉	5 個
	排煙口	2 個
	煙感知器光電式	20 個
	手動起動装置	1 式
漏電火災警報器 受信機	オムロン 漏受第 52~2~2 号	1 式
変流器	オムロン 漏受第 52~1 号	
屋内消火栓 地下水槽	12 立方メートル	1 台
ポンプ：(株)荏原製作所	80MSFU3M・E6 (80MS—3611)	
電動機：(株)荏原製作所	1KK	(1 台)
スプリンクラー設備 専用地下水槽		1 台
ポンプ：川本製作所	KTGFM-150×1256	
電動機：三菱電機	SB-E	(1 台)

#### <空調設備>

区分	台数
空気熱源ヒートポンプユニット<外機>	7 台
(POA-P1601HS) 事務室	(1 台)

(RYJ50LT)館長室	(1台)
廊下	(1台)
ロビー	(2台)
(RYCJ560A)アリーナ	(5台)
パッケージ形空気調和機<内機>	3台
(AIU-P1601H)事務室	(1台)
(FHYJ50L)館長室	(1台)
(RZYP50BAT)廊下	(1台)
(RZYP11288)ロビー	(2台)
(FVYJ2800A)アリーナ	(1台)

◎メーカー名 ダイキン工業 (株)

#### <貯水槽>

区分	容量及び構造	基数
受水槽 (ポンプ室付)	容量 12 m <sup>3</sup> 槽数 2 構造 FRP 設置方法 地上式	1基
高架水槽	容量 3 m <sup>3</sup> 槽数 1 構造 FRP 設置方法 屋上	1基

※ 給水口径・加圧式ポンプ型式  
電磁弁 (F号タップ)・ボールタップ方式 40mm  
製造メーカー 川本製作所  
形 式 TVS2-506 × 25-M2.2

#### <給湯設備>

区分	種類・構造・伝熱面積	台数
給湯器	給水圧力 20A 消費電力 52w	1台

※メーカー名及び型式 リンナイ (株) RUX-V3201W

#### <窓ガラス清掃対象面積>

対象窓面	面積計
1階・2階・3階	210m <sup>2</sup>

## 別紙7 修繕等実績一覧

### 【香久山体育館・万葉の丘スポーツ広場】

		平成30年度	令和元年度 (香久山公園を含む・修繕枠を導入)	令和2年度
市	修繕料	642,600円	935,000円	0円
	工事請負費	12,904,920円	12,702,800円	10,069,000円
指定 管理	修繕料	619,169円	3,621,916円	3,877,977円
合計		14,166,689円	17,259,716円	13,946,977円

### <市が実施した主な修繕及び工事請負費の項目>

#### 【平成30年度】

項目	金額
香久山体育館エレベーター修繕業務	421,200円
香久山体育館非常用照明器具修繕業務	221,400円
修繕料 計	642,600円
万葉の丘スポーツ広場テニスコート更新工事	12,904,920円
工事請負費 計	12,904,920円

#### 【令和元年度】

項目	金額
檀原市香久山体育館給水設備修繕業務	935,000円
修繕料 計	935,000円
万葉の丘スポーツ広場テニスコート更新工事	12,702,800円
工事請負費 計	12,702,800円

#### 【令和2年度】

項目	金額
万葉の丘スポーツ広場テニスコート更新工事	10,069,000円
工事請負費 計	10,069,000円

### <指定管理者が実施した主な修繕等の項目>

#### 【令和元年度】

項目	金額
万葉の丘外灯修繕	90,720円
トレーニングルーム空調整備	1,198,800円



スタジオ、事務所、救護室空調修繕	280,800 円
自動販売機側出入口扉修繕	38,880 円
トレーニングルーム換気扇修繕	69,120 円
アリーナアクリル板修繕	54,000 円
ボイラー室ガス給湯修繕	43,470 円
屋内消火栓整備	43,200 円
万葉の丘法面整備	137,500 円
多目的トイレ設備改修修繕	380,655 円
駐車場手すり設置整備	98,560 円
アリーナシャッターアクリル板修繕	19,800 円
玄関階段前改修修繕	209,506 円
男子更衣室床、照明器具修繕	324,537 円
スタジオ壁面壁紙修繕	147,290 円
駐車場手すり改修修繕	101,068 円
公園遊具修繕	109,450 円
公園遊具修繕	274,560 円
計	3,621,916 円

【令和2年度】

項目	金額
男子更衣室床張替	550,000 円
1F 男子トイレ換気扇取替	88,000 円
2F 男子トイレ小便器修繕	9,460 円
トレーニングルーム排煙窓修繕	91,850 円
アリーナシャッター修繕	342,100 円
男性シャワー室水栓修繕	35,200 円
2階トイレ照明回路修繕	33,000 円
2階用務員室照明器具修繕	23,650 円
アーチェリー場カーポート整備	317,900 円
香久山公園遊具ネット修繕	690,800 円
香久山体育館消防設備整備	213,840 円
駐車場看板補修	99,000 円
万葉の丘駐車場看板補修	60,500 円
トレーニングルームマシン修繕 (ラットプルダウン)	49,357 円
トレーニングルームマシン修繕 (レッグプレス)	51,040 円
2階男子トイレ換気扇修繕	55,000 円

万葉の丘駐車場区画線整備	210,650 円
香久山体育館アリーナ床段差修繕	44,000 円
香久山公園外灯塗装修繕	341,000 円
香久山公園バリカー修繕	92,400 円
体育館前通路排水溝鉄板取付修繕	49,500 円
香久山公園舞台照明撤去	55,660 円
万葉の丘法面整備	137,500 円
万葉の丘 TV アンテナ修繕	82,500 円
万葉の丘テニスコート整備	154,000 円
計	3,877,907 円

### 【香久山公園】

		平成 30 年度	令和元年度 (指定管理対象施設)	令和 2 年度
市	修繕料	277,128 円		
	工事請負費	0 円		
合計		277,128 円		

### <市が実施した主な修繕等の項目>

#### 【平成 30 年度】

項目	金額
香久山公園 公園灯修繕	144,288 円
香久山公園 ハート型ベンチ修理	48,600 円
香久山公園周辺排水路修繕	49,680 円
香久山公園周辺通路修繕	34,560 円
計	277,128 円

**【ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園】**

		平成 30 年度	令和元年	令和 2 年度
			(東竹田近隣公園を含む・修繕枠を導入)	
市	修繕料	591,840 円	0 円	0 円
	工事請負費	0 円	0 円	1,265,000 円
指定 管理	修繕料	-	2,106,480 円	1,021,680 円
合計		591,840 円	2,106,480 円	2,286,680 円

<市が実施した主な修繕及び工事請負費の項目>

**【平成 30 年度】**

項目	金額
東竹田ドーム体育館防球ネット他修繕業務	246,240 円
火災感知器用昇降装置修繕業務	345,600 円
修繕料 計	591,840 円

**【令和 2 年度】**

項目	金額
東竹田近隣公園遊具改修工事	1,265,000 円
工事請負費 計	1,265,000 円

<市が実施した主な修繕等の項目>

**【令和元年度】**

項目	金額
アリーナコートライン整備	220,000
事務室受付窓ガラス修繕	62,700
アリーナ北面ガラス修繕	97,900
公園内砂場砂場整備	108,000
多目的グラウンドグラウンド整備	584,000
修景池整備・清掃整備	197,000
公園内公園遊具整備	109,450
修景池機械室濾過設備修繕	35,200
公園内公園遊具修繕	692,230
計	2,106,480 円

【令和2年度】

項目	金額
東竹田駐車場バリカー修繕	82,500円
東竹田多目的グラウンド入口バリカー補修	33,000円
東竹田修景池橋修繕	257,400円
東竹田事務室ロビー系統空調機修繕	122,100円
東竹田男子トイレ修繕	18,260円
東竹田修景池整備	108,900円
東竹田女子トイレ照明	28,820円
東竹田アリーナライン整備	137,500円
東竹田ロビー・通路非常照明器具修繕	52,800円
東竹田事務室窓口修繕	22,000円
東竹田アリーナ自動火災報知設備修繕	158,400円
計	1,021,680円

【東竹田近隣公園】

		平成30年度	令和元年	令和2年度
			(指定管理対象施設)	
市	修繕料	208,332円		
	工事請負費	0円		
合計		208,332円		

<市が実施した主な修繕等の項目>

【平成30年度】

項目	金額
東竹田近隣公園 車止め修繕	78,840円
東竹田近隣公園 門修繕	48,600円
東竹田近隣公園 公園灯修繕	30,996円
東竹田近隣公園 公園灯修繕	49,896円
計	208,332円

**【曾我川緑地体育館・曾我川緑地】**

		平成 30 年度	令和元年度 (曾我川緑地を含む・修繕枠を導入)	令和 2 年度
市	修繕料	397,440 円	1,551,000 円	0 円
	工事請負費	0 円	0 円	0 円
指定管 理	修繕料	793,001 円	2,786,009 円	3,683,476 円
合計		1,190,441 円	4,337,009 円	3,683,476 円

＜市が実施した主な修繕等の項目＞

**【平成 30 年度】**

項目	金額
曾我川緑地体育館庭園散水装置修繕	397,440 円
計	397,440 円

**【令和元年度】**

項目	金額
檀原市曾我川緑地体育館 自動火災報知設備修繕業務	1,551,000 円
計	1,551,000 円

＜市が実施した主な修繕等の項目＞

**【令和元年度】**

項目	金額
体育館内女子トイレ水栓修繕	12,744 円
トレーニングルーム照明灯修繕	8,286 円
アリーナ照明灯修繕	27,522 円
武道場照明灯修繕	20,740 円
館内女子トイレ洗面台修繕	66,420 円
多目的グラウンド整備	14,040 円
アリーナ光電式ビーム機器修繕	800,172 円
アリーナ・武道場空調設備	70,200 円
排水槽フロートスイッチ整備	96,800 円
アリーナ・武道場空調設備	28,435 円
トレーニングトレーニングマシン整備	132,000 円
更衣室・スタジオ換気扇修繕	108,900 円
アリーナバッテリー修繕	102,850 円

テニスコート砂入れ整備	154,000円
ピロティスピーカー修繕	52,800円
テニスコート照明灯修繕	16,830円
ピロティ蛍光灯修繕	108,790円
ガス吸収式冷却塔ケミカルタンク整備	213,400円
トレーニングルームマシンシート修繕	16,280円
緑地公園遊具丸太交換・修繕	154,440円
公園遊具作業整備	108,900円
公園内時計修繕	70,180円
公園内公園遊具修繕	401,280円
計	2,786,009円

【令和2年度】

項目	金額
曾我川緑地多目的グラウンド整備	63,000円
曾我川緑地ちびっこ広場 遊具丸太ロープ修繕	48,400円
曾我川緑地体育館多目的トイレ・更衣室スライドドア修繕	96,250円
曾我川緑地多目的グラウンド整備	39,600円
曾我川緑地体育館バスケットゴール整備	215,116円
曾我川緑地体育館アリーナ床金具修繕	206,800円
曾我川緑地体育館冷却塔送風機取替修繕	396,000円
曾我川緑地体育館アリーナ雨水管つまり除去作業修繕	110,000円
曾我川緑地体育館屋外点字シート修繕	71,995円
曾我川緑地体育館トレーニングルーム体力測定機器修繕	14,300円
曾我川緑地体育館誘導灯修繕	107,030円
武道場ドア修繕	19,030円
曾我川緑地テニスネット修繕	11,220円
曾我川駐車場看板修繕	313,500円
曾我川緑地体育館トレーニングルームマシン整備	132,000円
曾我川緑地体育館屋上給湯回路修繕	45,100円
曾我川緑地体育館アリーナ兼用支柱補修	14,313円
曾我川緑地体育館受水槽塗装修繕	284,625円
曾我川緑地体育館レッグエクステンション座面修繕	33,000円
曾我川緑地体育館女子トイレ便器つまり修繕	16,500円
曾我川緑地体育館多目的トイレ自動ドア修繕	570,900円
曾我川緑地体育館屋外点字ブロック修繕	373,527円

曾我川緑地体育館女子トイレ便器漏水修繕	49,060 円
曾我川緑地テニスコート整備	154,000 円
曾我川緑地体育館アリーナ窓修繕	91,300 円
曾我川緑地体育館屋上シーリング修繕	206,910 円
計	3,683,476 円

**【曾我川緑地(公園)】**

		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
			(指定管理対象施設)	
市	修繕料	321,457 円		
	工事請負費	0 円		
合計		321,457 円		

＜市が実施した主な修繕等の項目＞

**【平成 30 年度】**

項目	金額
曾我川緑地 コンビネーション遊具修理	168,696 円
曾我川緑地公園 井戸ポンプインバータ修繕	44,280 円
曾我川緑地 トイレ便器器具修繕	28,620 円
曾我川緑地 自動洗面器器具修繕	6,480 円
曾我川緑地 汚水蓋修繕	6,264 円
曾我川緑地 トイレ照明設備取替修繕	48,968 円
曾我川緑地 トイレ自動点滅器取替修繕	18,149 円
計	321,457 円

**【檀原市中央体育館】**

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
機械器具等修繕料	¥70,200	¥0	¥304,700
合計	¥70,200	¥0	¥304,700

## &lt;市が実施した主な施設整備の項目&gt;

**【平成 30 年度】（税込 8%）**

項目	金額
体育館床補修	¥70,200
計	¥70,200

**【令和 2 年度】（税込 10%）**

項目	金額
消防設備点検調査	¥16,500
スプリンクラー用水槽修繕	¥288,200
計	¥304,700



別紙8 貸与備品一覧

【檀原市香久山体育館】

種類	数量	保管場所	備考
片袖事務机	5	事務所	
脇机	2	事務所、ジム	
コンピューターデスク（ウチダ）	1	事務所	
OA用机（二人掛）	1	ジム（30ZK9888）	
会議用テーブル	1	会議室	
長机、長机（棚付き）	25	倉庫	
机台車	3	倉庫2、アリーナ1	
折りたたみ椅子	150	倉庫	
パイプ椅子（赤茶）	8	会議室	
特殊椅子	3	トレーニングジム	
OA用椅子（肘掛）	1	事務所	
椅子台車	8	倉庫	
ベンチ	6	更衣室	
ベンチ（青）	5	トレーニングジム	
（公衆）電話台	1	入口	
サービス台（カウンター）	2	トレーニングジム	
シェルビング大（スチール整理棚）	9	アリーナ6、ジム、倉庫3	
シェルビング小（スチール整理棚）	3	ジム2、倉庫1	
カード保管箱（音響ラック）	1	トレーニングジム	
更衣ロッカー（3連上下別）	2	事務所内更衣室	
保管庫 引違い	2	倉庫	
上置保管庫	1	事務所	
書類保管庫 扉ガラス	1	事務所	
書類保管庫（保管庫ベースも含む）	2	事務所	
書類保管庫（ファイリングキャビネット）	2	トレーニングジム	
アルファコインロッカー（3連ロッカー）	18	男子9女子9	
ファイリングキャビネット（ラテラル）	1	事務所	
ビジネスキッチン	1	事務所	
テレビ（32型 LC32E7）	1	事務所	

テレビ台	1	会議室	
ベッド	2	1台救護室、1台倉庫	
傘立て	6		
スモーキングスタンド（灰皿）	3	倉庫3	
案内板	5	入口	
掲示板	1	事務所	
ブックスタンド	1	玄関前市民サロン	
プランタンボックス	1	ジム入口	
ごみ入れ	7		
耐火金庫	1	事務所	
エアロバイク	7	トレーニングジム	
ラポート	3	トレーニングジム	H30年導入
エクサージュ	6	トレーニングジム	
サイベックスラットプルダウン	1	トレーニングジム	
サイベックスシーテッドレッグプレス	1	トレーニングジム	
ツイストマシン立座式兼用	1	トレーニングジム	
ベルトトレーナーDX	1	トレーニングジム	
ビューティーローラー	1	トレーニングジム	
ローマンベンチ（背筋台）	1	トレーニングジム	
アスリートデクラインベンチ	1	トレーニングジム	
アスリートプレスベンチ&カール台	1	トレーニングジム	
アスリート バーベルスタンド&アジャスタブルベンチ	1	トレーニングジム	
ダンベルラック（アスリートウェイト）	1	トレーニングジム	
アスリートチン&ディップスタンド	1	トレーニングジム	
アスリートカールバー 28φ7kg	2	トレーニングジム	
アスリートウェイトハンガー	2	トレーニングジム	
バーベルウェイトラック	2	トレーニングジム	
タイタンパワーラック	1	トレーニングジム	
ベンチプレス	1	トレーニングジム	H30年導入
バーベルステージ	1	トレーニングジム	
クロームセットバーベル 10~30kg	1	トレーニングジム	
クロームセットダンベル 1~10kg	1	トレーニングジム	

アスリートバーベルセット 202.5 kg	1	トレーニングジム	
ラバープレートセット 50φ155 kg	2	トレーニングジム	
ラバープレートセット 28φ79 kg	2	トレーニングジム	
ダンベルプレートセットシャフト付	1	トレーニングジム	
リフレクスマirror移動式	3	トレーニングジム	
カラーマット 30KT8501	2	倉庫	使用不可
デジタル体重計 DP8000	2	トレーニングジム	
ID カード式ターミナル付身長体重計	1	会議室	
卓球台	10	器具庫	曾我川へ1台貸出
卓球防球フェンス BP902 オガワ N-3601 ニッタク	40	アリーナ	
卓球防球フェンス運搬車	1	アリーナ	
バレーボール審判台	2	器具庫	
バレーボール得点板	2	器具庫	
バレーボール支柱	2	器具庫	
ソフトバレー・バドミントン兼用支柱	4 対	器具庫	
アシックス移動式多目的支柱	4 対	器具庫	
柔道畳	100	倉庫	
柔道畳滑り止め (黒)	40	倉庫	
柔道畳運搬車	2	倉庫	
ノート型パソコン (「e 古都なら」専用)	1	事務所	

【榎原市万葉の丘スポーツ広場】

種類	数量	保管場所	備考
事務用机	2	事務所	
事務用回転椅子	4	事務所	
折りたたみ椅子	2	事務所	
書類整理庫 大	1	事務所	
書類整理庫 小	1	事務所	
耐火式金庫	1	事務所	
コインロッカー	1	談話室	
ビジネスキッチン	1	休憩室	
冷蔵庫	1	休憩室	
ウォータークーラー	1	談話室	
傘立て	1	入口	
案内板	2	談話室	
ピンク電話	1	談話室	
テニスポスト	6	倉庫	
監視カメラ一式	1	故障	故障
研磨機	1	倉庫	
テレビ	1	談話室	
掃除機	1	倉庫	
草刈機	2	倉庫	
自走式草刈機	1	倉庫	
芝刈機	1	倉庫	
ロビンソンブロー (刈芝放出機)	2	倉庫	
テニス支柱	1	不明	
ホールカッター	3	倉庫	
吊バンド・アーチェリー防矢ネット	1	不明	

【榎原市ひがしたけだドーム】

種類	数量	保管場所	備考
事務用机	1	事務所	
片袖机	2	事務所	
会議用長机	7	器具庫	
ミーティング机	7	器具庫	
折りたたみ椅子（青）	50	器具庫	
折りたたみ椅子（茶）	6	器具庫	
事務用椅子（黒）	1	事務所	
会議用椅子（水）	14	器具庫	
ロビーチェア（背なし）	4	ロビー	
ロビーチェア（背なし 赤色）	4	ロビー	
ロビーチェア（背付き 赤色）	3	ロビー	
回転椅子	2	事務所	
整理棚	7	倉庫等	
書架・雑誌架（スチール引戸）	1	倉庫	
ファイリングボックス収納庫	1	事務所	
更衣（シューズ）ロッカー	2	ロビー	
ビジネスキッチン	1	事務所	
電話機（FAX 対応）	1	倉庫	
ラミネーター	1	事務所	
ホワイトボード	2	ロビー・ホール	
3連ロッカー	1	ホール	
傘立て	1	ホール	
折りたたみチェア収納台	2	器具庫	
灰皿	2	倉庫	
案内板	2	ホール・ロビー	
パンフレットスタンド	1	ホール	
パーティションスタンド	1	ホール	
乾湿両用掃除機	1	倉庫	
マットトラック木製 小（木製台車）	1	倉庫	
信号変換機	1	倉庫	
フロアスタンド	1	倉庫	
テニス審判台	1	器具庫	

フットサルネット（青）	2	アリーナ	
ゴールネット（白）	4	アリーナ	
軟式テニスネット	2	倉庫	
硬式テニスネット	1	倉庫	
バトミントンネット	3	倉庫	
バドミントンポール（緑）	6	器具庫	
得点板 A-11W	1	倉庫	
サッカーゴール運搬車	4	倉庫	
デジタルタイマー70X	1	倉庫	
ウォータクーラー	1	ロビー	
監視カメラ	1式	事務所	
消火器	5	各施設	
一輪車	1	倉庫	
ノート型パソコン（「e 古都なら」専用）	1	事務所	

【檀原市曾我川緑地体育館・曾我川緑地】

種類	数量	保管場所	備考
両袖机	2	事務所	
片袖机	4	事務所	
テーブル (茶)	2	救護室 1、器具庫 1	1 台故障
角テーブル	2	ジム 1、事務所 1	
机	20	倉庫	
テレビ台	1	ジム	
パソコンデスク	1	事務所	
カウンター	1	ジム	
椅子	100	倉庫	
椅子運搬車	4	スタジオ	
会議用椅子 (座面黒・背もたれ赤)	6	救護室 4、受付 2	
ベンチ	9	入口、ジム 4、更衣室 4	
ロビーチェアー	8	廊下	
肘付回転椅子	1	事務所 1	
回転椅子	6	事務所	
パソコンチェアー (赤)	3	事務所 2、倉庫	
薬品棚	1	救護室	
シェルビング	15	倉 4、器 6、ｽﾀ1 倉 1	
更衣ロッカー (3 連)	3	事務所	
レターケース	3	事務所	
手提げ金庫	1	事務所	
オープン保管庫	3	ジム	
ファイリングボックス収納庫	1	事務所	
ビジネスウォール	1	ジム	
クリーンロッカー	4	倉庫、ｽﾀ倉、器具、2F 倉	
コインロッカー	16	更衣室	
シューズボックス	9		
ビジネスキッチン	1	スタジオ	
パソコンラック (0A ラック)	3	事務所、廊下、ジム	
トレユニット (3 列、2 列)	4	ジム 2、事務所 2	
引き違い書庫	5	事務所 4、2F 倉庫	
傘立て	2	入口	
アコーデオンスクリーン (衝立)	3	事務所 2、ジム 1	

灰皿	2	喫煙 2、清掃、機械	
壁掛け黒板	2	入口 1、事務所 1	
回転黒板	4	事務所、入口、倉庫 2	
行事黒板	2	入口、ジム	
案内板	8	廊下等	
パンフレットスタンド	2	ジム 1、廊下 1	
電話台	3	ジム 3	
サインスタンド	4	入口 2、ジム 2	
パンチ	1	事務所	
裁断機	1	事務所	
デジタル体重計	1	トレーニングジム	
体内脂肪計	1	トレーニングジム	
身長計	1	トレーニングジム	
体前屈測定器	1	トレーニングジム	
全身反応測定器	1	倉庫	
ジャンプメーター	1	倉庫	
握力計	1	倉庫	
ストップウォッチ	2	事務所	
スポーツタイマー	1	トレーニングジム	
エクサージョグ	7	トレーニングジム	
クライムマックス	1	トレーニングジム	
チェストプレス	1	トレーニングジム	
ラットプルダウン	1	トレーニングジム	
ロー	1	トレーニングジム	
オーバーヘッドプレス	1	トレーニングジム	
トローローテーション	1	トレーニングジム	
レッグプレス	1	トレーニングジム	
レッグカール	1	トレーニングジム	
レッグエクステンション	1	トレーニングジム	
パワーゲージステーション	1	トレーニングジム	
ベンチプレスステーション	1	トレーニングジム	
フラットベンチ (30FW54)	1	トレーニングジム	
アジャスタブルフラットベンチ (30FW5430)	1	トレーニングジム	
ストレイジステーション	1	トレーニングジム	
バー	3	トレーニングジム	



アームカールバー	1	トレーニングジム	
プレートナチュラルラバー	20	トレーニングジム	
プレートラバー	33	トレーニングジム	
ダンベルラック	1	トレーニングジム	
ダンベルセット	1	トレーニングジム	
アブドミナルボード	1	トレーニングジム	
ローマンベンチ	1	トレーニングジム	
バーベルステージ	1	トレーニングジム	
ベルトトレーナー	2	トレーニングジム	
テーブルローラー	1	トレーニングジム	
バックアブドミナル	1	トレーニングジム	
チェストプレス (ハイドラ)	1	トレーニングジム	
ショルダープレス	1	トレーニングジム	
ニーエクステンション/フレク ション	1	トレーニングジム	
ジャンプスクワット	1	倉庫	故障
AB/AD ヒップ	1	倉庫	故障
脚立	1	倉庫	
診察台	1	事務所	
ごみ箱	5	入口、清掃、ジム前、更 衣室 2	
手押し車	1	事務所	
冷蔵庫	1	事務所	
掛時計	4	事務、柔道、ジム、アリーナ	
ボール圧ゲージ	1	ジム	
掃除機	3	清掃 2、ジム 1	
ロールカーテン	1 式	スタジオ	
暗幕カーテン	1 式	アリーナ	
ワイヤレスアンテナ	6	倉庫	
バレーボール審判台	2	器具庫	
ソフトバレー審判台	6	器具庫	
卓球台	17	アリーナ 11、機械 6 (故障) 1 台	H29 一部更新
バスケットボール台	1 対	器具庫	
防球フェンス運搬車	1	アリーナ	
防球フェンス	50	器具庫	H29 一部更新

得点板 (大)	3	器具庫	
ポールバー整理台	1	器具庫	
テニス支柱	1 対	器具庫	
バドミントン・ソフトバレー兼用 支柱	6 対	器具庫	
支柱カバー	3	器具庫	
卓球ゲームカウンター台	6	器具庫	
支柱運搬車	3	器具庫	
バレーボール支柱	3 対	器具庫	
ポータブルワイヤレスアンプ	1	事務所	
ワイヤレスアンプ	1	倉庫	TOA 音響機器
スピーカー	2	アリーナ	
ワイヤレスマイク	2	事務所 1、倉庫 1	
ダイナミックマイク	1	事務所	
アンプワゴン (KZ-30ZC)	1	倉庫	
移動用スピーカー	2	倉庫	
マイクスタンド TL-P52 (床 上型)	2	倉庫 1、不明 1	
マイクスタンド (卓上型)	1	倉庫	
スピーカースタンド	2	倉庫	PS-U500 ビクター
畳運搬車	5	倉庫	
柔道畳	148	柔道場、倉庫	柔道場 98 倉庫 50
柔道得点板	1	倉庫	
武道用タイマー	2	倉庫	
鏡	3	ジム	
テレビ	2	ジム、廊下	
サッカーゴール	3 対	器具庫 1、ピロティ 2	
ライン引き (大、小)	2	ピロティ	
スチール物置 (収納庫)	1	ピロティ	イナバ MBW-65F
ロープ巻取器	1	ピロティ	
巻尺グラスター	2	ピロティ	
折りたたみリヤカー	1	ピロティ	
拡声器	2	倉庫	
集会用テント	2	ピロティ	
双眼鏡	1	事務	

硬式テニスネット (RT-N160107)	2	器具庫	
硬式テニス防風ネット	20	器具庫	
ノート型パソコン(「e 古都なら」専用)	1	事務所	
自動券売機	1	事務所前	
ロビーチェア	4	倉庫	
オートスパイロメーター	1	倉庫	
ハンマーナイフロータ	1	ピロティ	
ハンマーナイフモア	1	ピロティ	
フレックスモア	1	ピロティ	
乗用草刈り機	1	ピロティ	

【**橿原市中央体育館**】

種類	数量	保管場所	備考
事務用机	6	事務所	
机	1	事務所	
長机	8	舞台裏	
机	1	館長室	
応接机	2	応接室・館長室	
事務用回転椅子	6	事務所	
応接椅子	4	事務所	
パイプ椅子	436	舞台下	
応接椅子	8	応接室	
椅子	4	館長室	
横長イス	5	3F ホール	
傘立て	6	玄関ホール等	
掲示用ラック	3	玄関ホール	
掲示用ボード	1	玄関ホール	
TV	1	事務所	
TV 台	1	事務所	
カウンター	1	事務所	
ファイリングキャビネット	2	事務所	
ロッカー中	12	更衣室	6ヶ/台×2台
ロッカー小	72	更衣室	9ヶ/台×8台
扇風機（スタンド工場扇）	2	更衣室	
マイクスタンド	4	舞台裏・事務所	大2、小1・大1
ビニールシート	1式	舞台裏	アリーナ全面分
平行棒	2	舞台裏	
マット（体操競技用）	4	舞台裏	
跳箱	2	舞台裏	
あん馬台	1	舞台裏	
跳び板	1	舞台裏	
台上机	1	舞台裏	
グランドピアノ	1	舞台裏	
音響スピーカー	2	舞台裏	
音響装置	1式	音響室	

卓球台	16	器具庫	1台故障
卓球ネットセット	26式	器具庫	
バレーボールネットセット	2式	器具庫	
バトミントンネットセット	6式	器具庫	
テニスネットセット	2式	器具庫	
審判台	2式	器具庫	
アリーナ区切り板	23	器具庫	
剣道防具（面・胴・甲手）	17式	器具庫	
得点表	10	器具庫	大2・中2・小6
柔道畳	1式	舞台裏	
消火器	25	体育館・旧公民館	

## 別紙9 自主事業概要一覧

### 【檀原市香久山体育館・檀原市万葉の丘スポーツ広場】

概要
教室（テニス、キッズダンス、ヨガ、フラダンス等）
交流戦（ソフトバレー、テニス）
測定会、全身柔軟体操、ハイキング
各種物販（スポーツ用品、栄養補助食品等）

### 【檀原市ひがしたけだドーム・東竹田近隣公園】

概要
教室（テニス・ピラティス）
各種物販（スポーツ用品、栄養補助食品等）

### 【檀原市曾我川緑地体育館・曾我川緑地】

概要
教室（テニス、キッズダンス、卓球、サッカー等）
大会（テニス）
測定会、全身柔軟体操、ハイキング
各種物販（スポーツ用品、栄養補助食品等）

### 【檀原市中央体育館】

概要
教室（ソフトテニス、剣道）